

第六十七回国会 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和四十六年十一月十一日(木曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

十一月六日

辞任

松井 誠君

補欠選任

秋山 長造君

十一月十日

辞任

田中 茂穂君
秋山 長造君

補欠選任

津島 文治君
小谷 守君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

前田佳都男君

柴田 榮君

嶋崎 均君

成瀬 幡治君

多田 省吾君

栗林 卓司君

委員

青木 一男君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

河本嘉久蔵君

棚田 四郎君

津島 文治君

西田 信一君

松垣徳太郎君

藤田 正明君

小谷 守君

竹田 四郎君

戸田 菊雄君

吉田忠三郎君

渡辺 武君

國務大臣

大蔵 大臣

水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官

船田 謙君

大蔵大臣官房長

竹内 道雄君

大蔵省主計局次

平井 勉郎君

大蔵省主計局次

吉瀬 維哉君

大蔵省主計局次

大倉 眞隆君

大蔵省主税局長

高木 文雄君

大蔵省理財局長

橋口 收君

大蔵省銀行局長

近藤 道生君

大蔵省国際金融

稲村 光一君

局長

常任委員会専門

坂人長太郎君

事務局側

本日の會議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査

(当面の財政及び金融等に関する件)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員
會を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
十一月六日、松井誠君が委員を辞任され、その
補欠として秋山長造君が選任されました。

また、昨日、田中茂穂君及び秋山長造君が委
員を辞任され、その補欠として津島文治君及び小
谷守君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) それでは、租税及び金
融等に関する調査を議題といたします。

前回の大蔵大臣の所信並びに当面の財政及び金
融等に関する件について質疑を行ないます。質疑

のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 まず第一に、コナリー財務長官が
来日されました。きのうは大蔵自身で二回會談を
して、当面の諸問題について日米間の經濟關係の
調整に入った、こういうことでありますが、その
會談の具体的な内容等について説明していただき
たい。

○國務大臣(水田三喜男君) すでにコナリー長官
が来日される前に、いろいろお話しございましたが
が、このたびは南ベトナムの大統領就任式に出席
した途次、アジアの各国をたずね、日本にも立ち
寄つて、一度も日本をたずねたことがないの
で、この機会に日本のいろいろな事情も知り、い
ろいろの日本の御意見も伺いたいと思ひが、いわ
ゆる今回の訪日を交渉の場にするというところは
考へない。したがって、要求とか解決とかというよ
うな、問題の協議というものは一切自分のほうは
しないつもりだということをあらかじめ申し上げて
おりましたので、私どももそのつもりになっており
ましたのですが、きのうの會談におきまして、勢頭
このことを確認しまして、一切自分は、自分のか
ばんの中にそういう具体的な問題を今回は入れて
こないからというので、いろいろこれからの問
題、外交、政治、經濟、いろいろな問題について日
本のできるだけ多くの人に會つて、そういう意見
を聞いて帰りたいということでもございましたの
で、私どもの管轄の問題としては、必然的にい
ろいろ日本の經濟の現状、来年度の見通しというよ
うなものについて、これを中心に質問がございま
したので、私どもとしてはいろいろな角度からの説
明をいたしました。

まあ、私は申しましたのですが、基軸通貨国と
いうものは、いままであまり苦勞がなくて、むし
ろうらやましいと思つてゐる。ということは、通
貨安定について自分の国は國際収支そのほかにつ

いて、ほんとうに國內政策というものをやつて苦
勞してない、だからその間の事情がわからない
ところがあるかもしれないが、ほかの国はそうでは
ないんだ、國際収支を常に改善し、調節するとい
うためには、國內政策で非常な苦勞をしているん
だということで、日本のこれまでの國際収支の調
節についてのいろいろ苦勞の話をしましたが、こ
ういふ点について、やはり基軸通貨国としてはい
ままで相當理解の足りなかつたところがあつたん
じゃないかと思ふ。むしろそういう点に非常に興
味を持つて、日本の不況が輸入を減らし、輸出を伸
ばしているという、この特別な現象というよりな
ものについて、特に私どもはいろいろな説明をい
たしましたが、ドイツにおいても不況ということが
が言われているが、完全雇用の状態にあつて、し
かも外國からの労働者が多数、国に入つておつ
て、そうして經濟の一定の成長を確保している
という國の不況というものが、自分ばびんときな
い。同様に日本の現在の不況というよりなものに
ついていろいろな疑問があるので、特にそういう
点を知りたいんだというようなことがございま
したので、日本の現状というものは、いわゆる不況
の状態であるというよりなことを私どもは説明す
るのに、これは相當な時間をとりました。

それから、やはり各國ともこういう世界の主要
國が不況状態になつてゐるという現状から見
たら、ここで國際通貨の不安をこのままにしておく
ことは問題である。どうしてもこれを無期限に、
来年までこの平価調整の問題を延期するといふこ
とは、國際經濟にとつては非常に大きな障害とな
るであらうと自分たちは思はれるので、できた
年末にもこの問題の解決をはかりたいということ
を中心に、米國のいろいろ意見をたてました。

これはもう御承知と思いますが、欧州諸國の意
見も大體統一されてきまして、これが早期の妥結

を望めるか望めないかという事は、いまだ米国の態度が従来の会議におけるような態度であるのか、柔軟性を示す態度で今度の会議に臨まれるのか、これが一つのかぎとなると思いますので、そういう点についての打診をいたしました。これはコナリー長官は旅行中でもあるし、またその後の欧州の具体的な動きというものを十分に自分は知っていないので、日本の事情も聞くし、これから本國へ帰って欧州の事情も十分聞いた上で、これからほんとうの態度はきめるんだというようなことで、この問題についての米国のこれからの態度という事ははっきりと示しませんでしたが、しかし、お互いの努力によつて、できるだけ早期に解決すべきであるというようにすることについては、大体私どもと意見が一致したつもりですが、しかし、通貨の問題は、日米の問題だけではございませんし、やはり欧州諸國が一応まとまる方向へいくいかぬかということも、大きいこれは要素でございますので、そういう点の動きをもう少し見届けたいと、通貨問題の見通しというものは、依然としてまだ見通しがつきにくいという状態には変わりないと思ひますが、しかし、いろいろな情勢がもうそれぞれ解決へ向かつて努力をしておるといふことは事実でございますので、日本としても必要な協力はしますが、できるだけ早くこの解決ができることをまあ望んでおる次第でございます。

そういう事情があるとき、二十二、二十三日に一応十カ國蔵相會議が開かれるという、開きたいという予定だが、都合はどうかという問い合わせが早くから参つておりましたので、一応これは都合はよろしいという返事を私どもはしておりましたが、長官自身がこの會議の議長でもございまして、そういうことに対する準備不足という点もあるとみえまして、この点についてはいまのところそれでいいかと思ひますが、しかしこれは、これから相談をするつもりであるということをはっきり申しております。きのうの段階でははつきりきまつておりませんでした。けさの段階にお

きまして、月末にずらすか、あるいは十二月になるか、いまだ少しずらしたいということを考えておるといふことだけ言つてまいりましたが、まだこの日はきまつていない。しかし二十二日、二十三日は、これは延期になりそうだとすることは、けさの段階でやはきまつりしてきたということでございます。

そのほかは、いろいろの問題をお話ししましたが、大体大筋は以上述べたようなことでございまして、具体的な協議ということをはきのういたしておりません。

○戸田菊雄君 まあ、おおよその會議の情勢のやりとりについては、いま大臣が言つたとおりだ。しかしその程度のことはもうすでに新聞に出ていゝるんですね。たとえば、十カ國蔵相會議は二十二、三日はやや無理であらうというふうなことは、大体いま大臣が言われたようなことは、これは新聞に報道になつた。これは日経でありますけれども全部出てゐる。もつと私は具体的な、いまコナリー財務長官はアメリカを代表して来日をされた。確かにそれは南ベトナムのチュウ大統領の就任式に出席して帰るかもしれない。しかし、いま日米間の經濟關係調整というものは、数多くあるのですね。ことにその中で指摘されてゐるのは、一つは、やはり日本の円切り上げ問題が当然これは最大の焦点としていゝ話題になつておるわけですね。また早期にそういう問題に対して一定の見通しを立てて、そうして解決をしなければならぬ、これは早期にですね。日本のいまの國內の各般の影響を考へてもさうだと思ふ。

もう一つは、やはり指摘されてゐるように、ドルの切り下げを要求したといふんですが、こういう問題について一体どうなつてゐるのか。もう一つは、輸入課徴金を撤廃しないといふ要求をしたといふんですが、これは当然こういつた三つの問題といふのは、当面の經濟諸問題の中心なんです。それから、そういう問題については、大臣はきのう二回、とにかく九時半から十時半までですか、それから昼食会を含んでやつておるわけ

ですね。そういう中で、ずばりもういゝままでの情勢のやりとりは、私は、閣僚會議その他で、日米のそういうところでやられてゐるわけですから、もう焦点に入つて話をされたのだと思ふのですね。そういう点をもう少し具体的に、新聞の領域を出て、國會ですから、國民に発表していただきたいと思ふ、具体的な内容を。もう少しひとつ續けてください。

○國務大臣(水田三喜男君) その点が、勢頭もうコナリー長官が断つてゐるうちに、まあ日本の新聞でコナリー旋風と書いておられますし、すでに日本へ相當の要求を持つて乗り込むというふうな印象を与えておるせいでございますが、その種類のことは一切ないんだと、そういう意味で日本へ立ち寄つたのだから、今度は聞き手であつて、いろいろなことを聞いて日本の実情を十分知つて歸りたいといふ、もう勢頭の話でございます。したがつて、交渉的な話には入りませんでした。私のほうとしましては、こういう機会にやはりアメリカの意向、考えをはつきり聞くことは最も必要なことでございますので、まず早期妥結ということと意見が一致するならば、まずこの場合はアメリカ側の態度が一番重要であるということから、いまおっしゃられたような問題は、これは全部一応こちからは當然質問することでございます。話しましたが、それがさつき申しましたように、まだ旅行先であるし、これから本國へ行つて會議に臨むためにアメリカもやはりこの点について

は相當重大な相談によつて最後に態度をきめるべき問題だと思ひますので、現在まだそれをハつきりきめてないんだといふ以上、これはそれ以上私どもが聞き出すといふことはできません。ただ、はつきりいたしましたことは、課徴金という問題については、相當弾力的な考えを持つてゐるといふことと、将来金とドルを交換するといふことに復帰するといふ考えはアメリカ側が持つてゐない。非常にこれはアメリカにとつてむずかしいことと、そういう方向は考へてゐないといふこととだけは、大体いろいろ意見の交換の間にわかつたこととでございますが、今度のGテンにこれをまとめるために、どういふ柔軟な態度をもつて臨むか、いままでの態度をどういふふうに変更して臨むかといふところまでは、今回は向こうではつきりとしたことを言ひませんでした。

○戸田菊雄君 大臣の答弁を聞いていますと、非常に日本は受動的ですね。新聞にもあるように、「通貨米、強硬姿勢変えず」、何かアメリカの脅迫的な行為ですね。どんどん押し込められてゐるような印象を受けるんですが、やはりこの問題については、私は、この前も大臣に質問したのですけれども、政府としての当面のドル・ショックに対する対応措置をどうするか、こういう問題についてきちつとした見通しと、今後の態度、交渉姿勢ですね、そういうものを持つてしかるべきだと思ふのですけれども、そういう点はどうか考へておられますか。

○國務大臣(水田三喜男君) もういまあらためて言うまでもなく、今日までいろいろな場を通じて日本の主張といふものは十分しておりますし、向こうもそれを知つてゐる。したがつて、日本に対する考えも、向こうはここで固めなければならぬでしようし、そのためには、やはり日本のいろいろな人の意見も聞くし、実情を見てそれを参考にしたいといふ気持ちだつたと思ひますが、きょうは引き続き関係閣僚一人一人に会つておりますし、また日本の他のいろいろな代表と思はれる人たちにも、きょうは会つてゐることをやつておりますので、もう日本の主張といふものは十分アメリカ側に通じてゐるはずでございます。

○戸田菊雄君 きのうからの新聞によりますと、コナリー財務長官を迎えて會議するにあつた、日本の対交渉姿勢といふものを三つきめておられますね、經濟閣僚會議で。そのことに対して具体的な折衝に入つたわけですね。たとえば、円切り上げの問題一つとらえてみても、水田大蔵大臣とコナリー長官が會議をされて、根回しができたところ、最終的に円切り上げ幅といふものは首相が判断する。最終的にコナリー長官と会つてゐるや

な

いかということまで新聞に出ていた。こういうところまで具体的に問題は意識められていっているのじゃないですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まだそこまでの段階に至っていないというのが、いまの国際交渉の実情だろーと思ひます。したがって、特に今回の場合は、向こうの要望という形では出さないで、日本からも要望という形では出さないで、これは協定の形式をとってしまふことになりまして、そういうことには触れないという約束での会談でございますので、したがって、いまおっしゃられるようなことを、強く日本が主張するということではなくて、全体としてこれをまとめるためには、アメリカはこういう考えを知らねばいけません。いかにいうような、まとめ方についての日本の意見というより、なものを中心に私どもはきくもの、ばらばら述べたという段階でございます。じゃあ日米間でこの問題をどうするかというのは、これはこれから話でございまして、きのうの段階の話ではないというところを、区切りをつけて会談しておつたものですから、この問題には入りません。

○戸田菊雄君 きのうの経済閣僚会議で定められた日本の路線というものは、内容はいろいろですが、具体的に内容答えてください。

○国務大臣(水田三喜男君) きのうの閣議のあとで関係閣僚が何人かお会いしました。そのときのお話は、それぞれ向こうが一定の交渉題目を持ってこられるというなら、みんな関係閣僚のいろいろな態度について相談が必要なんだが、今回はそういうことがないのだから、それぞれ別々にお会いして、自分の管轄の範囲内におけるいろいろな実情の説明、あるいはそれについてこちらが質問すべき、ただし問題は大だすというふうなことで、それぞれが懇談をやらうと、そうして円問題というふうなことにしても、各閣僚がばらばらにそういう問題には、もし出てくれば触れない。おそろく出ないと思うが、この問題は窓口を大蔵大臣に統一しようというふうな話し合いをしたということだけでございまして。

○戸田菊雄君 私が聞いている範囲内では、きのうの閣議では三つですね。

一つは、当面の日米両国の経済の現状の認識を合おうじゃないか、これが一つ。

もう一つは、できれば円切り上げのおおよそのめど、最終的にコナリー長官と佐藤首相が会見できるようなその下打ち合わせを、根回しをしようじゃないか。この円の切り上げ問題について、具体的に新聞には大体一〇%ないし一五%あたりまで切り上げるべきことをちよつとおわせている。そこまで煮詰められて検討されたことは事実じゃないか。円切り上げ問題についていずれにしてもどうするか。

もう一つは、日本政府としては、この経済八項目政策その他を含めて、そういうものについて具体的に実行方式というものをこれから推進をする。

こういう三点をおおむね経済閣僚会議でもって了承し合つて、そしてそれぞれの各大臣というものがコナリーと折衝をする、こういう状態であるのじゃないでしょうか。違いますか、認識は。

○国務大臣(水田三喜男君) いわゆる日本の八項目というものは、これはもう日本独自で定めていく政策でございまして、まあそういう問題が出た場合には、これは引き続き日本側としては、最初の方針だということをお互いに確認し合つたというところはございまして、いま言った円のレート問題をどうしようかというものは、そういうことは相談しなかつたと言つても、いま皆さんの想像が、集まればそういうことを当然にするだろうという、もう推測でいろいろ報道されるのは、これはやむを得ない、こう思つておりますが、事実はそのうちでございませぬ。

○戸田菊雄君 まあ時間が過ぎますから、いずれドル問題については、時期を見て十分時間をかけて質問してまいりたいと思ひます。

きょうは、大綱四点について大臣に質問する予定をしてまいつたのですが、時間がちよつと過ぎましたから若干省いてまいりますが。

その第一点は、経済一般について質問したいと思ひますが、四十六年度の経済成長率一〇・一%、今回の補正改定で五・五%、いわゆる半分になったのですね。四十七年度の経済成長見通しというのは、大蔵大臣自身としてはどう見ているのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 経済企画庁との打ち合わせでは、できるだけ十二月ごろまでに、来年度の経済見通しを立てたいということで、経済企画庁がいま作業をしておりますが、むずかしい問題は、この通貨問題がやはりどうなるかといううなものと、日本の来年度の経済の不況度といううなものは大きく関係がございまして、この問題の見通しとかきくものでございまして、この点について私どもはつきりした来年度の見通しは持てないところでございまして。しかし、いづれにしましても、来年度のデフレギャップが相当大きくなるというところは現在見通せまうので、そのデフレギャップを埋めるだけの財政政策というものがとれるかとれないかというところは、来年度予算編成上の大きい問題で、たとえは、公債の発行ということによつても限度はございまして、限度内のいろいろな活用政策をとつて、そのほかのあらゆる有効と思われる政策を全部総合的に動員して、このデフレギャップを埋めて不況を食い止め、回復の方向へ持つていくことができるかどうかということが、いま予算編成上の一番大きな問題でございまして。

希望としては、八%ぐらいの成長率に持つていくけるというふうなことがあったら、非常にこれはありがたいと思つておりますが、いまのところ政府が総力をあげてやつても、なかなかそこまで成長達成というのにはむずかしいのじゃないかと思つております。現にここの予想が五・五%といつておられますが、今度の補正予算の効果がどういふふうに出てくるか、注目しておりますが、なかなかそこまで今年度はいかないんじゃないかと

いうことをいまわれわれ心配しておりますので、その延長ということになりますと、ほつておくたいへんですが、来年思い切つたいろいろな措置はとりまうので、とつた結果どの程度まで経済成長を持つていけるかというのには、やはり最終的にはこの通貨問題の決着といううなことを早くしないといふと、これがつきりしないことになりまうので、そういう点から私どもはできるだけ国際間の協調を急ぎたいと思つておるところでございまして。

○戸田菊雄君 まあ大体七、八%に持つていきたいという大臣のお考えのようですが、しかし大臣は、大臣就任時に、私は、何回かやつた大蔵大臣時代に積極財政を展開できなかった。今回は積極財政を展開する。こういうことを繰り返してやつておられるわけですね。ですから、いま大臣がおっしゃつた七、八%ということでは、大臣が考へている積極財政とは違ひものじゃないかと考へるのですが、その辺の心境はどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 従来の日本の成長率が平均一〇%以上になつておりますので、七、八%ということになりますといふと、相当の不況感というものがまだ残るだらうと思ひますが、しかし、いまの経済の現状から見ますといふと、そこまで持つていくというためには、相当の積極政策が必要だ。財政主導型とか言われておりますが、財政の総力をあげて、いろいろの政策をやつてみて、それだけの積極政策をとつても、そこまで成長率を持つていくといふことは、私は、なかなか容易なことではないといふふうに思つております。

○戸田菊雄君 実際の見通しとしてはそういう心境にならざるを得ないかと思ひますが、大蔵大臣の積極財政論者として、目下年間経済成長は一体どの程度のことが望ましいか。その辺のところはどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いま、その問題は、財政政策の転換として、国民生活の質的向上というものの、いままでの成長、国際収支のゆとりを

結びつくるのだという転換政策をとっており、
以上は、設備投資を刺激して、高度成長政策を
とった従来の政策の転換ということでございます
ので、したがって、設備投資をそう刺激しない
で、国民生活に結びついた環境の整備というため

やる場合に、当然この経済の成長率というものは下がってまいりますので、それがどの程度に下がることがバランスがとれることであるかということについて、経済企画庁がここで全体の見直し作業をするということになっていましておられますので、それによってこの形が大体適当だろうというふうなものが近く出てくると思いますので、やはり政府としては、それらの見解によつた来年度からの財政政策を立てたいというふうに考えております。

○戸田菊雄君　これで私は三十分ですから終わりますけれども、あと明年度の予算に係属する問題、税制問題、財政主導型等の問題については、あしたまた取り上げますから、この次に質問します。

いまの成長率のことですが、これに大蔵の答弁があつたのですけれども、新経済社会発展計画の目標、四十五年から五十年まで六カ年平均が一〇・一％という見通しを立てているわけですね。ですから、この経済社会発展計画にのつた積極財政ということで今後も臨んでいくのか。

それから、大臣は、七、八%まで成長率を高めていくのは容易なことではない、しかし、その辺に当面の目標を置きたい、こういうふうなことを言われているのですが、その七、八%を積極財政でそこまで高めていく、いわば新経済社会発展計画と同率まで高めていく、こういう方向で今後進められていくのか。その辺の見解をもう少し具体的にお聞かせいただきたいと思うのです。

それからもう一つは、四十七年度の経済成長、これが七ないし八%、それで予算の規模は、本来質問すればいいのですけれども、およそ私の予想としては十一兆台、公債が一兆五千億ないし七千

億、こういうことになっているんじゃないかと思
うんですが、これらの成長率は、そういう施策を
含めた上での七、八％ということを考えておるの
かどうか、これはどうですか。これで私終わりま
す。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、もう今後一
○%以上の成長率を確保するという目標は、当然
手直しをしなければならぬと思っています。こ
れは、ここまで大きくなった経済が、さらに一
○%以上毎年成長していくというためには、やは
り依然として設備投資の力をかりなければいけ
ない、それがいいか悪いかということでございま
して、そりでなくて、生産力には直接はね返つて
ないいろいろな公害対策であるとか、下水事業で
あるとか、国民の生活に結びついた方面への投
資を強化するということにしますという、当然成
長率というものは設備投資に期待するときより
も下がってくるのがあたりまえでございますので、
そういう点でこの訂正は必要だというふうに考
えておりますので、いまは経済企画庁もそうい
う方向の作業をしておることと思っております。

○竹田四郎君　先ほど戸田さんの発言に関連して若干お聞きしたいと思いますが、新聞報道によりますと、コナリ―長官は十三日か十四日あたりに帰るんではないかという話でございますが、昨日会談をして、大蔵大臣は、コナリ―の日本を離れるまでにまだ今後会見の予定があるのかないのか、この点が第一点であります。

それから、きのうの会談の中で EC 関係の話、特にフランス関係の話も出たと思いますけれども、まあ非常にきのうの会談も——通貨の安定を早くしてほしいという要望というのは各方面からかなり出てるわけです。きのうの会談を通じまして、どうも大蔵大臣の、先ほども自主的な立場というものがかなり欠けてるというお話があったわけですが、まあいつまでもこういう状態というのは困るわけです。あなたの感觸として、大体どのくらいがめどになり得るか、これはたいへんむずかしい問題だと思ふんですが、あなたの感觸でよろ

しゅうございますから、その二点をひとつお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) アメリカの見た各國の事情、したがって、通貨調整のむずかしいということについては相当いろんな話がございます。たゞで、日本にも情報があったら、そういう各國の情報について聞きたいということで、私どものもの得てる情報も提供いたしました。が、米國側で見た情報もいろいろ話されましたが、要するにこれは他國の話をしたことであって、このことだけは、どんなことがあってもこれはもうここだけの話と

いうことで、これは当然でございますので、そういうお約束を両方でしましたから、この他国についての話はここで申し上げることはできませんが、相当いろんなそういう話にまで触れなければ、これから通貨調整をやる場合に、アメリカにもこういう点を考えてくれば困る、ああいう点を考えてくれば困るというような私どもの考えも述べられませんでした、そういう点でそういうお話はしました。

そこで、日本の問題でござりますが、これは最初からそういう話でございましたので、日本は日本でいろいろそういう問題について考えておることがあつても、まだ、日本の大蔵大臣は日本のどこの中——政府の中でもどこへ行つても、自分の腹を一ぺんも言つたことはないんで、あなたにもその話はきょうは全然言いませんと言つて笑つたんですが、それはもう聞かないと、自分のほうも言わないといふので、その話だけは今度は特に避けて、そうじゃなくて、全般的の意見交換で、まとめるとすればどういふ点が一番必要なことかといういふような問題について、特にわれわれの意見を聞きたいといふことで、その意見を私どもは述べたといふことで、二国間のその問題についての話だけはきのう避けたといふことでございます。したがつて、いつかは、そういう話もしなければ話が進まないと思ひますが、それはこのG次テンが開かれて、いよいよ一回開かれただけで、その日にきまるといふことはございせん、話し

○竹田四郎君　コナリーに会うかどうか。
○国務大臣（水田三喜男君）　今晚、上は

迎の個人的な会を開くことになっておりますが、これは宴会でございますので、当然こういうむずかしい協議をする場として予定はしておりませんが、必要な話があれば、またそういうときにいろいろ話が出るかもしれません、いまのところは特別に別個に会談する予定というものを持っていない。

○竹田四郎君　これにかかっていると長くならま
すからほかに移りたいと思いますが、この間の大
臣の所信表明をお聞きをいたしまして、私非常に
痛感したことは、まあ時期が時期だということも
あるでしょうし、補正予算の關係もあろうかと思
いますが、今度の所信表明では、この前、三月月
前といいますが、四月月——七月に述べられた大
臣の所信とはかなり違っているわけでありま
す。この前の所信表明の中で述べられていることの中
では、物価の上昇とか、公害とか、過密過疎、こ
うしたひずみ現象を直していかなくちやならな
い。そういう意味で、いまは一大転換の時期であ
る。こういう現状認識をいたしまして、そうした
ものの改善に全力をあげて、真に人間性の豊かな
福祉社会の建設に向かって前進をする転機だ。こ
ういうふう非常に強く述べられた。もちろん国
際経済の問題についても述べられているわけであ
りますが、今度の所信では、そういうことは一言
も触れられていないわけです。

しかし一方においては、物価の高騰はかなり激しいものがあるわけであり、これは九月の物価にいたしましてもたいへんな値上がりで、二十何年来の物価の高騰だと——消費者物価ですが、言われております。さらに公害においてもこれは同じであります。公害患者が次から次へと命を失っていつていくことも事実であります。さらに過密過疎の問題にいたしましても、何ら改善されているという方向にいたしては一向に出ていない。こういう時期にですね、確かに景気の浮揚をはかるといふことは大きな問題ではありますけれども、しかし、景気の浮揚といふことだけに重点が注がれて、その他のことが忘れられていくということになりますれば、悪循環を重ねるだけだ、こう思います。

そういう意味で、今度の所信表明にそういうことについてほとんど触れられていない、全然触れられていない。これではどうも、七月に大臣が六みえを切った点とかなり逆な方向に流れていってしまふ可能性が非常に強いように思ふのです。そこで重ねてそうした点で、七月に述べられました特に物価、公害、過密過疎あるいはその他の交通難の問題もあるでしょうし、住宅や下水の問題もあるでしょうけれども、そうした問題について一体どうなのか。どうも私の受けた感じでは、逆行しているんではなからうかという感じが受けますけれども、この際あらためて大臣のそうした面についての御見解を承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 一番最初の、財政についての所信表明のときは、もちろん今度の補正予算においても、これはその方向に沿ってすべきであり、来年度の予算編成においてこれを實現するというのでいかなければならないことは十分承知しておりますが、今回の場合は、あとから、いわゆる八月十五日のああい政策によつて、日本の経済に対する不況要因が加わつたことに對する応急と申しますか、臨時的な不況対策と必要からの補正でございますので、したがつ

て、その目的の一番有効なものは何かということを中心によつたために、いま御質問のような形のもの若干出ざるを得なかつたというふうに考えております。

しかし、下水あるいは住宅というような問題については、今回の補正予算でも相当力を入れておりますし、住宅は、特に財政投融資のほうで相当の金額を見て、民間に住宅建設の促進をせよというふうな方針をとっておりますし、それからまあ国民の生活向上云々ということになりますという、社会保障費の部面において考えられることも当然ございますが、しかし、今回のような臨時的政策目標を置いた予算の補正というときに、他の政策全般との均衡を特に必要とするような、長期的に見なければならぬものを、臨時的な対応策として制度というふうなものを、臨時的な対応策として一つ二つを抜き出すということは非常にむずかしい。たとえば、生活保護費を一つ変えるということにいたしましたけれども、先対事業の賃金と関係するし、あらゆるものについて、そういう点で、そういう点に關係したし、いままで均衡をとつてきたものには、次の予算編成にやはり譲ることが一番いいだろうというところで、当面景気浮揚になるものをいろいろ検討してきめたのが、今度の予算でございますが、同じ公共事業費でも、ただ金額をふやせばいいということではなくて、むずかしい問題はもういふぶん——これ以上いまの機構では三月までに事業の強化が間に合わないといつて、予算増額を遠慮したいという部署もいふぶんございまして、これは当然だと思ひます。

たとえば、いまから設計をやつたんでは、三月までの事業として間に合わないというふうなところも出てまいりまして、いろいろなことがありまして、そういう実情を全部見て、もう軌道に乗つて、これを伸ばすのだったら、三月までに間に合うというふうなものに効率的な配分をしようといふことでやつたんでございまして、したがつて、やりたいいろいろなことでも、今回の補正予算としては妥当でないというので、省いたものも非常に多いというのが実情でございます。

○竹田四郎君 おつしやつてゐることは非常によくわかるんです。国民は、ドル・ショックの上で仕事が少ない、収入が少なくなつて、物価は上がつてゐる。こういうときに、本会議での所信表明でも同じでありましたが、そういうものに触れる面が非常に少ない。国民としては非常にことしの暮れは冷たい風が吹きまわると、こういうふうには感じざるを得ない。そういう点では、そういう補正予算に関連しての趣旨はよくわかります。しかし、そういうものに対しての国民に希望を与えていないといふことについては、私は、この所信表明は、国民にとつては非常に冷たい所信表明であつたといふふうな評価をするわけでありますが、まあ、その論議をやつておきますとまた時間が長くなりますから、次に進みたいと思ひます。

先ほど戸田委員に対する御答弁で、はたして補正予算が、当初補正を組んだ当時の景気浮揚といふようなことが、できるかどうか疑問であるといふふうな、あまり確信のある補正予算ではないといふふうな御答弁があつたわけですが、こういう状態ですらに今後景気の浮揚がいかんといふことになりまして、財政投融資の追加とか、あるいは二回目の補正予算を組まなくちゃならないといふような事情に一体なるのかならないのか、そういうことも考慮をせざるを得ないのではないかと、思はれる節もあるのですけれども、そういう問題について、特に国際通貨の不安定が続いてゐる中で、しかも、その当面の責任者であります大蔵大臣としては、そのしたものに對してはどのようなお考えになつておられますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、この予算が来年度の予算に順調に続いてくれれば、補正予算の必要はないだらうと思ひます。もし来年度の予算を、たとえば、暫定予算を組むとかいふような事態になりますといふと、間の統かない、せつかくの不況対策の効果をそぐといふ問題も考えられますが、そうでなくて、来年度、いま考えておきま

すような予算編成が順調にいつて、今度の補正予算と続くといふようなことでしたら、もう私は今年度の補正予算の必要はないものと思つております。

○竹田四郎君 それは順調にいつてという話なんです。順調にいきますか、つながらるやうに。ただ、今度の補正予算を決定するときの閣議の当面の見通しとしては、四十七年度の上期には安定成長の軌道に乗るだらう、そして通貨の決定についても、こんなに延びるといふようなことではなしに、おそらく年内くらいには何とかなるだらうと、こゝろの見通しの中でやつたわけでありまして、経済成長率五・五%もあふない、もつと低いだらう、おそらく四%台ではないかと、経済企画庁あたりはおつしやつておるわけでありまして、そういう状態では、やはり景気の落ち込みといふものはまだ続くのではないかと。今度の補正予算でそれを食い止めるといふことは可能なんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) この補正予算がすぐ期どおりの効果を生ずるといふことでは、今年度企画庁の言う五%前後の成長率も私は考えられると思ひますが、しかし、この公共事業費の量を、いまになつて五千億圓といふ事業量をふやすといふことでございまして、これが三月、四月以後に本格的に動くといふようなことでしたら、今年度の成長率といふことには間に合はないといふことになりますので、いずれにしろ、それだけの効果を一応予想したこの補正予算を組んであるのだから、時期の問題で、この成長率の問題が若干ずれるといふようなことがあつても、全体としては日本のいまの不況に對する浮揚効果といふものは必ず発揮されるといふふうに考えております。

○竹田四郎君 その次に、国債発行の問題について伺つてみたいと思ひますが、今年度国債発行が七千九百億の追加になるわけでありまして、けれども、それを年内、さらに一月—三月消化をしなればならないと思ひますけれども、さらに来年度

はい、いわゆる新聞報道でいわれるところの一兆七千億近くの国債発行をするわけですが、国債発行をそれだけするということが、いろいろな財政法上の問題がおそらくあらうと思いますが、私どもは、そういう問題についてどうも財政法になかった国債発行であるとは思いませんけれども、いまその問題には触れませんけれども、実際これだけの国債発行を連続続けて——なるほどいまは金融緩和をしていると思います。ある程度、今度の七千九百億のうちの年内消化分については市中銀行の消化もできると思うのですけれども、しかし、市中一般の——大体一割分ですか、こういう消化の問題、さらに来年度の消化の問題というのは、それほど多額のものを出してもはたして消化できるかどうか。この辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

まあおそらく国際通貨の決定がいずれ行なわれるであろうと思いますが、いまの金融緩和の大きな原因というのは、外為資金の散布というものが非常に大きい金融緩和の原因をなしていると思う。これが決定されるということになりますと、おそらく今度は外為会計のほうは揚げ超の形になっていく可能性が非常に強いと思うわけです。そういう形の中で、はたして日銀の引き受けということを考えないで、これだけ大量な国債を消化することができるかどうか、非常に疑問を持っているわけでありますけれども、その辺についてできたら計数的に、可能である根拠をひとつ示していただきたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) 七千九百億円の国債発行のうち、いまのところ二千四百億円は、これは資金運用部資金で引き受ける予定になっておりますので、市中で公募するものは五千五百億円であらうと思います。年内の発行は二千七百億円を考へており、来年の三月までに二千八百億円の発行を予定しておりますが、いまの金融の緩和状況では、おそらくこれはもう問題はございませんが、問題は今後やはり公債の個人消化ということに力を入れるべきであるというふうにも考へます

ので、したがって、いろいろなことを考えて、来年は一月から利回りのいい十年債というものを発行するということを予定しております。同時に、この手数料についても、発行条件について考えますし、また、公債の非課税限度を、いまの五十万円を百万円にするというような税制で優遇する措置もあわせてとりたいというようなことを考えておりますので、そうしますというと、私は今年度予定された国債の消化にはほとんどこれは問題ないと思っております。

あとは、さらに引き続いた来年度の、いまだから予想される相当の量になろうと思いますが、この消化の問題ですが、これはいまのところ来年度も金融緩和の基調というものにそう大きい変化はないというふうに私も考えております。で、よく来年度通貨の問題がきまつたら多量にドルが流出するのではないかと、そうしたら金融市場を圧迫するのじゃないかということも皆さんで心配されておりますが、今度のドル借りの問題を見ましても、やはり一応前受け金というものが多かったということはわかりますが、しよせんこれは実需に基づいたものでございまして、思惑資金の流入ということではございせんので、この外貨が急速に多量に一時に流出するということとは、いまのところそう考えられないので、かりに若干の流出があつたというような場合でも、金融市場が梗塞するかといえますというし、いまの状態ではそういう懸念はございせんし、現に日銀自身が古い公債も――新しい公債も持っていないが、古い公債もほとんど持っておりますし、市中がみんな公債を相当多量に持っておりますという状態、また、いわゆるオーバーローンというものがなくなつて、銀行に対する日銀の一般貸し出しなどというものはいまないので、そうしますというところ、通貨供給についてのいろいろな弾力性というものは十分確保されておりますし、少しぐらいの公債を出しても、日銀が引き受けなければならぬというような事態というものはいまのところ全然考えられないということではございますので、私

は、いまの金融事情から見て、来年のこの公債の消化というものはあまり心配しておりません。公債を出すには、むしろきわめていい環境が整えられているとさえ思っているところでございます。で、その心配はないのじゃないかと思えます。

○竹田四郎君　ここでひとつ資料をお願いしたいと思うのですが、いまの大臣の答弁の中でも、レートが将来きまつても、投機的な資金は流れていないということであるから、流出はおそらくないだろうというようなお話もありましたので、この前いただいた大蔵省から出されております十月二十五日ですかの資料で、これは非常に、何といひますか、為替銀行のものにしても、それから商社のものにしても、これは一括書いてあるわけですね。十六日から二十七日、あるいは十七日から三十一日までですか、そういう形で一括書いてありますから、ひとつこの点、毎日毎日の様子を明らかにした資料をひとつ出していただきたい。それから外国銀行からドルを借りた問題についても、この点ひとつ各銀行ごとに資料を出していただきたいことをお願いいたします。この資料をひとつ出していただきたい。

それから、ちよつと時間をいただきたいのです
が、先ほどの國債の發行にいたしまして、非常
に大量の發行がされる。そうして發行されたあ
と、國民の立場に立つて見ますと、結局産業基盤
整備のほうにそのお金が行つてしまふ。何ら、國
民が大きな犠牲を受けても、それに報いられる結
果は、國債發行の場合非常に少ない。いま大臣
は、きわめて國債發行をするいい時期だと言つて
おりますけれども、私どもはそう考えていないわ
けであります。おそらく、今後の經濟情勢の中
では、かなり國債發行が、財政の一そのの硬直化を
生むし、一方には物価に影響をしてくるであらう
と思うわけであります。私は、ここで一つの提
案をしたいと思ふのです。

ただ単に、国債七千九百億ということだけでなくて、この七千九百億では具体的にこうこうこういう仕事をします、言うならば、具体的に七千九

百億を事業別に位置づけてひもつきにしてしまふ、こういうようなことで、七千九百億の国債が發行されて、そうして具体的にこういうものができた。國民に、具体的に七千九百億でこういうものが残つたのだ、こういうことを明示されていかないと、国債発行というものは齒どめなしにどんどんどんどん伸びてしまふ。私は、ぜひそういう形に、この次の国債発行については、一つ一つ、これでは何をする。一兆七千億ではこれとこれとこれとこれをするのだという形を、ひとつ明示するような、そういう形での今後のあり方というものを考えていただきたいと思ひます。時間が過ぎましたから詳しいことを述べられませんけれども、それについても御意見を承つておきたい。それから、資料についてはひとつお願いしておきます。

○吉田忠三郎君 関連。資料要求で。

いま竹田さんから、先般衆議院問題になつておりますドルを売つた状況についての資料の要求が二、三点あつたようであります。これは前々から、この委員会の経過をたどつてみますと、九月の二日にはたしか戸田委員、それから十月の十二日の本委員会では松井委員が資料を要求しておる。ただいま、御案内のとおり、今度竹田委員から要求されてはいますので、これに追加して、私はもう一つ、この問題が新聞等で非常に疑惑を招いておりますから、その疑惑を解消するためにも私は使いたいので、ぜひ出していただきたいという点が一つあります。

それは、いまちよつと触れられましたが、外国銀行から借り入れたドル、これについて、各商社別の金額、各商社の名前、これはいま竹田委員から要求されたのでありますけれども、さて私は、もう一つそれにプラスして、手持ちのドルが荒られた、それぞれの関係のドルに占める割合も明らかにしてもらいたい、これが一つであります。

あと、関連でありますから、他の委員の発言を
 じゃましてはいけませんからやめて、この点につ
 いての質問は、それぞれの方々の質問が終わった

あとで、私は、少し疑義を持っておりますから伺いたい、こう思っております。

○国務大臣(水田三喜男君) 私のほうでは、前から、資料の要求を受けたたびごとに、これは衆参両院からの御希望がございましたので、そのつど御相談をして、できる範囲のことをやっております。また公表を、これは私のほうでどうするものじゃございませんで、むしろわかる範囲においては公表して、もし疑惑があるとするならば、これを解くほうがいいと思つて、私のほうは積極的にございまして、しかし問題は、一つの商社が、一つの銀行だけで取引してやっておるものでしたら、金額が非常に単純に出てきますが、実情はそうでなく、いろいろむずかしい問題があるようございまして、実務の問題は私あまり詳しくございせんが、いまの点、そういう資料が準備できるかどうかというのを、事務のほうからちょっと説明していただきます。

○政府委員(稲村光一君) ただいま御要求の資料の件でございまして、ただいま大臣から御答弁申し上げましたが、われわれ事務局といたしまして、できる限り作成をいたしまして、できるものから提出をいたしたいというふうに思つておるのですが、中には、相当為替銀行なり、商社の協力を得ませんとできません資料もございまして。そういう点もございまして、できる限りのことをいたしまして御要望に沿いたいと思つていますが、たとえば、いま吉田先生のおっしゃいました、それぞれのドル売り、その原因と申しますか、との関係というものは、これはなかなか、実際問題として個々には非常に判断のむずかしい問題もあるかと存じますが、これは、全体としてそういう点があるべくわかるような資料をうまく作成できましかどうかという検討をさせていただきたいと存じます。

○吉田三郎君 どうも、いま大臣が、大蔵省から積極的に資料は出すようにしていますと、こう言っていますが、どうですか大臣、いまの局長の答へは、努力するというようなことですね。

ここに、やはり十月の三十一日の各それぞれの新聞に出ていますが、私いま手元に持っているのは毎日新聞であります。三十九億ドル売り逃げ」と、売り逃げたと。これはトップ記事ですよ。大臣、いいですか。あなた首振っています。

が、これは新聞に書かれていふことを私は言っているのですよ。売り逃げた。しかも為銀、商社は八百億円の利益を得たと書いてある。なおこれは、解説が出ておまして、大蔵省がここに出したといふ竹田委員が読み上げました資料は全く大ざっぱです。まだこの程度の書き方はいいですよ。私はこれは、ただ一片の紙きれだと思つていますよ。このくらい疑惑があるのですよ、疑惑が。わかりますかね。だからこういう資料の要求になる。ここは国会、特に大蔵委員会ですからね、もっと、大臣が言われるように、積極的に資料を出しなさいよ。しかも、あなたは、いろいろとこれから各商社と相談して検討すると言つていらつしやいますけれどもね、そこにでたらめがある。十一月の九日の日経新聞を見てごらんないかい、日経新聞。十月の三十一日の毎日なり朝日新聞に書き立ててあつた「売り逃げ」とか、あるいは朝日新聞の場合は、やはりもうけた大手商社と大蔵省の癒着が指摘されているのです。これは新聞ですよ、大臣。これを裏づけるように、十一月の九日の日経新聞を見てごらんないかい。三菱、三井、住友の三社の、商社ですよ、商社の決算が出ていますよ。そして、今日までのアメリカ経済の不況、わが国の経済の不況、特にドル問題等々の問題があつて、決算状態必ずしもよくありません。ありませぬけれども、この為銀の差益によつて穴埋めをいたしていることが具体的に数字に出てくるじゃないですか。だからこそ、各社がこういうふうにして書いています。結果的にはこの取り扱いにいろいろ問題がありましたね、これは。井上君の問題が問題になつたでしょう。本会議以来ですね。そういうことがあつたかないかは、ここで私はあらためて議論する気持ちはたいたいたはないが、結果的に、新聞に出てくるように、大手の商社が、

全部今度、三十九億ドルというものを、ドルショック来、この新聞そのまま読みますと、売り逃げたのです。この結果、利益、為銀の差益金というものがあつたんじゃないですか。それが決算にあらわれている、新聞に。

こういう関係を大蔵省が国会に資料を提示をして明らかにしない限りは、国民は新聞を見ますから、依然として、大蔵省と大手の為銀、大手商社の癒着が、つまり疑惑だと、癒着しているのだと。特にこういう諸君は、今回のこういう問題をとりえて、これは益金が出たといふことですか、利益ですよ、もうけた。その結果が大臣どうですか、為銀の赤字はだれが埋めるのですか。大蔵省が埋めざるを得ないでしょう。それは一体だれが金で埋めるのですか。結果は国民の税金でしよう。そういうことが、ここに書かれておるにしよう。そういうことが、国民の側から見ますと、今回の措置については疑惑が一ぱいだと、こういうことになる。これを解くために私は資料要求しているわけですからね。そういう局長のよう、でたらめな、なまぬい答弁では私は承知しませんよ。大臣は積極的に資料を出すように協力します、こう言つておるでしょう。それは約束しなさい。

○政府委員(稲村光一君) 私の先ほどの御答弁が若干誤解を生んだかと思ひますが、その点はおわび申し上げますが、私の申し上げましたのは、すぐにわれわれが手持ちの資料で作成できる計数もございまして、そうでないものもございまして、その計数を得るにつぎましていろいろ御協力を得なければならぬというものの中にはございましてと思ひましたので、そう申し上げましたわけでございます。むしろ大臣の御指示のとおり、われわれ事務局といたしましては、物理的に可能なものは作成をいたしまして提出いたすことに全く変わりはないと存じます。その点、若干誤解を招くような答弁をいたしました点はおわび申し上げます。

○竹田四郎君 私の第二点の質問の答弁をいただ

きたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 今度の建設公債七千九百億をどこへという具体的な使い道といふことは、これはできないことと存じます。と申しますのは、これはいままで一般会計で、一般歳入でまかなうことになつておつた公共事業費、これをはずして建設公債でまかなうという補正でございますので、その七千九百億がどの部分のものであるかといふことをびつしり当てはめるといふことはできませんが、全体としてこの公共事業費が一兆何千億になつて、それがこういう方面に使われるといふことは言えますが、今度の発行だけのものをどこでどう使うのだといふことは……。

○竹田四郎君 次年度以降でいいですよ。

○国務大臣(水田三喜男君) 次年度以降は、全体として公共事業費はどこへ使われるかといふことは、当初予算において国会の議決を得るときに全貌が示されるということと存じます。

○竹田四郎君 不満ですけれども、いいです。

○多田省吾君 昨日の水田・コナリー会談のことと存じますが、けさコナリー長官のほうから、いわゆる蔵相会議が今月の末か来月の初めにおくられる見通しであるという通報があつたと、こういうことを述べられました。それによつて年内解決という線がおくれるのじゃないかという心配があります。しかも、EC諸国等が、今回のいわゆる水田・コナリー会談等によつて相当話が進むのではないかと期待をしておりましたけれども、先ほどの話では、こちらから一方的にコナリー長官のほうに日本の不況を訴えたのだと、こういう話でございまして、これはなおさら話し合いがおくれると見なければならぬ。ほんとうに蔵相会議がこのようにおくれると、年内解決の線に向かつて、水田大蔵大臣としての見通しはどうなのか、まずそれをお伺いします。

○国務大臣(水田三喜男君) 月末にずれるか、来月の初旬にずれるか、これはまだきまつていないようございまして、いずれにしろおくれるといふことは間違いないんじゃないかと思ひますが、私

が思いますが、これが全く解決の見通しが立たないというふうなことでございしたら、あるいは代理者会議でもいいはずでございしますし、この蔵相会議を開くという事は、あんまり意味のないことというふうに思われますので、開かれる以上は、これは相当前進が予想されるということでございますので、私は、月末あるいは来月の初めごろに開かれるという段取りになることは、やはり年内妥結の可能性もあるというふうに、いまのところは考えております。

○多田省吾君 それから水田大蔵大臣は、新国際通貨につきましては、今後はSDR本位制になるだろうと、こういう話をしております。また今回は、水田・コナリー会議において、コナリー長官からも、金とドルの交換性の回復はむずかしいという話があったそうです。それによつて、きのうの衆議院大蔵委員会でも、水田大蔵大臣は、対ドル基準相場制ということを中心としておられますけれども、私は、将来にわたつて新国際通貨というものが金を全然はずすということは非常に不安定の要素になるんじゃないか、何らかの形で、やはり金とは密着させておく必要があるんじゃないかと、こう思いますけれども、大蔵大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 金についての考え方は、いまのところ各国みなまちまちでございしますので、この問題をからませておる限りは、この平価調整も早期解決というのにはむずかしいというのが現状でございます。私は、この問題は今後の各国の検討問題にして、二段目の問題として、第一段目にはこれを省いた平価調整ということを考えていく。この解決をはかることが、やはり一番妥当な措置ではないかというふうに考えております。

○多田省吾君 そうすれば、まあ第二段目の考え方としては金との密着性もやはり考慮に入れる用意があるということでございますか。

○国務大臣(水田三喜男君) そうでございます。これとからんで、同時にこの平価調整の問題を解

決しようとしたら、これは長引くだけであるというふうな状態から見れば考えられます。

○多田省吾君 まあニクソン米大統領のグアム・ドクトリン以来、日本のいわゆる防衛負担の肩がわり等をいつもいわれておりました。今回の沖繩返還協定の審議におきまして、そのことがいわれております。まあレアード国防長官が北海道を視察したときも、やはりアメリカの武器を買つてほしいというふうな要望があったと伝えられておりますし、また伝え聞くところによりますと、いわゆる四次防の問題にかみまして、高等練習機、ジェット練習機であるところのT2ですか、それも三菱重工で国産する予定だったのが、一部アメリカからジェット練習機も買ひんじやないかというふうなことも云々されておりますし、またF4Eファントムですか、それをアメリカから買ひんじやないかというふうなことも、いろいろいわれておりますけれども、きのうの水田・コナリー会議では、こういった防衛負担の問題は全然話し合われなかったのですか。それとも話、少しは出たんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) きんの会談では、防衛費の問題は一切長官から出ませんでした。

○多田省吾君 そうしますと、水田大蔵大臣からも全然話を持ち出さなかったということになりますから、それはそれといたしまして、きょうの午後から佐藤総理とコナリー長官の会談が行なわれる。それで水田大蔵大臣は、この円ドル問題、あるいはコナリー長官との平価調整問題につきましては、政府の一本化した窓口になつて話をするというところに閣議決定したそうでございますから、そういう観点からお尋ねするのですが、まあ佐藤総理がコナリー長官と会う前に、当然水田大蔵大臣が佐藤総理とその辺の調整をなさると思ひます。そうして佐藤総理がコナリー長官と会う場合は、日本側からの一方的な話のみでは済まないと思ひます。それで、一体水田大蔵大臣としては、佐藤・コナリー会議における日本側の態度としての重点をどこに置くか、どこに置かれようとする

のか、お答えいただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 佐藤総理にはきのうの会談の済んだあとで逐一全部報告いたしてございします。したがって、その後外務大臣がお会いしておられますので、この報告も受けておられると思ひます。きょうは午前中企画庁長官、農林大臣、通産大臣それぞれ会談されたあとで、総理大臣がお会いするという事になっておりますので、総理大臣としては、きのう各閣僚が会った結果、様子を全部総理は聞いて、そうしてそのあとにお会いすることになるんだから、もしその場合、一応相談が必要だということをお考えられるのでしたら、いつでも呼んでほしいということを言っておきましたので、もし必要があれば総理からそういう問題の相談があると思ひますが、しかし、いままでの一ヶ分は外務大臣に会つていろいろ御報告を聞きました。やはり今回は外務大臣に対しては持つてこないというふうなことでございまして、自分しているようでございしますから、おそろく総理に對してしまつても、いろいろ日本の協力、そのほかについて一國連における問題もございしますし、そういう問題であつたつてをされる程度に今回は終わるんではないかというふうに私は考えております。

○多田省吾君 次に、私は、来年度の予算の編成方針について、三お尋ねしたいと思ひます。

今回の補正予算審議における参議院予算委員会の席上でも、佐藤総理は、福祉優先の政策に切りかえたい、しかし、今回の補正予算ではその片りんしかあらわれていない、また水田大蔵大臣も、やはり生活基盤の調整をしつかりやつていきたい、こういう所信を表明されているわけでございます。

いままで水田大蔵大臣の記者会見等によつて、来年度の予算は一兆一千億程度とか、あるいは国債発行は一兆七千億とか、あるいは税金の問題でも一ギャンブル税とかその他の税源を全部洗いざらいやつていくと、こういうお話もあつたわけです。またさらに厚生省あたりからも、社会

保障問題で、あるいは文教問題でも授業料の問題とか、いろいろ各省からも予算要求が出るわけでございますが、また出たわけでございますけれども、まあ具体的にさういふことをからめて大蔵大臣は、来年度の予算編成に對してどういふお考えを持つておられるのか、あらためてここでひとつお話ししていただきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 一応、いままで述べました財政政策の線に沿つた予算編成はいたすつもりでございますが、まだ各省から概算要求として出ておつたものの査定も済んでおりませんし、したがって、来年度の歳入の見通し、歳出の見通しというふうなものは、まだこの段階では予想することはむずかしいので、いまのところ、ここをこうするといふ、来年度の予算編成方針はまだ固まつていない状況でございますので、もう少し予算作業が進んでからでないと、また同時に、経済企画庁がやつております来年度の経済見通しというものができる段階でないと、ほんとうの予算編成方針がきまらないということでございます。

○多田省吾君 きんの行なわれた税制調査会の総会におきまして、いわゆる不況対策のために、また国民生活優先のために、国債発行をしてでも所得税減税はまた新しくさらにやるべきだ、という意見が強く述べられたと聞いております。いままでのところでは、法人税も所得税も来年度は据え置くという大蔵大臣の考え方が出ておりますけれども、もし、税制調査会におきまして強力な法人税は別といたしまして、所得減税の答申が出た場合には、大蔵大臣としてはその答申に従つて所得減税は新たに考えるという、そういうお考えはありますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 来年度の税収の模様、いろいろなものがわかつた結果、そういう余力が出てきまつかどうか、そういう問題とあわせて、また税制調査会においてもいろいろな意見があることでございします。税制調査会がさういふような意見を言われるときには、やはり財政の実情を見た上の意見になることとございします。

うし、私はそういう意見が出たら、十分これはやはり尊重して考えたいと思います。

○多田省吾君 次に、きのう高見文部大臣が、国立大学の授業料につきましては据え置きたいという意見を述べたわけですが、昨年いままじろ、国立大学の授業料をどうするかというところでいろいろ検討されたわけですが、その結果、こしは据え置かれました。来年度の予算におきましても——大蔵省あるいは自民党の文教部会等においては、強力に国立大学の授業料は二倍、三倍に増額すべきであるという強い意見が出ました。まあしかし、文部省等におきましても、やはり、これからの学園紛争の新しい火種にもなりかねない、あるいは私立大学の授業料も値上げされる口実になる、あるいは物価対策の面から、公共料金値上げの反対の上からも好ましくないとか、いろいろな意見があります。また、確かに国立大学、私立大学の授業料の差はございませうけれども、やはり教育の機会均等という面から考えれば、値上げしないほうが望ましいのじゃないか、こういう意味で文部大臣も据え置きの方針を述べたのだと思います。私も当然、いろいろ問題がありまじろけれども、そういう観点から国立大学の授業料は、来年度の予算には増額しない、据え置くべきじゃないか、このように思います。大蔵大臣としては現在どのようになっています。これは文部大臣の意見も出たわけですが、国会でも、あるいは自民党の文教部会においても正式に表面化したわけですから、大蔵大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) 私立大学の授業料が平均九万円をこしているというときに、国立大学の授業料が一萬二千元、七倍も、八倍も違うというところについての議論というものは、毎年各方面から指摘されている問題でございまして、そのつど私も、これは合理的に解決すべきだということ、やはり国立大学の授業料は値上げすべきだというのが、従来から大蔵省の主張でございまして、毎年の予算折衝で、文部省とのいろいろな協議の段階で、これはとうとう今日まで実現しなかつ

たということは事実でございしますが、来年度はどうするかは相談は、まだ文部省と正式な相談が始まっておりますので、来年度については私もまだ据え置きという方針をいまのところきめておきたいと思っております。

○多田省吾君 ですから、いまのところは据え置きという方針でございませう。

○国務大臣(水田三喜男君) いや、そうじゃなくて、私は、やはりこれはある程度の値上げが妥当であるというふうに考えています。

○多田省吾君 育英会の奨学金等を見ましても、昭和二十五年当時ですら二千百円をこしては、月、それで下宿料の六割、七割をまかなえたわけですが、現在はやと三千円です。もう下宿料から見ても二、三割しかまかなっていない。そういう育英会の奨学金なんかは全然値上げしない、それで国立大学の授業料だけを上げていくというところは、そういう点から考えても、非常にこれは私にはよくないと思います。またさらに、私立大学の授業料問題で、早稲田大学をはじめ、すでに私立大学、短大等百八十五校がもう値上げを予定しているでございませう。この前の予算委員会でも高見文部大臣は、この私立大学の授業料を押さえるために、私立大学への補助金をことしの分の約二倍予算請求する予定であると、はつきり総理大臣、大蔵大臣の前で述べているわけですが、現在のところ大蔵大臣は、この私立大学補助金を大幅にふやすという文部省の意見に対して、前向きにお考えになるお考えはございませうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、私立大学の授業料はもう限度にきておると思っておりますので、これをなると上げないようには、昨年から経常費の補助というところに踏み切っておりますので、この点はだんだんに強化して、できるだけ私立大学の学生の父兄負担を軽くするということを一方はやると同時に、何となく国立大学のこの一万二千元という授業料は、経費の三割にもならないものでございませうので、父兄の負担を軽くするという

ことは必要でございませうが、いろいろの点から見て、この三割の負担というものは決して合理的なものではないということが言われるだろうと思っております。現にいろいろな方面からこれは指摘され、またすでに中学を卒業してすぐに働かされる人々から見ましたら、大学入学の機を与えられていて一部のみに、それだけの国民の税の負担をやった、特権を与えて、われわれとの均衡をどうするんだというふうな、いろんな声まで各所からきているこの実情を見ますときに、やはり国民の税金が、一人について八十万、九十万かかるものを、そのごくほんの一部だけ取って、あとは取ってはならぬというところは、いろんな点から見ても不合理な点が多い。したがって私は、やはり一方私立大学の授業料はできるだけ上げていくように押さえると同時に、この不均衡は少しずつ直していくか、育英資金も同時にそれに伴って増額していくというのをやるほうが、私は、政策としては正しいんじゃないかというふうに考えておりますが、この交渉はなかなかこれからまた政府部内でもむずかしい交渉になると考えております。

○多田省吾君 まあいろいろ理由はありますし、またこちらでもその論争の点はわかつているつもりです。それゆえにやはり私は、文部省の今回のまあ意見というものは妥当であるという考えで質問を申し上げたわけですが、まあこの問題は長引きますのでやめませう。

もう一点、来年度の予算からいって、まあ一つは、社会保障の中でも老人福祉に政府は力を入れて、たとえば、厚生大臣は老齢福祉年金二千三百円を三千六百円にしたいとか、あるいは七十歳以上の老齢者に対する医療補助を強化したい、あるいは税金の問題でも優遇措置を考えたい、いろいろ案を出しているわけではございませう。その点に対して大蔵大臣は前向きにそれを行なおうとしておられるのか。

それからもう一点は、防衛費、四次防五兆八千億円という、まあ防衛庁の考えがありましたけれども、

でも、まあ今回のドル・ショック等、あるいは国際情勢の変化に応じて、われわれはどうしてもこの四次防は削減すべきである。つまり、五兆八千億なんというところじゃなくて、もっともつとこれではできるだけ少なくすべきである、こう考えております。まあ大蔵省も、理由は別にしまして、この削減というところは考えておられると思っております。そのお考えをお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) 社会保障費については前向きに考えたいと思っております。

それから、四次防の計画については、御承知のように国力に応じて防衛力を増加するという大きい基本方針もございませうが、また日本の経済力について相当いろいろの変化が出てきたところをございませうので、その前に立てた防衛庁の最初の原案というふうなもの、これは少し修正されていくべきであるというふうなことを、防衛庁自身からそういう問題を取り上げてございまして、いま防衛庁の手でこの手直し作業が行なわれておるときでございまして、まだその最終案が大蔵省へも届いていないというところをございませうので、当然最初の案は相当これは縮まった案になって出てくるというふうに思っております。

○多田省吾君 私は、最後にですね、まあ先ほど吉田委員から強く言われましたあの八月十六日から二十七日までの、いわゆるまあドル売り、円買という問題につきまして、まあ資料の提出が非常に私はおそかったと思うのです。九月二日に各党から一斉に資料要求が本委員会でも出ました。それからすでに七十日たつております。まあ実際資料が出た時点は、最後に出したのが十月三十日ですから、二カ月近くかかっている。で、大蔵大臣は積極的にこのような資料は出すつもりだとおっしゃいましたけれども、この十月二十五日ごろ出た資料では、まだ銀行とか商社の内訳はA、B、Cで示されております。やつと十月三十日に銀行名が書かれたわけではございませうが、なぜ最初からですね、銀行名あるいは商社名をはきつり、A、

B、Cじゃなくて、固有な名詞で書かれなかったのか。それが私には大きな疑問があるわけだ。できるのだったら最初から出すべきだと思ふ。

それから、もう一点はですね、まあ時間がありませんので。総額で三十八億九千五百万ドルの直物売り越し額が出た。このうちいろいろ輸出前受け金とか、あるいは外国銀行から借り受けたお金とか計算してみますと、二十五億ドルは投機的と見られるものであると私たちは承知しております。で、この委員会におきまして、大蔵大臣は、機会あるごとにこのような不正は許せない、あるいは投機ではないと言っておりましたけれども、現実には投機と思われるものがありますし、また私は、外為管理法から見ても、大蔵大臣としてこれは処断すべきだ、このように思ひますけれども、大蔵大臣はどのようにお考えになっておりますか、この二点を最後にお伺いいたします。

○国務大臣(水田三喜男) まず一番初めの問題でございしますが、これは特に発表を改めるという問題でございせんでしたが、実はこれについてはいろいろ意見がございまして、たとえば、税務署の職員が職務上知り得たものを公表するといふような、世間にそれを漏らしたといふようなときには、いままでは処分するというようなことで、職務上知り得た問題については、そういう点を相当厳格にやっておたものでございまして、そういう点から見て、これは大蔵省じゃなくてよその省からも今後そういうものを監査した結果を発表するといふことと、官吏の、いまの現在の各省の服務規律というべきものの関係はどうするか、そこを檢討した上で措置してもらいたいという要望も出しましたので、これは人事院と相談していろいろ検討しました。で、国会に対して別に隠すといふことでなくて、国会の調査権が発動すれば、どういふ問題でもこれは示せる問題でございしますが、そこまで国会の調査権を発動させてやらないことも、ほかのいろいろなところへ影響しない、この程度の発表はしてもいいじゃないかといふようなことから、そういう点について、各省大

臣の認可があれば下のほうは出せるのだというやうなことで、それで済むのなら、これはもう名前を書いてよろしいと、大臣が認可するからというやうな——許可するから、認可じゃなくて許可するからというやうなことで、いろいろ各省との関係もございまして、簡単なものでございしますが、やはりこれはいろいろ各省が職務上知り得ている問題の公表という点にも関係しますし、それからまた商社が、各国に対していろいろな商売の秘密を持っておりまして、どこでどうしたといふものを、みんな政府の手によって発表されるということについてはどうかという疑問もありましたし、そういうものを全部調整して、私どもはもう発表する方向へ話をきめてやつたために、その間若手間どつたといふことでございまして、A、B、Cでならそういう問題でございせんでしたが、国会の強い要請がございましたので、そこまできつゝ調査権の発動というやうなことなしにこの問題を片づけたと思つて、ああいう措置をとつたといふことでございまして。

それからもう一つは、大蔵省だけで調査ができない。これは通産省にお願ひしなければならぬ部門がありますし、また外為会計の代理人として日本銀行が出て実務をやっております関係で、日銀にも頼まなければ集まらぬ数字もございまして、そういうやうなことでなかなかすぐに資料を簡単に整えるといふこともできなかったという事情は御了解をお願いしたいと思います。

もし、事実上は前受け金でなかった、取引のなかつたものを装つて、前受け金としたといふやうなことと、あとからキャンセルになったからこれを返済するのだといふやうな問題が起つた場合には、これは金を返すといふ場合には、当然通産大臣の許可が必要になりますし、そうでなくて、これが事実でなかつたといふことがわかれば、為替管理法違反として問われる問題でございまして、こういうものは十分処罰の対象になる事項でございまして。

○栗林卓司君 予定した質問もありましたけれど

も、先ほどの、コナリー財務長官が来られて、それに對する日本側の姿勢について納得がいきませんので、重ねて伺いたいと思ひます。

コナリー長官が、交渉ではなくて理解のために日本に來た、現在日本の経済の不況の実態なり、あるいは国際収支について苦勞してきた経緯についていろいろ説明をして、たいへん興味を示したといふ大臣の発言がありました。私は、それを聞いておりまして、一体日米関係といふのはいつから始まつたのだらうかという気がしたのであります。たとえば、中国のように、国交がない国から初めてナンパー・ツリーの人が来て日本の各閣僚がそろつて説明するといふならそれはわかりませんが、日本経済が現在深刻な不況に立つて、またこれまで国際収支の天井の厚さといふことでたいへん苦勞した経緯を、この時期にいまさら説明しなければならぬといふ感じがする。しかも、コナリーさんといふのは、岸元總理に全權を託してあるといふニクソン大統領の話もあつたと聞いております。その人がこの時期に交渉でなく理解のために來るといふのは、日本からいへばこんな失礼千万なこととは思ひます。これは八月十六日のニクソン新經濟政策を発表する前に日本に來ていろいろたずねたといふのならまだわかります。困つたところに追い込んでおいて、さあ皆さんどうですかと、こんな人をばかにした話はないと思ひます。一体、日本がニクソン新經濟政策で困つてゐるのか、困つてゐないのか。困つてゐるから大臣御苦勞されているのだと思ひます。そう考えますと、コナリーのかばんの中に何が入つていようと、日本の姿勢といふのは交渉であるべきだと思ひます。その点大臣の御意見いかがですか。

○国務大臣(水田三喜男) 交渉といふことばの問題でございしますが、交渉の今度は場ではないと、日本へ寄るのはベトナムの歸りに日本へ表敬のために寄つて、そしてそのついでにいろいろと日本の実情も自分は知つて歸りたいといふのが目的だといふことでございまして、したがつて、

その目的に沿うやうないろいろの協力をしたといふことでございまして。

いまさらそんなことを聞くやうな日米関係かといふことでございしましたが、私は、先ほど申しましたように、基軸通貨といふのはやはりうらやましいと思ひます。自分の通貨を動かさなくて済むんですから、いままでも、だから、国際収支が赤字にならうとなるまいと、われわれが考へていたのとは相当違つた。したがつて、国際収支が悪くなつたときには、われわれは国内政策としていままでもこういつら政策をとつてきた、国際収支がよくならたら逆に今度は金融を通してこういふふうに調節をするんだといふ、いままでも基軸通貨以外がやつてゐる措置といふものは、これはアメリカも非常に参考にしたいと思ひ思つておると思ひます。と申しますのは、いままでも動かなかったドルが、金とのリンクがないんですから、ドル自身が今度は動くといふことになるんですから、ドルとしてもやはり各国のやうな国際収支に対する苦心といふことは当然興味を持って聞いていゝ問題だらうと思ひますし、一番の経験者は日本でございまして、日本がこれを十分に説明したといふことでございまして、ちつともふしぎはないことだらうと思ひます。

○栗林卓司君 日本のほうが、繊維交渉問題がアメリカの重要な国内問題だといふことを十二分に理解できるほどアメリカのことを知つてゐるのに、コナリー長官が、八月十六日にニクソン声明を出したあとで教わりに來るといふことは、大臣の御発言であつたと思ひますが、とうてい納得ができません。時間がありませんから深くは申し上げませんが、基軸通貨としての責任はやはりきびしく追及していただきたいと思ひます。

そこで、コナリーさんから受けた心証として、課徴金についてはたいへん流動的だと。それはあたりまえだと思ひます。円の切り上げとの見合いの問題ですから当然流動的だと思ひます。

もう一つ、金・ドルの交換については将来とも

回復する気持がでない、そのことから、金と結びつけては国際通貨調整は短期的にはむずかしいという御判断、全く同感に思います。そうすると、途中でどこに落ちつくかというところで何うんですけれども、かつてのように、五〇円の切り上げというきわめて小幅なところで論議が、検討が進んでいた時期と、一〇％に変動幅が広がってきた現在とは、いささか模様が違ふように思います。現在の国内の通貨不安というのは、どういふ姿勢で政府が臨んでいくかということがあいまいで示されないから不安が増幅されているのであって、かりに、たとえばドル基準といひ、ドルと円との交換率をきめていくか当面はしようがないんだということになれば、現在の変動幅の拡大ということも当面の一つの解決であることは事実です。残る問題は、輸入課徴金問題が当然あります。これは別に性格の問題ですから、いまは特に触れません。

そこで、年内といふことを日本政府が特に固執したほうが有利なのか、有利じゃないのかという点で困っているのは事実です。外国の印象も含めて、アメリカはいま困っていないわけですから、身がって一〇％輸入課徴金を日本に、各国を変動相場に追い込んだわけですから、アメリカは長期戦にたえられるわけです。経済指標も短期、長期は別にして、回復のきざしは見せておりますから、そうなれば、なるほどそこところは日本としては内情は困ったことがあったとしても、年内かそうでないかというところは慎重に考えていかなければならぬ気がいたします。そこで、特に年内といふことを主張される意味と、見通しはいかがでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) やはり問題は、あぶらが乗ってきたときに解決することがいいこととございます。各国も協力——お互いの協力によってこの問題を解決して、国際通貨のところに安定をはからうじゃないかという気運が乗っているときでございますから、これを年を越して無期限に、来年いつになるかわからないというところで

越してしまつたら、この先行きの不安に対する、また国際経済のいろんな問題が起こってくるというところも考えられますので、決していいことではない。できるだけこれは年内に片づけるのがいいだろうというのが私の考えでございますので、そうかといひ、なりふりかまわず何でもいひから今年度日本は片づけてもらいたいという立場を当然とっているわけではございませんで、各国が公平な分担によつて、納得のいく線と協力するといふことを前提にして、とにかく話し合いを進めて年内の解決に持ち込もうじゃないかというのが私どもの考えでございますので、その点是不利でもかまわないから年内にしなければいけないという事情に、特に日本が置かれていっているわけでは別に私はないものと思つております。

○栗林卓司君 大臣の時間が迫つておりますので、お伺いしたいんですが、これでやめます。ただ言ひづらい立場、お気持ちはわかりますけれども、心情ではなく、やはり日本の立場を踏まえ、これからの国際情勢を踏まえた交渉の一部面として、今回のコナリー長官の来日を有効に使つていただきたいと思ひます。どう考えてみても、今回のことを、交渉ではなくて理解のためにという態度は私は理解できません。またおそろくそういう交渉が背後にあることを信じたい気がいたしますけれども、ぜひその線で基軸通貨国の責任はきびしく追及していただきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) いまむずかしいは、日本と米国のことをどうきめるのか、各国別にきめればそれでいいやうでございますが、欧州、ECの関心をいいますと、たとえば、ある国は対ドルのレートというよりも、隣の国とのレートのほうがその国の経済にとつては重要だ、だから、そのときまきり方によつてなければこちらのほうはきめられないという、この対ドルじゃなくて、今度はそれぞれの各国別のレートが非常に問題になつておるといふやうなことでございますので、したがつて、円の問題も当然これとの関係を持つてくるといふやうなことでございますので、そこら辺

にまだまだむずかしい問題が残つておるために、そこらももう少し動いてこない限りは、この二十二、三日の会合は早いというやうな結論になつたんじゃないかと思ひますが、そこらにむずかしいが残つておるといふことでございます。

○渡辺武君 私、時間がないのでコナリー来日問題にしまつて幾つか伺いたいと思ひます。新聞などによりますと、大臣がコナリー米財務長官とお会いになつて、最初に国際通貨調整の年内妥結、失礼しました。短期、早期妥結という点で意見が一致したといふことは、先ほど御答弁があつたとおりでありますが、そのほかに、日本とアメリカとは、政治、軍事、経済の面で協力していくんだといふことも話し合われた。それでそういうふうになりますといふことが出ておりますが、その点どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) それは、こういう調整問題のいかんにかかわらず、日米経済は今後よく緊密な体制をとらなければ、両国のためによくないという意見はこれはもうそのとおりでございます。

○渡辺武君 先ほど大臣御自身も認めておられますように、アメリカのドル危機の最大の根源は、アメリカのベトナム侵略戦争にある。ですから、いまのドルの危機を解決する最大の手段は、これはもうベトナム侵略戦争をやめることが最も重要な点だと思ふのですね。ところが、政治、軍事、経済の面で、日本はアメリカとの協力体制をとつていくのだといふことが、最初に話し合つてきめられたといふことで、これは事実上アメリカのベトナム侵略戦争を不問に付して、そうしてニクソンのドル防衛政策の協力をするといふことになつていかざるを得ないと思ひますが、その点どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いま、アメリカ自身、アジアに対するいろいろな政策の転換と申しますか、そういう点について苦心しているときでございますまして、日米の今後いろいろ経済的、政治的に進むといふことが、同時にベトナム戦争をさ

らに続けて、これを強化するといふ方向につながつていっていることは私は言えないだらうと思ひます。

○渡辺武君 いま、アメリカのドルの危機、そのしわをひつかぶつて、日本が円の切り上げその他に追い込まれていゐる。いわば最大の犠牲者は日本の国民だと思ふんです。ですから、せつかくアメリカのその方面の責任者が来て、そうして日本の意見を聞きたいと言つていゐるから、私は、日本の大蔵大臣としては、ドル危機の原因はベトナム侵略戦争にあるのだ、日本の国民はアメリカのベトナム侵略戦争のしりぬぐいを自分の犠牲でやらねば困るのだ、その点はつきりさして、コナリー長官にも日本政府の意見としてベトナム侵略戦争をやめることを述べるべきだと思ひます、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) この間も申しましたように、各国ではどういふ点において協力すべきかといふことをきめ、また、米国の自身のすべき問題は、米自身にしてもらうといふことの中に、いま言われたやうな一連のものがあつて思ひますが、これは他国に対する——国内問題でございますから、他国の国内政策に一々干渉するといふやうなことを避ける、そういう問題は米自身において解決してもらいたい、そうして各国が協力すべき点においては協力するといふことをきめたのがこれまでの国際会議で、いまでもその方向をすつとたどつておるといふことでございます。

そこで、全部日本がベトナム政策の犠牲になつておるといふやうなお話でございましたが、円の問題に関する限り、このベトナム戦争によるアメリカの財政赤字が、アメリカの国際収支の危機につながつて、ドルの不信といふものを起こしたといふことがはつきりしておりますが、そのドルの不信を大きくしている、それに貢献している——貢献といふと何ですが、影響しているものとして、いまみな世界じゅう日本といふものを見ているので、したがつて、アメリカから見ますといふと、日米交渉においてアメリカの赤字は一番多く

出ているのだというふうなことになるておりますので、この調整はもう少し日本で考えてくれというふうなことから、やはり円の問題も起こっているのをごいいますから、アメリカから見ますと、この円調整の問題は、日本へ大きい犠牲をアメリカがかけているというのじゃないので、アメリカのほうが日本の競争力に負けて、この国際収支の不均衡に拍車をかけさせているのだという感情を向こうは持っていると思ひますし、事実がまたそうなっております。日本の輸出は米國に對してこの期間に二十何%か伸びておる。で、日本からの輸入のほうは逆に〇・何%ですか、一%前後減つておるというところで、この開きは大きい。この開きがアメリカのいまの赤字を形成する一つの要素になつておるということをおアメリカが言っているのをごいいます。私はそういう意味で、この円の調整というよりなものは、アメリカから受けた犠牲を、この日本がこうむつておるというふうなだけのを頭でこれに臨んでいくわけにはまいらないだらうと思ひます。

○渡辺武君 時間がないので、いま大臣おっしゃつたことについて私はまた一定の意見を持っております。

いま申しましたように、アメリカの国際収支の赤字の原因は、貿易収支の問題はこれは大事なところとて、貿易収支以外のところで、侵略戦争その他で大幅な赤字を出しているところ、侵略戦争の根拠があると思ひます。それを取違へて議論をされたら、日本の立場はアメリカの言ひ分をうのみにしてゐる立場だといふにしか考えられなない。その問題はこれ以上議論しませんけれども、さて、先ほど大臣は年内妥結の可能性があると考へてみましたが、この通貨調整の問題には、各國の鋭い利害關係がからまつておるのですから、なかなかこれは國際的に意見が一致して妥結していくというのには困難だと思ひます。中でも、先ほど大臣が言つておられましたけれども、アメリカがどういふ態度をとるかが一番大事な問題だといふふうに言つておられました。十カ國蔵相會議のいきさつなどを見てみても、アメリカがなかなか横暴な要求をしておる。いまベトナム侵略戦争の問題を申しましたけれども、それ以外にも百三十億ドルという要求を出して、これを各國で分担しろといふような横暴な要求を出しておるわけですから、一体年内妥結の可能性があると御判断なさつたその根拠ですが、アメリカがどの点でどのような譲歩をすれば年内妥結をする可能性がありといふふうに考へておられるのか、その点をお伺ひしたい。

○國務大臣(水田三喜男君) いま調整されるべき赤字幅という見方については、各國の意見が一致しないで暗礁に乗り上げておるというのが実情でございいますので、それかと申して、これをこのまゝにしていかと申しますと、さつき私が申し上げたように、これは決していいことではないといふふうに思ひますので、そうしますといふこと、これをやはり何らかの形で妥結しようといふからには、もうこういふ数字にこだわつてこの論議を続けておつたら、これは解決を延ばすだけだと思ひますので、やはりここで、それは離れて大局的な立場で、E.C.諸國もアメリカに對して要する事項はきめておりますので、その点ではE.C.諸國の意見もや一致しているところまでできておるのですから、そういう要事項についてある程度アメリカが柔軟性の考へ方を持つて今年臨んでもらいたい。そうすればそれによつて妥結の可能性も出てくるのだといふことで、アメリカに特にその問題の考慮を私どもはきくからいろいろ促してきておるということでございます。したがつて、これから歸つていろいろアメリカの内部でも意見の調整が行なわれるでしょうが、G.T.が今度開かれるといふときには、アメリカはいままでと違つて何らかの態度をきめてくるのじゃないかと私は思ひますので、そうすればそこに打開の余地は十分出てくるだらうといふふうに考へます。

○渡辺武君 どうも数字の問題はもうあまり出さないのだという御趣旨の答弁で、これはまことに危険だと思ひます。ところで先ほど伺ひますと、アメリカは金とドルとの交換回復ということについてはどうも考へていないようだとおっしゃいました。この金とドルとの交換を停止したということ、さらにアメリカは一〇%の輸入課徴金の制度をつくつたといふこと。

〔委員長退席、理事柴田榮君着席〕

これが他國に通貨の切り上げを要求するいわば重要な責め道具であつたことは、大臣御自身も御存じであつたと思ひます。そうしますと、金とドルの交換の回復をやらぬといふことは、なかなかこれは、アメリカは頑固な態度を依然として堅持しているといふようにわれわれには判断できるわけですが、ところが、先ほどの大臣の御答弁では、輸入課徴金については弾力的な態度をとるようだとおっしゃつておりました。これも何らかの引きかえ条件をもつて、アメリカがやはり課徴金の問題を考へておると思ひます。けれども、この弾力的だといふことの内容、引きかえ条件、この辺をどういふふうに思つておられるのか。

○國務大臣(水田三喜男君) アメリカのいままでの國際會議における態度は、自分のほうは各國に何らの要望もしない、各國に別にこうしろ、ああしろという平価調整についての要望はしない。自分のほうはするだけのことを政府としてしておるのだから、あとは各國が相談していろいろな対策を、強力な対策を考へてもらいたい。で、それが話が進まつたようなときには、課徴金も考へるといふのが向こうのいままでの態度でございまして、欧州諸國はそうではなくて、それを取つていふことを先にきめてくれなければ、國際間のこの調整がまともなものでないといふのが欧州の考へで、そこらにいままで食い違ひが非常にあつたのをごいいます。そこらについては、問題はそういうところの弾力的な、弾力性を示すのじゃないからかこの弾力的な、弾力性を示すのじゃないからかといふことを私どもは察しているといふだけでございます。

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕

こうする、ああするといふことを、いまアメリカは態度は明確にはしてありません。

○渡辺武君 時間がないので具体的に伺ひますが、アメリカはそういう態度だと、相当頑固な態度、だとすれば、今度は早期妥結のために日本はどういうようにすればいいの、たとえば、円の切り上げの問題ですが、大臣、昨晩の衆議院の大蔵委員會で、対米、この通貨調整ですね、基準レートの調整、暫定的にそういう措置が好ましい方向だといふ趣旨の御答弁をなさつておられますが、それに加えて変動幅の拡大という形で当面乗り切れるんじゃないかといふ予想も新聞などに出ておられますけれども、この辺はどうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、変動幅の拡大といふことには限度がございしますし、それだけではこの事態は乗り切れないといふように思ひます。

○渡辺武君 いやいや、態度ですね。アメリカに對する基準相場率の暫定レートをつくつてやつていくといふ……。

○國務大臣(水田三喜男君) それがさつきやつと触れましたように、対米だけの問題ではない。ドイツ、フランス、その他、米國とのこの比率の問題を考へまして、それと均衡をとれたものでなければなりませんので、そういう点から見ますといふと、單なるワインダーバンドだけでドルと円との關係が処理されて安定するといふような事態にはならないだらうと思ひます。

○渡辺武君 最後に一問だけ。すでに、円の変動相場ですね。これはIMF方式で九・五四%といふように、きのうあたりの新聞に出ておりました。ところで、アメリカは一〇%の輸入課徴金をかけておるわけでありまして、円のアメリカに對する切り上げ幅といふのは、これは九・五四%よりもはるかに大きいといふように私ども考へておりますが、その点大臣どれくらに、實質上いま円はアメリカに對して切り上げになつておると

な形で出すというの、ひとつ御相談で、あとから、この程度のものとか何とかいうのは、もう一ぺん相談させていたいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、私からちょっと訂正のお願いがございまして、いま渡辺委員の質問中に、日本のアメリカからの輸入、昭和四十六年の一月から九月までの輸入は一〇〇程度減つてゐるというの、一〇〇の間違ひでございまして、訂正いたします。

○戸田菊雄君 委員長にぜひいまのことは検討していただいて、それからきめていただきたい。

それから大臣、原則的にはいまの審議に關係した資料は提示をいただくと、こういう原則的な立場で、その上に立つて委員長なり理事でいろいろ検討してもらつて、こういう運びでひとつ御承願したいと思ひます。大臣、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) ですから、具体的にこの程度ならどうとかいうようなものは、事務当局の局長が一番よく知つておると思ひます。そこで御相談していただきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 大臣ね、事務当局の關係はわかるんですよ。政策的な問題ですから、どうしてもその辺のおおむねの見解を示してもらわないといけません。そういう意味で大臣に要請してゐるんです。それでひとつお願いいたします。

○委員長(前田佳都男君) ただいまの戸田君の御要求に対しては、委員長、理事そのほかにおいてよく検討いたして、できるだけ善処したいと思ひます。それでは、よろしくございませうか。

○戸田菊雄君 はい。

○委員長(前田佳都男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こして。

○吉田忠三郎君 大臣が帰られたから、これはあまり——ほんとには大臣に聞くべきことですから、意味がないように感じますが、事が事柄だけに、稲村局長並びに政務次官に若干私何つておきます。

それは、先ほどよくが資料要求のときに申し上げ

げたように、新聞等で明らかとなり、三十九億ドル売り逃げをしたと、それから朝日のほう、これ同じくそのためにやはりもうけた者がいるとか、そのもうけがしらが三井物産であるとか、こういうことと同じ日の新聞に出てゐるんです。出ていますね。この中で私も特にこの際聞いておかなきゃならぬのは、大蔵省が——だんだんドル・ショックが来たらぬの、大蔵省が激しくなつたわけですね。したがって、それに対処せねばならぬということだと思ひますが、八月の十九日に大手為替——四つの銀行ですわ。それから大手の商社九社の立ち入り検査を為替検査官によつて行ないましたね。通常でありますれば、検査官十六人も動員してやるといふことではないですね。ですから、異常な状態だと私は思ふんですが、その結果、この新聞によりますれば、商品名を「雑貨」と記して、しかもこの架空の輸出の前受け代金を受けてゐるものが四十九件もあつた。四十九件、これは為替の關係です。それから仕向け地の地名をただ単に「北米」とだけ書いて、これは普通輸出入の場合、通常で考えたらこれはでたらめだと思ふんですが、こういうでたらめなような輸出の前受けが五十一件もあつたと、こう書かれてゐるんです、新聞にね。これはいままで大蔵省から明らかにされておきませんが、これは事実ですか。局長のほう、先に聞いておきますがね。

○政府委員(稲村光一君) ただいまのお尋ねの輸出前受けの件でございまして、この点につきましても、先般御要求によりまして輸出前受け金の検査結果の資料を提出いたしておりましたので、その点につきましても、表示がまあ「雑貨」と申しますか、「ゼネラル・マーチャンダイズ」と、「商品一般」というような表現のものがあつた。それから仕向け地が特定の所ではなくて、若干、二カ所あるいは三カ所にわたつておつたというふうなものもあつたという点につきましても、結果につきましても、資料で御提出申し上げておるわけでございますが、これにつきましては、輸出前受けということ、そのものの性格と申しますか、この問題

が、輸出の關係で通産省の問題でもございまして、通産省とも打ち合わせ、いろいろ検討をいたしておつたわけでございますが、まあこの「ゼネラル・マーチャンダイズ」というような表示とか、あるいは仕向け地が若干、二つあるいは三つという所にわたつておつたものというのが、これが全部いわば一種の投機的な輸出前受けを仮装するためのそういうものであつたかどうかという点につきましても、従来の商慣習等からいまして、こういうふうなやり方のものも商慣習としてあつたということもございまして、これがそれだけで非常に何といひますか、違法であるとか、あるいはこれが投機的なものであつたという判断をいたすわけにはまいらぬと存じます。

そういうものではなうと存じます。その目的というものが、あるいはこういう中にあるのかもしれないという点は考慮するわけでございますが、こういうものをそれだけで、これは違法なものであるというふうには判断できないものではないかというふうに判断をいたしておりました。

○吉田忠三郎君 あのね、局長、よくはいまあなたが答えたようなことを聞いてゐるわけじゃないんだ。

十月の三十一日の読売新聞と朝日に件数が出ていますよ、いまよく言つたやうなね。これは事実かどうかという事です。しかも、君のほうの検査官が検査したわけだからね。その結果が出てゐるの、それがほんとうかどうかということだけ聞いてゐるんだ、それが投機的なものであつたとか、あるいはないとか、前受け金の性格がどうか、聞いてゐるわけじゃない。前受け金の性格は、わが国の通常の商取引で考えてみれば、融手のやうなものなんだ、これはね。そういうものは性格を聞いてゐるんじゃないんだ。これが事実であるかどうか、こういうことを聞いてゐる。それだけ答へればいいんです。

○政府委員(稲村光一君) あの新聞に出ております記事は、おそらく御提出をいたしました資料の

「ゼネラル・マーチャンダイズ」という表示のものという欄の件数を足しましたもの、それから仕向け地が複数となつてゐるもの、この件数を足しましたものが新聞記事になつてゐるものだと思ひますが、この新聞記事において、不審なものがこういう件数あつたというふうに書いてございまして、まさに先ほど申しましたように「ゼネラル・マーチャンダイズ」と書いてあつたもの、それから仕向け地が複数となつてゐるものの合計のようでございます。この意味で検査をいたしました結果は、ここに資料で御提出申し上げてゐるとおりでございます。

○吉田忠三郎君 局長ね、もっと自信を持って答えてくださいよ。ようございましてとか、模様でございましてというのはいくらも自信がなさ過ぎる。合はしたらそれがさうだと、さうでないと、それ答へなさい。

○政府委員(稲村光一君) いま不確かなことを申し上げて失礼いたしました、いま申し上げました提出いたしております資料の「ゼネラル・マーチャンダイズ」のものを合計いたしますと、四十九件でございます。それから仕向け地が複数となつてゐるものというふうに提出資料にございまして、まあ重複分が八件ございまして、したがつて、それを両方合わせますと九十二件というふうになりまして。

○吉田忠三郎君 そうすると、これを認めたことになりましてね、その後この種の問題が出てゐません。この調査をしたものは、いま認めましたね。その後この種の問題が発生してゐるかどうか。

○政府委員(稲村光一君) その後にと申されました意味は必ずしもはつきりいたしません、こういふようなことで、変動相場制に移ります前にこういふような事態が看取されましたので、通産省ともいろいろと相談をいたしまして、現在におきましては、輸出前受けというものは、そのまま自動的に認めないという制度を九月からとつており

が、輸出の關係で通産省の問題でもございまして、通産省とも打ち合わせ、いろいろ検討をいたしておつたわけでございますが、まあこの「ゼネラル・マーチャンダイズ」というような表示とか、あるいは仕向け地が若干、二つあるいは三つという所にわたつておつたものというのが、これが全部いわば一種の投機的な輸出前受けを仮装するためのそういうものであつたかどうかという点につきましても、従来の商慣習等からいまして、こういうふうなやり方のものも商慣習としてあつたということもございまして、これがそれだけで非常に何といひますか、違法であるとか、あるいはこれが投機的なものであつたという判断をいたすわけにはまいらぬと存じます。

そういうものではなうと存じます。その目的というものが、あるいはこういう中にあるのかもしれないという点は考慮するわけでございますが、こういうものをそれだけで、これは違法なものであるというふうには判断できないものではないかというふうに判断をいたしておりました。

○吉田忠三郎君 あのね、局長、よくはいまあなたが答えたようなことを聞いてゐるわけじゃないんだ。

十月の三十一日の読売新聞と朝日に件数が出ていますよ、いまよく言つたやうなね。これは事実かどうかという事です。しかも、君のほうの検査官が検査したわけだからね。その結果が出てゐるの、それがほんとうかどうかということだけ聞いてゐるんだ、それが投機的なものであつたとか、あるいはないとか、前受け金の性格がどうか、聞いてゐるわけじゃない。前受け金の性格は、わが国の通常の商取引で考えてみれば、融手のやうなものなんだ、これはね。そういうものは性格を聞いてゐるんじゃないんだ。これが事実であるかどうか、こういうことを聞いてゐる。それだけ答へればいいんです。

○政府委員(稲村光一君) あの新聞に出ております記事は、おそらく御提出をいたしました資料の

「ゼネラル・マーチャンダイズ」という表示のものという欄の件数を足しましたもの、それから仕向け地が複数となつてゐるもの、この件数を足しましたものが新聞記事になつてゐるものだと思ひますが、この新聞記事において、不審なものがこういう件数あつたというふうに書いてございまして、まさに先ほど申しましたように「ゼネラル・マーチャンダイズ」と書いてあつたもの、それから仕向け地が複数となつてゐるものの合計のようでございます。この意味で検査をいたしました結果は、ここに資料で御提出申し上げてゐるとおりでございます。

○吉田忠三郎君 局長ね、もっと自信を持って答えてくださいよ。ようございましてとか、模様でございましてというのはいくらも自信がなさ過ぎる。合はしたらそれがさうだと、さうでないと、それ答へなさい。

○政府委員(稲村光一君) いま不確かなことを申し上げて失礼いたしました、いま申し上げました提出いたしております資料の「ゼネラル・マーチャンダイズ」のものを合計いたしますと、四十九件でございます。それから仕向け地が複数となつてゐるものというふうに提出資料にございまして、まあ重複分が八件ございまして、したがつて、それを両方合わせますと九十二件というふうになりまして。

○吉田忠三郎君 そうすると、これを認めたことになりましてね、その後この種の問題が出てゐません。この調査をしたものは、いま認めましたね。その後この種の問題が発生してゐるかどうか。

○政府委員(稲村光一君) その後にと申されました意味は必ずしもはつきりいたしません、こういふようなことで、変動相場制に移ります前にこういふような事態が看取されましたので、通産省ともいろいろと相談をいたしまして、現在におきましては、輸出前受けというものは、そのまま自動的に認めないという制度を九月からとつており

が、輸出の關係で通産省の問題でもございまして、通産省とも打ち合わせ、いろいろ検討をいたしておつたわけでございますが、まあこの「ゼネラル・マーチャンダイズ」というような表示とか、あるいは仕向け地が若干、二つあるいは三つという所にわたつておつたものというのが、これが全部いわば一種の投機的な輸出前受けを仮装するためのそういうものであつたかどうかという点につきましても、従来の商慣習等からいまして、こういうふうなやり方のものも商慣習としてあつたということもございまして、これがそれだけで非常に何といひますか、違法であるとか、あるいはこれが投機的なものであつたという判断をいたすわけにはまいらぬと存じます。

そういうものではなうと存じます。その目的というものが、あるいはこういう中にあるのかもしれないという点は考慮するわけでございますが、こういうものをそれだけで、これは違法なものであるというふうには判断できないものではないかというふうに判断をいたしておりました。

ますので、現在におきましてはそういう意味での輸出前受けの多額の流入というところは起こっていないというふうに理解しております。

○吉田忠三郎君　じゃそれはそれであとで、前受け金の性格であるとか、あるいは先ほど来資料要求いたしましたからね、その資料が出てきてから私は質問いたすことにいたしますが、四十九件と五十一件の事実件数が発覚したわけですね、検査の結果、これに対して大蔵省はどういう手だてをしておりますか。

○政府委員(稲村光一君)　先ほど御答弁申し上げましたとおり、この「ゼネラル・マーチャンダイズ」と表示のもの、それから仕向け地が複数となつてゐるもの、それ自体が全部違法であるとか、あるいは投機的なものであるとかということではございませんので、従来の商慣習からいたしまして、こういうものがすでにあつたということでもございまして、この点はやはり先ほど大臣からも御答弁がありましたとおり、こういうことで一応やつておいて、あとでキャンセルをするとか、そういうふうなことで出てまいりますと、これは初めてやはり投機的な目的でやつたものであるというふうになるかと思ひますが、その後キャンセルの状況その他につきましては、大蔵省よりも通産省のほうが所管でございまして、それからから御答弁いただいたほうがよろしいかと存じますが、これ自体では、これで直ちに不審であるとか、あるいは違法であるというふうには申されないと存じます。

○吉田忠三郎君　稲村君ね、君は全部投機的なものではない、全部がそうでないと思うということ、幾らか投機的なものが含まれる、投機的な要素が含まれているという意味にも解釈されるわけですがね。そういうことでしょう。それからキャンセル分については、通産省のほうがですから適当に逃げてゐるが、ほくはキャンセル分を聞いてゐるわけじゃない。具体的に出来た数字をいま確かめてゐる。いま答へられた中でも、全部が投機的なものではないよりです、あなたはこう

言う。そうすると、幾ぶんなりともこの中には投機的な要素があるということにも解釈されるので、もしそれがおわかりでしたら、あなたの考え方でけつこうですか、これは別にあとでほくは私の見解申し上げますが、だから大蔵省として、現時点で投機的なつまり部分がどの程度の中に含まれてゐるか、その割合をちよつと聞かせてください。

○政府委員(稲村光一君)　ただいまの御質問でございまして、実は「ゼネラル・マーチャンダイズ」と書いてあつて、前受け金を受け取つて、それを売つたという場合でございまして、ただし、それがそれぞれ実問題として、その後ほんとうに輸出ができれば、これは投機的というふうには申せませんので、やはりそれは輸出のほんとうの意味の前受け金であつたというふうには判断せざるを得ないことだと存じます。

それから仕向け地が複数というものにつきましても、たとえば、アメリカに一応仕向けまして、直ちにそこで売れないときにはヨーロッパに持つていつて売るといふようなことは、商慣習としてどうもあるようでありますから、そういう意味におきまして、そういうものが、輸出前受けの期間は船積み前一年になつておりますので、こういうものがほんとうにその一年の間に輸出されてまいりますと、これは投機的なものとはいへないわけであつたというふうには判断せざるを得ないわけであつたというふうには申さないと存じます。

○成瀬清治君　ちよつと関連して。あのね稲村君、みんなが心配してゐることは、とにかく七百五十億も上げたとか、八百億片つ方でも上げた、そういうことは国損をしたということなんです。だからそのもうけた人はけしからぬじゃないかと、こう思つてゐるわけです。大蔵省はそう思つておらぬかしらぬけれども、みんなそう思つて

いるんだから、そういう姿勢で私は検査されるべきだと思つてゐる。だからあなたのほうには検査項目をきめて、十六名なり何名かを動員して監査されたと思つてゐる。だからその項目を全部正直に資料として出して、やつたらこうなつたんだ、そうしたらこういふものがこうなつたんだということとをただすことが非常に大切だと思つてゐる。これが第一。

二つ目としては、ドル売りというのは、これで輸出の——日本の為替管理法というものは非常に万全なもので、そんなことがないだらうと思つておつたら、締めなきやならぬ、とうとう締めた。ほくは、ドルというものはこのまゝいくと一、二年先にまた落ちてくるだらうと思つてゐる。当然為替管理法の改正もある程度やらなくちゃならぬだらうと思つてゐるわけです。そういう立場から、この苦い経験を再び繰り返さない、そういう立場で国会議員としては審議する必要があると思ふ。ですから私は、ここに銀行局長もおられるけれども、銀行も特別監査をやらなければいけません。この問題について特別監査をやらなければいけません。そしてこういう項目でびしつとやるといふことをやらなければ、姿勢が正されないと思ふのです。国民は納得せぬと思ふ。

ですから、あなたにそのことを責めておるわけじゃないですよ、もうけた人はあなたじゃないんだからね、商社や銀行なんです。どうやつてもうけたかというのを正直に出す、そういう姿勢がまず大事だと思ふ。あなたが悪くてやつたわけじゃないので、それは法律が悪かつたのだ。悪かつたからそれが不法でもなければ不当でもない、ノーマルな取引になつたかもしれない。あるいは通産省がそう言うかもしれない。だから、そういうこととじゃなくて、いま言つたやうな、そういう姿勢で、みんな心配をして質問してゐるのだからね。資料もそういう意味で出してもらいたい。

いま申しましたように、あなたもそれじゃどう

いう品目で、いつ幾日この銀行はこういうふうなこの問題で調査した、そうしたらこうなつたんだという日記的なものでも出てこなければだめですよ。もう少し資料などを的確にお出しになつたらどうですか。こんなことをしてゐたら、いつまでたつてもみんな疑惑が残つて、おかしいことになつて。だから、日銀の井上理事なんかでも疑うといふのは、そういうことなんです。ですから私は、先ほど質問資料として竹田君なり、あるいは吉田君から出た、もつと言へば、日計なんか出してくださいと、こう言いたい。ところが、日計なんか出してもらつても意味ない、ほんとうのことを言ふと、そんなものは。そうじゃなくて、あなたのほうが、こういう品目を調査した、そうしたらこの銀行なり、この商社では、こういうことの違反があつたのだということさへさつぱらに示してさへもらへば、あとの善処のしかたはみんながするわけですよ。そういう資料はお出しできませんか。

○政府委員(稲村光一君)　御趣旨は十分にわかつてはおりますが、先ほど申し上げましたとおり、現行法におきましてはこういうものをそのまま違法だというふうには断じかねるものがございます。

また、これは輸出前受けと申しますのは、現実に輸出として物が出てまいりますと、これはほんとうの前受けであつたわけではございませんから、従来の、いまの法制上は、これは管理法に違反してゐるということと断定するわけにはまいりませんので、その意味で、将来の問題といたしまして、どこに一体こういう点の抜け穴と申しますか、不備な点があつたかということを検討するといふ点は、まさに御指摘のとおりでございまして、われわれのほうもいたしまして、こういうものを踏まえまして検討を続けたいと存じておりますが、現実、現在におきましては、八月三十一日からこの輸出前受けにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、全部許可制にいたしましたので、まあ一万

が、九月二日に戸田委員がこの問題について指摘しておられます。そうして今度は十月の五日に参議院の決算委員会で社会党の和田君がこの問題を指摘して、例のA、B、Cのアルファベット符号で出てきた。それから十月の十二日に、これも社会党の松井議員、それから共産党の渡辺議員もこの席上で触れているんです、触れているんですよ。その時に、ややいいかげんなものであるけれども、やや全貌がわかるような程度のもので出てきた。最後に、この間の衆議院の予算委員会でのこの問題を指摘されて、私は先ほどから一片の紙切れだところ言っただけであります、いま私が指摘しているような新聞等でも「大ざっぱな資料、疑惑は消えず」、こう書かれるようなものより出ていない。

この東洋経済というのを見ますと、ある為銀の首脳は、何で大蔵省は公表したのかあれだけの資料では片手落ちだ、中途半ばで、かえって疑惑を深めるもんだと、たいへんな不満をぶちまけている、ここで。だからやっぱり、つまりそういう関係者が不満だというなら、不満なようなものを明らかにあなたの方承知しているなら出すべきです。一面、私も国民の側は疑惑を持っているのだから、この疑惑を解消するために、あなた方は出さなくちゃならぬわけでしょう。それを関連質問で成瀬さんは聞いているわけだから、ぼくは聞こうと思ったが、関連で出ましたからダブったこと聞きますが、これを出してくださいよ。

それから君も見たと思うよ、この雑誌を。この一五ページ、これは一体何ですか、この一五ページ。これは非常に問題ですよ。この一五ページに書かれておまして、「ドル売り追及でなめられたか国会議員」、こうなっている。ここで、「当初、大蔵省は資料要求に対してA・B・Cと実名を伏せた資料を提出し、お茶を濁そうとした。大蔵委員会だけならば、『大蔵省シンパ』も多いのでなんとか切り抜かれそうない気配だったが、衆院予算委できびしく催促され、ハタと困った。事務

当局はA・B・Cであくまで通そうとしたが、

ここに写真が入っています。こぶだけが非常に印象的に出ておりますが、似顔が。「国連、中国で大ゆれの予算案審議を、円問題」でさらに紛糾させたくないという政治的決断から「実名を出していいじゃないか」とい出した。」

このあとが問題だ、このあとが。驚いたのは大蔵省、金融局——金融局長はあなたでしよう。あんなに驚いたんだ、これ。驚いたのはしょうがない。「国際金融局は」実名を明らかにしてしまふと、これからの為替行政が行ないにくくなる」といい、銀行局なども「これが前例」——そこに銀行局長もいますね、「これが前例」になって、実名による資料をつぎからつきへと要求されたら困る」と強く難色を示した。だが、大臣の意向がOKとあつてはやむなし。そこであなたの方大蔵官僚は何を考えたかということがこの末尾のほうに記されているんでありますが、ここにちゃんと輸出の受け金、こういうものがあるやんと出てきます、出てきますね。同時に一番私はここで問題にしなければならぬのは、私個人じゃありませんよ、ここに書いてあるのは、これはほんの、そのくだけだけ読みますが、「大蔵省の作戦がアリアリと読みとれる手口。大蔵官僚の中には「なに、これだけの資料でつったんだ質問ができるほどの勉強家は国会議員の中にはかなア」とナメた発言をする向きもあったが、このへんで実名を「あの段階で公表しても何ら影響ない」という陰の真意があった。

これはいまあれですよ、東洋経済というのの五ページの全部じゃないですよ、いま読んだのは。その関係のくだりを読んだ、どうですか、これは。こういうあなたの方に出たから、いまの成瀬さんの質問に対して、どうものらしくらりして。資料を出す姿勢になつていないんじゃないですか。これがやはり新聞紙上にトップ記事を出される、疑惑が解けないと言われている原因じゃないかどうですか。あまり国会をなめちゃいけませんよ、国会をなめちゃいけませんよ。ですから、いままで各商社の実名をあげ

たけれども、そのあとに先ほど来私たちが要求した資料が出てこなければならぬはずがない。ないから実名を明らかにしても、これ以上質問を続行してこれらを明らかにできるような国会議員がいまいじゃないかと、こういうことを言つて、きわめて不謹慎な、国会議員を小ばかにしたようなことをあなたの方でやられているんじゃないか。どうだ、これは。政務次官どうですか。これは大臣がおれば私は大臣にこれを聞くんですが、まずこの点は政務次官答弁。それからその他の資料については金融局長、君が答えなさい。

○政府委員(船田謙君) ただいま吉田先生並びに竹田先生から資料の御要求があり、成瀬先生からも関連の御質問がありました。実は私も去る十月十二日の委員会のときに、資料の關係で御答弁を申し上げたことがございますので、同じように責任のあるものと考へております。

さて、先ほど国金局長が申しましたように、大臣も、いま吉田先生の言われたように、固有名詞をこの際ひらき出すべきだという御指示がございましたから、私も三十日に固有名詞を出したわけでございますが、八月十九日の段階で、また十月十二日の委員会の段階で、またまたあの時期に検査いたしました四つの外為銀行、九つの商社につきましても、その名前を明らかにいたしますことは、局長申しましたように、全部悉皆調査をしたわけではございませんから、一部の銀行、一部の商社のみの名前を出されるという形になりまして、不公平のそしりを免れないということで考へましたので、あのときもそういう御答弁を申し上げて、A、B、Cでござらん願いたいということで二十五日の資料を提出したわけでございます。しかし、二十五日の資料になりまして、わが国のおもな外為銀行十四行、おもな外国商社、総合商社十社のすべての数字が出てまいりまして、このトータル数字を個別にどこが何ドルということを出しますことは、不公平のそしりは受けないであらうという判断をおそらく大臣なさつたのであらうと思ひますが、そこで名前を出してもよ

ろしいということになりましたので、三十日に予算委員会に名前を出すということでございまして、私はその前に、大蔵委員会でも衆参ともに名前を申し上げないで出ておつたのに、先に予算委員会に出されることは私としては合点がいかぬということ、非常に、実は私個人の意見でございますけれども、たびたび反対いたしましたんでございまして、大臣のたつての御指示がございまして、それで、今度は両院の大蔵委員会にまずお示しをして、それから予算委員会に出したいということであらう資料の提出をいたしましたわけでございます。

さて、これから先のことでございますが、先ほど国金局長や大臣が申しましたように、できる限り資料の提出に努力をするつもりでございます。ただ姿勢の問題でございますから、私からあえて申し上げるんでありますけれども、決して私は日本の大蔵省が、大手の為銀及び商社と癒着をしておるといふ姿勢はないと内部にあって感じております。ただ私自身が外国為替の全くのしつてはどうかという点につきましては、こころづまひらかにお答えできませんけれども、これは局長のほうに譲りたいと思ひますけれども、そういう根本の姿勢はあくまで国益を守るために大蔵官僚一生懸命やつておるといふことは申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) 私どもの姿勢といたしまして、これはまさにいま政務次官から御答弁がございまして、その週刊誌でいろいろと何か出てくるようではございませんが、全く私自身としてはそういうものは全くございせん。できるだけ、物理的に不可能なものはいくらもございせん、また検査その他、いま政務次官が申されまじうな意味で、実名をあかすというものが不公平にあたるといふものにつきます。これは、これは御容赦願いたいと思ひますが、そうでないものにつきます。これは、この疑惑を明らかにするといふ意味で、これは前向きにできる限りの資料をつく

りまして提出申し上げたいというふうに存じております。

○渡辺武君 関連して資料要求、一言だけ。

いま問題になっております検査官の立ち入り検査の結果です、この前いただいた資料では、ぼくの記憶ですと十月二十日までの調査の結果の資料なんです。それで、それ以後にも立ち入り検査やつてはいます。ですからそれとちつち入り検査の結果を追加して資料として出していただきたい。

それからもう一つは、やはり立ち入り検査のいままで提出された資料を見てみますと、非常に疑わしい。ですから、これはどうしても固有名詞をつけて、銀行、商社——A、B、Cで出ておりますけれども、固有名詞をつけて発表していただきたい。この点立ち入り検査の問題については資料要求として申し上げます。

それからもう一つ。この前いただいた資料で、為替銀行の外貨資産です、外貨資産のポジションについての七月末、八月末の資料いただきました。しかし、これはもう私も要求したのとほとんど違ひ資料です。先ほど吉田委員から、議員の中にわかるやつがあるかというやうなことを、不適なことを言っているやうですけれども、大体、要求した資料も正確に出しもしないで、そんなことを言うのはけしからぬですよ。あなた方ね、この七月末と、それから八月中の検査もやっているはずですから、八月の十五日と、それから八月末について為替銀行の外貨資産がスクエアしていかどうか、円転換規制の中でスクエアしていかどうかというのを示す資料を提出してほしいと思ひます。いいですか、七月末とそれから八月、十五日と八月末と、いいですね、外為銀行の外貨資産負債がスクエアしていかどうかというのを示す資料を提出してほしいと思ひます。

○政府委員(船田謙君) 一点だけ申し上げたいんですが、先ほど来、ある雑誌に、大蔵省の公務員が国会議員を愚弄するやうなことを言つたかのご

とき記事引用せられておりますけれども、私の知りません限りにおきましては、そういうようなことを申した者はいませんし、われわれも、この大蔵委員会は、特に金融財政につきまして權威のある委員会と考え、各役人もそのつもりでおりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(前田佳都男君) 私から申し上げます。先刻来吉田先生並びに成瀬先生、渡辺先生、各先生からいろいろ御指摘があり、御心配をされる点も全く私もごもっともだと思ふであります。その点については極力これを解明しなくちゃいけません。そういう意味において、資料の提出について、どうぞいま船田政務次官からおっしゃいましたけれども、積極的な姿勢でやっていたらいい。

なお、その要求資料の提出の問題につきましては、さらに委員長、理事会において具体的にいろいろ打ち合わせもいたしたいと思ひます。

○吉田忠三郎君 資料のことについてそれでけっこうです。

それとあわせて、いまの、国際金融局長は週刊誌を読み上げたのですが、ぼくは捏造して言っておるわけじゃない、そのまゝ活字を読んだのですが、私はそういう覚えはありませんし経験ありません、こう言っているんですね。たいへんな問題ですよ、これはね。これはあなたお読みになったでしょう、なっていないか、見てくださいよ。ここには、この記事を書いた人が「Z」というペンネームで記載されていますが、まず読んでいただくとどういふこと、それから、これはかなりの雑誌ですから。委員長、資料を出すということと同時に、これはひとつ真相を究明してください、委員長、理事会において。そうすると、私はまあこれできょうのところはやめたいと思ひます。きょうのところは。

再三くどいようですが、私もここで国民的立場に立つて疑惑を晴らすとしてゐるわけですよ。あなた方をいたずらに痛めつけてやろうなんという、そういうけちな考えを私は持つてい

るわけじゃない。ですから、そういう意味で、資料を出すものは出す。これは委員長も先ほど計らいをいたしましたから、私はこれを了としたしますが、具体的に前の新聞に書かれたものが、十一月の九日になって、大手の商社四社が九月期の決算をやっていますよ。この中に、あなた先ほど来くどくどしく何かわかつたかわからぬような答弁をしておりましたが、そういうことをいたすことが、国会答弁としては常道だなどというふうな昔流の答弁をやっていたんですが、とにかくにもこう書いていますよ、この中にも、為替損がそれぞれ数十億あると、あるけれども、この決算は好況時代の積み上げてきた内部保留、それと問題の輸出前受け金などを利用して穴埋めをした、まさにこれは外貨の売り逃げがものを言つて、しかも配当は堅持されているわけですよ。あなた方もご承知のとおり、これは資料にも出ていますが、三菱の商社は五千九百万ドル、それから三井物産が三億三千百万ドルですよ。丸紅飯田が一億四千二百万ドル、伊藤忠商事が六千万ドル、こうちゃんと出ているんですよ。三菱の場合は約三十億、伊藤忠十四億、丸紅飯田十億、それぞれ新聞の決算状況を見ますと吸収しているんですね。ですから、幾らあなた、それは不正な投機的なものであつたか、一年経つてみなければわからぬ、契約が一年ですから、一年の経過を見なければ追跡ができない。こう言っていますけれども、国民の側から見ると、すでに、これは次々に何回も順を追つて、しかも何カ月も経つて出たわけじゃないです。十月三十一日から、あるいは十一月の九日という、わずか十日間の間に次々にこういう問題が出てくるのですから、どうしてやはり、これは私のみならずそういう疑惑を持たれますよ。そうしておつて、先ほど読み上げたような、こういう国会議員を小ばかにしたような記事が載つてきたら、一体どうなりますかね、金融局長。ここを晴らすじゃないかと言つてゐるのです。ぜひひとつ、先ほど大臣が答弁したように、この際は大蔵省は姿勢を正して、積極

的に国会の資料提示に応じて、国民の負託にこたえるべきだと思ふのです。おどかしやありませんよ、こんなことをのろのろやっていますと、やがてあなた、水田さんの問責決議が出てきますよ。これはおどかしじゃない。わかりますか、この点。ぜひそういうことにしていただきたいことを重ねて申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(前田佳都男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こして。

本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、明十二日午前十時から開会いたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

十一月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三十二号中「三十万円」を「三十二万円」に改める。
第七十九条第一項及び第二項中「十一万円」を「十二万円」に、「十五万円」を「十六万円」に改める。
第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十二万円」を「十三万円」に改める。
第八十三条第一項中「十九万円」を「二十万円」に改める。
第八十四条第一項中「十三万円」を「十四万円」に改め、同条第二項中「十四万円」を「十五万円」に改める。
第八十六条第一項中「十九万円」を「二十万円」に改める。
第八十九条第一項の表を次のように改める。

四十万円以下の金額	百分の十
四十万円をこえ八十万円以下の金額	百分の十二
八十万円をこえ百二十万円以下の金額	百分の十四
百二十万円をこえ百六十万円以下の金額	百分の十六
百六十万円をこえ二百万円以下の金額	百分の十八
二百万円をこえ二百六十万円以下の金額	百分の二十
二百六十万円をこえ三百二十万円以下の金額	百分の二十一
三百二十万円をこえ三百八十万円以下の金額	百分の二十二
三百八十万円をこえ四百四十万円以下の金額	百分の二十四
四百四十万円をこえ五百万円以下の金額	百分の二十七
五百万円をこえ六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円をこえ七百万円以下の金額	百分の三十三
七百万円をこえ九百万円以下の金額	百分の三十八
九百万円をこえ千二百万円以下の金額	百分の四十二
千二百万円をこえ二千万円以下の金額	百分の四十六
二千万円をこえ四千万円以下の金額	百分の五十五
四千万円をこえ六千万円以下の金額	百分の六十
六千万円をこえ八千万円以下の金額	百分の六十五
八千万円をこえる金額	百分の七十

別表第二から別表第七まで(同表の附表を除く)を次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,000	円未満	0	0	50,000	51,000	5,000	10	137,000	139,000	13,700	10
1,000	2,000	100	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
2,000	3,000	200	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
3,000	4,000	300	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
4,000	5,000	400	10	54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
5,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
6,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
7,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
8,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
9,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
10,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
11,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
12,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
13,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
14,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
15,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
16,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
17,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
18,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
19,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
20,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
21,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
22,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
23,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
24,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
25,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
26,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
27,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
28,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
29,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
30,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
31,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
32,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
33,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
34,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
35,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
36,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
37,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
38,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
39,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
40,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
41,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
42,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
43,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
44,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
45,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
46,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
47,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
48,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
49,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,800	10	414,000	418,000	41,600	10	614,000	618,000	65,600	10
261,000	264,000	26,100	10	418,000	422,000	42,100	10	618,000	622,000	66,100	10
264,000	267,000	26,400	10	422,000	426,000	42,600	10	622,000	626,000	66,600	10
267,000	270,000	26,700	10	426,000	430,000	43,100	10	626,000	630,000	67,100	10
270,000	273,000	27,000	10	430,000	434,000	43,600	10	630,000	634,000	67,600	10
273,000	276,000	27,300	10	434,000	438,000	44,000	10	634,000	638,000	68,000	10
276,000	279,000	27,600	10	438,000	442,000	44,500	10	638,000	642,000	68,500	10
279,000	282,000	27,900	10	442,000	446,000	45,000	10	642,000	646,000	69,000	10
282,000	285,000	28,200	10	446,000	450,000	45,500	10	646,000	650,000	69,500	10
285,000	288,000	28,500	10	450,000	454,000	46,000	10	650,000	655,000	70,000	10
288,000	291,000	28,800	10	454,000	458,000	46,400	10	655,000	660,000	70,600	10
291,000	294,000	29,100	10	458,000	462,000	46,900	10	660,000	665,000	71,200	10
294,000	297,000	29,400	10	462,000	466,000	47,400	10	665,000	670,000	71,800	10
297,000	300,000	29,700	10	466,000	470,000	47,900	10	670,000	675,000	72,400	10
300,000	303,000	30,000	10	470,000	474,000	48,400	10	675,000	680,000	73,000	10
303,000	306,000	30,300	10	474,000	478,000	48,800	10	680,000	685,000	73,600	10
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	49,300	10	685,000	690,000	74,200	10
309,000	312,000	30,900	10	482,000	486,000	49,800	10	690,000	695,000	74,800	10
312,000	315,000	31,200	10	486,000	490,000	50,300	10	695,000	700,000	75,400	10
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	50,800	10	700,000	705,000	76,000	10
318,000	321,000	31,800	10	494,000	498,000	51,200	10	705,000	710,000	76,600	10
321,000	324,000	32,100	10	498,000	502,000	51,700	10	710,000	715,000	77,200	10
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	52,200	10	715,000	720,000	77,800	10
327,000	330,000	32,700	10	506,000	510,000	52,700	10	720,000	725,000	78,400	10
330,000	333,000	33,000	10	510,000	514,000	53,200	10	725,000	730,000	79,000	10
333,000	336,000	33,300	10	514,000	518,000	53,600	10	730,000	735,000	79,600	10
336,000	339,000	33,600	10	518,000	522,000	54,100	10	735,000	740,000	80,200	10
339,000	342,000	33,900	10	522,000	526,000	54,600	10	740,000	745,000	80,800	10
342,000	345,000	34,200	10	526,000	530,000	55,100	10	745,000	750,000	81,400	10
345,000	348,000	34,500	10	530,000	534,000	55,600	10	750,000	755,000	82,000	10
348,000	351,000	34,800	10	534,000	538,000	56,000	10	755,000	760,000	82,600	10
351,000	354,000	35,100	10	538,000	542,000	56,500	10	760,000	765,000	83,200	10
354,000	357,000	35,400	10	542,000	546,000	57,000	10	765,000	770,000	83,800	10
357,000	360,000	35,700	10	546,000	550,000	57,500	10	770,000	775,000	84,400	10
360,000	363,000	36,000	10	550,000	554,000	58,000	10	775,000	780,000	85,000	10
363,000	366,000	36,300	10	554,000	558,000	58,400	10	780,000	785,000	85,600	10
366,000	369,000	36,600	10	558,000	562,000	58,900	10	785,000	790,000	86,200	10
369,000	372,000	36,900	10	562,000	566,000	59,400	10	790,000	795,000	86,800	10
372,000	375,000	37,200	10	566,000	570,000	59,900	10	795,000	800,000	87,400	10
375,000	378,000	37,500	10	570,000	574,000	60,400	10	800,000	805,000	88,000	11
378,000	381,000	37,800	10	574,000	578,000	60,800	10	805,000	810,000	88,700	11
381,000	384,000	38,100	10	578,000	582,000	61,300	10	810,000	815,000	89,400	11
384,000	387,000	38,400	10	582,000	586,000	61,800	10	815,000	820,000	90,100	11
387,000	390,000	38,700	10	586,000	590,000	62,300	10	820,000	825,000	90,800	11
390,000	394,000	39,000	10	590,000	594,000	62,800	10	825,000	830,000	91,500	11
394,000	398,000	39,400	10	594,000	598,000	63,200	10	830,000	835,000	92,200	11
398,000	402,000	39,800	10	598,000	602,000	63,700	10	835,000	840,000	92,900	11
402,000	406,000	40,200	10	602,000	606,000	64,200	10	840,000	845,000	93,600	11
406,000	410,000	40,700	10	606,000	610,000	64,700	10	845,000	850,000	94,300	11
410,000	414,000	41,200	10	610,000	614,000	65,200	10	850,000	855,000	95,000	11

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
855,000	860,000	95,700	11	1,105,000	1,110,000	130,700	11	1,355,000	1,360,000	168,800	12
860,000	865,000	96,400	11	1,110,000	1,115,000	131,400	11	1,360,000	1,365,000	169,600	12
865,000	870,000	97,100	11	1,115,000	1,120,000	132,100	11	1,365,000	1,370,000	170,400	12
870,000	875,000	97,800	11	1,120,000	1,125,000	132,800	11	1,370,000	1,375,000	171,200	12
875,000	880,000	98,500	11	1,125,000	1,130,000	133,500	11	1,375,000	1,380,000	172,000	12
880,000	885,000	99,200	11	1,130,000	1,135,000	134,200	11	1,380,000	1,385,000	172,800	12
885,000	890,000	99,900	11	1,135,000	1,140,000	134,900	11	1,385,000	1,390,000	173,600	12
890,000	895,000	100,600	11	1,140,000	1,145,000	135,600	11	1,390,000	1,395,000	174,400	12
895,000	900,000	101,300	11	1,145,000	1,150,000	136,300	11	1,395,000	1,400,000	175,200	12
900,000	905,000	102,000	11	1,150,000	1,155,000	137,000	11	1,400,000	1,405,000	176,000	12
905,000	910,000	102,700	11	1,155,000	1,160,000	137,700	11	1,405,000	1,410,000	176,800	12
910,000	915,000	103,400	11	1,160,000	1,165,000	138,400	11	1,410,000	1,415,000	177,600	12
915,000	920,000	104,100	11	1,165,000	1,170,000	139,100	11	1,415,000	1,420,000	178,400	12
920,000	925,000	104,800	11	1,170,000	1,175,000	139,800	11	1,420,000	1,425,000	179,200	12
925,000	930,000	105,500	11	1,175,000	1,180,000	140,500	11	1,425,000	1,430,000	180,000	12
930,000	935,000	106,200	11	1,180,000	1,185,000	141,200	11	1,430,000	1,435,000	180,800	12
935,000	940,000	106,900	11	1,185,000	1,190,000	141,900	11	1,435,000	1,440,000	181,600	12
940,000	945,000	107,600	11	1,190,000	1,195,000	142,600	11	1,440,000	1,445,000	182,400	12
945,000	950,000	108,300	11	1,195,000	1,200,000	143,300	11	1,445,000	1,450,000	183,200	12
950,000	955,000	109,000	11	1,200,000	1,205,000	144,000	12	1,450,000	1,455,000	184,000	12
955,000	960,000	109,700	11	1,205,000	1,210,000	144,800	12	1,455,000	1,460,000	184,800	12
960,000	965,000	110,400	11	1,210,000	1,215,000	145,600	12	1,460,000	1,465,000	185,600	12
965,000	970,000	111,100	11	1,215,000	1,220,000	146,400	12	1,465,000	1,470,000	186,400	12
970,000	975,000	111,800	11	1,220,000	1,225,000	147,200	12	1,470,000	1,475,000	187,200	12
975,000	980,000	112,500	11	1,225,000	1,230,000	148,000	12	1,475,000	1,480,000	188,000	12
980,000	985,000	113,200	11	1,230,000	1,235,000	148,800	12	1,480,000	1,485,000	188,800	12
985,000	990,000	113,900	11	1,235,000	1,240,000	149,600	12	1,485,000	1,490,000	189,600	12
990,000	995,000	114,600	11	1,240,000	1,245,000	150,400	12	1,490,000	1,495,000	190,400	12
995,000	1,000,000	115,300	11	1,245,000	1,250,000	151,200	12	1,495,000	1,500,000	191,200	12
1,000,000	1,005,000	116,000	11	1,250,000	1,255,000	152,000	12	1,500,000	1,505,000	192,000	12
1,005,000	1,010,000	116,700	11	1,255,000	1,260,000	152,800	12	1,505,000	1,510,000	192,800	12
1,010,000	1,015,000	117,400	11	1,260,000	1,265,000	153,600	12	1,510,000	1,515,000	193,600	12
1,015,000	1,020,000	118,100	11	1,265,000	1,270,000	154,400	12	1,515,000	1,520,000	194,400	12
1,020,000	1,025,000	118,800	11	1,270,000	1,275,000	155,200	12	1,520,000	1,525,000	195,200	12
1,025,000	1,030,000	119,500	11	1,275,000	1,280,000	156,000	12	1,525,000	1,530,000	196,000	12
1,030,000	1,035,000	120,200	11	1,280,000	1,285,000	156,800	12	1,530,000	1,535,000	196,800	12
1,035,000	1,040,000	120,900	11	1,285,000	1,290,000	157,600	12	1,535,000	1,540,000	197,600	12
1,040,000	1,045,000	121,600	11	1,290,000	1,295,000	158,400	12	1,540,000	1,545,000	198,400	12
1,045,000	1,050,000	122,300	11	1,295,000	1,300,000	159,200	12	1,545,000	1,550,000	199,200	12
1,050,000	1,055,000	123,000	11	1,300,000	1,305,000	160,000	12	1,550,000	1,555,000	200,000	12
1,055,000	1,060,000	123,700	11	1,305,000	1,310,000	160,800	12	1,555,000	1,560,000	200,800	12
1,060,000	1,065,000	124,400	11	1,310,000	1,315,000	161,600	12	1,560,000	1,565,000	201,600	12
1,065,000	1,070,000	125,100	11	1,315,000	1,320,000	162,400	12	1,565,000	1,570,000	202,400	12
1,070,000	1,075,000	125,800	11	1,320,000	1,325,000	163,200	12	1,570,000	1,575,000	203,200	12
1,075,000	1,080,000	126,500	11	1,325,000	1,330,000	164,000	12	1,575,000	1,580,000	204,000	12
1,080,000	1,085,000	127,200	11	1,330,000	1,335,000	164,800	12	1,580,000	1,585,000	204,800	12
1,085,000	1,090,000	127,900	11	1,335,000	1,340,000	165,600	12	1,585,000	1,590,000	205,600	12
1,090,000	1,095,000	128,600	11	1,340,000	1,345,000	166,400	12	1,590,000	1,595,000	206,400	12
1,095,000	1,100,000	129,300	11	1,345,000	1,350,000	167,200	12	1,595,000	1,600,000	207,200	12
1,100,000	1,105,000	130,000	11	1,350,000	1,355,000	168,000	12	1,600,000	1,605,000	208,000	13

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,605,000	1,610,000	208,900	13	1,755,000	1,760,000	235,900	13	1,905,000	1,910,000	262,900	13
1,610,000	1,615,000	209,800	13	1,760,000	1,765,000	236,800	13	1,910,000	1,915,000	263,800	13
1,615,000	1,620,000	210,700	13	1,765,000	1,770,000	237,700	13	1,915,000	1,920,000	264,700	13
1,620,000	1,625,000	211,600	13	1,770,000	1,775,000	238,600	13	1,920,000	1,925,000	265,600	13
1,625,000	1,630,000	212,500	13	1,775,000	1,780,000	239,500	13	1,925,000	1,930,000	266,500	13
1,630,000	1,635,000	213,400	13	1,780,000	1,785,000	240,400	13	1,930,000	1,935,000	267,400	13
1,635,000	1,640,000	214,300	13	1,785,000	1,790,000	241,300	13	1,935,000	1,940,000	268,300	13
1,640,000	1,645,000	215,200	13	1,790,000	1,795,000	242,200	13	1,940,000	1,945,000	269,200	13
1,645,000	1,650,000	216,100	13	1,795,000	1,800,000	243,100	13	1,945,000	1,950,000	270,100	13
1,650,000	1,655,000	217,000	13	1,800,000	1,805,000	244,000	13	1,950,000	1,955,000	271,000	13
1,655,000	1,660,000	217,900	13	1,805,000	1,810,000	244,900	13	1,955,000	1,960,000	271,900	13
1,660,000	1,665,000	218,800	13	1,810,000	1,815,000	245,800	13	1,960,000	1,965,000	272,800	13
1,665,000	1,670,000	219,700	13	1,815,000	1,820,000	246,700	13	1,965,000	1,970,000	273,700	13
1,670,000	1,675,000	220,600	13	1,820,000	1,825,000	247,600	13	1,970,000	1,975,000	274,600	13
1,675,000	1,680,000	221,500	13	1,825,000	1,830,000	248,500	13	1,975,000	1,980,000	275,500	13
1,680,000	1,685,000	222,400	13	1,830,000	1,835,000	249,400	13	1,980,000	1,985,000	276,400	13
1,685,000	1,690,000	223,300	13	1,835,000	1,840,000	250,300	13	1,985,000	1,990,000	277,300	13
1,690,000	1,695,000	224,200	13	1,840,000	1,845,000	251,200	13	1,990,000	1,995,000	278,200	13
1,695,000	1,700,000	225,100	13	1,845,000	1,850,000	252,100	13	1,995,000	2,000,000	279,100	13
1,700,000	1,705,000	226,000	13	1,850,000	1,855,000	253,000	13	2,000,000円		280,000	14
1,705,000	1,710,000	226,900	13	1,855,000	1,860,000	253,900	13				
1,710,000	1,715,000	227,800	13	1,860,000	1,865,000	254,800	13				
1,715,000	1,720,000	228,700	13	1,865,000	1,870,000	255,700	13				
1,720,000	1,725,000	229,600	13	1,870,000	1,875,000	256,600	13				
1,725,000	1,730,000	230,500	13	1,875,000	1,880,000	257,500	13				
1,730,000	1,735,000	231,400	13	1,880,000	1,885,000	258,400	13				
1,735,000	1,740,000	232,300	13	1,885,000	1,890,000	259,300	13				
1,740,000	1,745,000	233,200	13	1,890,000	1,895,000	260,200	13				
1,745,000	1,750,000	234,100	13	1,895,000	1,900,000	261,100	13				
1,750,000	1,755,000	235,000	13	1,900,000	1,905,000	262,000	13				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	61,400
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	61,800
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,200	622,000	626,000	62,200
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,600	626,000	630,000	62,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,000	630,000	634,000	63,000
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,400	634,000	638,000	63,400
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,800	638,000	642,000	63,800
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,200	642,000	646,000	64,200
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,600	646,000	650,000	64,600
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,000	650,000	655,000	65,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,400	655,000	660,000	65,500
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	45,800	660,000	665,000	66,000
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,200	665,000	670,000	66,500
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,600	670,000	675,000	67,000
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,000	675,000	680,000	67,500
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,400	680,000	685,000	68,000
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	47,800	685,000	690,000	68,500
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,200	690,000	695,000	69,000
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	48,600	695,000	700,000	69,500
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,000	700,000	705,000	70,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,400	705,000	710,000	70,500
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	49,800	710,000	715,000	71,000
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,200	715,000	720,000	71,500
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	50,600	720,000	725,000	72,000
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,000	725,000	730,000	72,500
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,400	730,000	735,000	73,000
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	51,800	735,000	740,000	73,500
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,200	740,000	745,000	74,000
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	52,600	745,000	750,000	74,500
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,000	750,000	755,000	75,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	53,400	755,000	760,000	75,500
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	53,800	760,000	765,000	76,000
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,200	765,000	770,000	76,500
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	54,600	770,000	775,000	77,000
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,000	775,000	780,000	77,500
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	55,400	780,000	785,000	78,000
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	55,800	785,000	790,000	78,500
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	56,200	790,000	795,000	79,000
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	56,600	795,000	800,000	79,500
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,000	800,000	805,000	80,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	57,400	805,000	810,000	80,500
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	57,800	810,000	815,000	81,000
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	58,200	815,000	820,000	81,500
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	58,600	820,000	825,000	82,000
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,000	825,000	830,000	82,500
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	59,400	830,000	835,000	83,000
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	59,800	835,000	840,000	83,500
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	60,200	840,000	845,000	84,000
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	60,600	845,000	850,000	84,500
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	61,000	850,000	855,000	85,000

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	85,500	1,105,000	1,110,000	110,500	1,355,000	1,360,000	135,500
860,000	865,000	86,000	1,110,000	1,115,000	111,000	1,360,000	1,365,000	136,000
865,000	870,000	86,500	1,115,000	1,120,000	111,500	1,365,000	1,370,000	136,500
870,000	875,000	87,000	1,120,000	1,125,000	112,000	1,370,000	1,375,000	137,000
875,000	880,000	87,500	1,125,000	1,130,000	112,500	1,375,000	1,380,000	137,500
880,000	885,000	88,000	1,130,000	1,135,000	113,000	1,380,000	1,385,000	138,000
885,000	890,000	88,500	1,135,000	1,140,000	113,500	1,385,000	1,390,000	138,500
890,000	895,000	89,000	1,140,000	1,145,000	114,000	1,390,000	1,395,000	139,000
895,000	900,000	89,500	1,145,000	1,150,000	114,500	1,395,000	1,400,000	139,500
900,000	905,000	90,000	1,150,000	1,155,000	115,000	1,400,000	1,405,000	140,000
905,000	910,000	90,500	1,155,000	1,160,000	115,500	1,405,000	1,410,000	140,500
910,000	915,000	91,000	1,160,000	1,165,000	116,000	1,410,000	1,415,000	141,000
915,000	920,000	91,500	1,165,000	1,170,000	116,500	1,415,000	1,420,000	141,500
920,000	925,000	92,000	1,170,000	1,175,000	117,000	1,420,000	1,425,000	142,000
925,000	930,000	92,500	1,175,000	1,180,000	117,500	1,425,000	1,430,000	142,500
930,000	935,000	93,000	1,180,000	1,185,000	118,000	1,430,000	1,435,000	143,000
935,000	940,000	93,500	1,185,000	1,190,000	118,500	1,435,000	1,440,000	143,500
940,000	945,000	94,000	1,190,000	1,195,000	119,000	1,440,000	1,445,000	144,000
945,000	950,000	94,500	1,195,000	1,200,000	119,500	1,445,000	1,450,000	144,500
950,000	955,000	95,000	1,200,000	1,205,000	120,000	1,450,000	1,455,000	145,000
955,000	960,000	95,500	1,205,000	1,210,000	120,500	1,455,000	1,460,000	145,500
960,000	965,000	96,000	1,210,000	1,215,000	121,000	1,460,000	1,465,000	146,000
965,000	970,000	96,500	1,215,000	1,220,000	121,500	1,465,000	1,470,000	146,500
970,000	975,000	97,000	1,220,000	1,225,000	122,000	1,470,000	1,475,000	147,000
975,000	980,000	97,500	1,225,000	1,230,000	122,500	1,475,000	1,480,000	147,500
980,000	985,000	98,000	1,230,000	1,235,000	123,000	1,480,000	1,485,000	148,000
985,000	990,000	98,500	1,235,000	1,240,000	123,500	1,485,000	1,490,000	148,500
990,000	995,000	99,000	1,240,000	1,245,000	124,000	1,490,000	1,495,000	149,000
995,000	1,000,000	99,500	1,245,000	1,250,000	124,500	1,495,000	1,500,000	149,500
1,000,000	1,005,000	100,000	1,250,000	1,255,000	125,000	1,500,000	1,505,000	150,000
1,005,000	1,010,000	100,500	1,255,000	1,260,000	125,500	1,505,000	1,510,000	150,500
1,010,000	1,015,000	101,000	1,260,000	1,265,000	126,000	1,510,000	1,515,000	151,000
1,015,000	1,020,000	101,500	1,265,000	1,270,000	126,500	1,515,000	1,520,000	151,500
1,020,000	1,025,000	102,000	1,270,000	1,275,000	127,000	1,520,000	1,525,000	152,000
1,025,000	1,030,000	102,500	1,275,000	1,280,000	127,500	1,525,000	1,530,000	152,500
1,030,000	1,035,000	103,000	1,280,000	1,285,000	128,000	1,530,000	1,535,000	153,000
1,035,000	1,040,000	103,500	1,285,000	1,290,000	128,500	1,535,000	1,540,000	153,500
1,040,000	1,045,000	104,000	1,290,000	1,295,000	129,000	1,540,000	1,545,000	154,000
1,045,000	1,050,000	104,500	1,295,000	1,300,000	129,500	1,545,000	1,550,000	154,500
1,050,000	1,055,000	105,000	1,300,000	1,305,000	130,000	1,550,000	1,555,000	155,000
1,055,000	1,060,000	105,500	1,305,000	1,310,000	130,500	1,555,000	1,560,000	155,500
1,060,000	1,065,000	106,000	1,310,000	1,315,000	131,000	1,560,000	1,565,000	156,000
1,065,000	1,070,000	106,500	1,315,000	1,320,000	131,500	1,565,000	1,570,000	156,500
1,070,000	1,075,000	107,000	1,320,000	1,325,000	132,000	1,570,000	1,575,000	157,000
1,075,000	1,080,000	107,500	1,325,000	1,330,000	132,500	1,575,000	1,580,000	157,500
1,080,000	1,085,000	108,000	1,330,000	1,335,000	133,000	1,580,000	1,585,000	158,000
1,085,000	1,090,000	108,500	1,335,000	1,340,000	133,500	1,585,000	1,590,000	158,500
1,090,000	1,095,000	109,000	1,340,000	1,345,000	134,000	1,590,000	1,595,000	159,000
1,095,000	1,100,000	109,500	1,345,000	1,350,000	134,500	1,595,000	1,600,000	159,500
1,100,000	1,105,000	110,000	1,350,000	1,355,000	135,000	1,600,000	1,605,000	160,000

(四)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,605,000	1,610,000	160,500	1,755,000	1,760,000	175,500	1,905,000	1,910,000	190,500
1,610,000	1,615,000	161,000	1,760,000	1,765,000	176,000	1,910,000	1,915,000	191,000
1,615,000	1,620,000	161,500	1,765,000	1,770,000	176,500	1,915,000	1,920,000	191,500
1,620,000	1,625,000	162,000	1,770,000	1,775,000	177,000	1,920,000	1,925,000	192,000
1,625,000	1,630,000	162,500	1,775,000	1,780,000	177,500	1,925,000	1,930,000	192,500
1,630,000	1,635,000	163,000	1,780,000	1,785,000	178,000	1,930,000	1,935,000	193,000
1,635,000	1,640,000	163,500	1,785,000	1,790,000	178,500	1,935,000	1,940,000	193,500
1,640,000	1,645,000	164,000	1,790,000	1,795,000	179,000	1,940,000	1,945,000	194,000
1,645,000	1,650,000	164,500	1,795,000	1,800,000	179,500	1,945,000	1,950,000	194,500
1,650,000	1,655,000	165,000	1,800,000	1,805,000	180,000	1,950,000	1,955,000	195,000
1,655,000	1,660,000	165,500	1,805,000	1,810,000	180,500	1,955,000	1,960,000	195,500
1,660,000	1,665,000	166,000	1,810,000	1,815,000	181,000	1,960,000	1,965,000	196,000
1,665,000	1,670,000	166,500	1,815,000	1,820,000	181,500	1,965,000	1,970,000	196,500
1,670,000	1,675,000	167,000	1,820,000	1,825,000	182,000	1,970,000	1,975,000	197,000
1,675,000	1,680,000	167,500	1,825,000	1,830,000	182,500	1,975,000	1,980,000	197,500
1,680,000	1,685,000	168,000	1,830,000	1,835,000	183,000	1,980,000	1,985,000	198,000
1,685,000	1,690,000	168,500	1,835,000	1,840,000	183,500	1,985,000	1,990,000	198,500
1,690,000	1,695,000	169,000	1,840,000	1,845,000	184,000	1,990,000	1,995,000	199,000
1,695,000	1,700,000	169,500	1,845,000	1,850,000	184,500	1,995,000	2,000,000	199,500
1,700,000	1,705,000	170,000	1,850,000	1,855,000	185,000	2,000,000円		200,000
1,705,000	1,710,000	170,500	1,855,000	1,860,000	185,500			
1,710,000	1,715,000	171,000	1,860,000	1,865,000	186,000			
1,715,000	1,720,000	171,500	1,865,000	1,870,000	186,500			
1,720,000	1,725,000	172,000	1,870,000	1,875,000	187,000			
1,725,000	1,730,000	172,500	1,875,000	1,880,000	187,500			
1,730,000	1,735,000	173,000	1,880,000	1,885,000	188,000			
1,735,000	1,740,000	173,500	1,885,000	1,890,000	188,500			
1,740,000	1,745,000	174,000	1,890,000	1,895,000	189,000			
1,745,000	1,750,000	174,500	1,895,000	1,900,000	189,500			
1,750,000	1,755,000	175,000	1,900,000	1,905,000	190,000			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円 33,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額
33,000	34,000	150	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600
34,000	35,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700
35,000	36,000	310	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800
36,000	37,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900
37,000	38,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
38,000	39,000	550	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
39,000	40,000	630	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
40,000	41,000	710	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
41,000	42,000	790	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
42,000	43,000	870	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
43,000	44,000	950	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
44,000	45,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
45,000	46,000	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
46,000	47,000	1,190	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
47,000	48,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
48,000	49,000	1,350	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400
49,000	50,000	1,430	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500
50,000	51,000	1,510	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800
51,000	52,000	1,590	0	0	0	0	0	0	0	0	4,900
52,000	53,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100
53,000	54,000	1,750	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300
54,000	55,000	1,830	160	0	0	0	0	0	0	0	5,500
55,000	56,000	1,910	240	0	0	0	0	0	0	0	5,600
56,000	57,000	1,990	320	0	0	0	0	0	0	0	5,800
57,000	58,000	2,070	400	0	0	0	0	0	0	0	6,000
58,000	59,000	2,150	480	0	0	0	0	0	0	0	6,200
59,000	60,000	2,230	560	0	0	0	0	0	0	0	6,400
60,000	61,000	2,310	640	0	0	0	0	0	0	0	6,500
61,000	62,000	2,390	720	0	0	0	0	0	0	0	6,700
62,000	63,000	2,470	800	0	0	0	0	0	0	0	6,900
63,000	64,000	2,550	880	0	0	0	0	0	0	0	7,000
64,000	65,000	2,630	960	0	0	0	0	0	0	0	7,200
65,000	66,000	2,710	1,040	0	0	0	0	0	0	0	7,400
66,000	67,000	2,790	1,120	0	0	0	0	0	0	0	7,500
67,000	68,000	2,870	1,200	0	0	0	0	0	0	0	7,700
68,000	69,000	2,950	1,280	110	0	0	0	0	0	0	7,900
69,000	70,000	3,030	1,360	190	0	0	0	0	0	0	8,100
70,000	71,000	3,110	1,440	270	0	0	0	0	0	0	8,300
71,000	72,000	3,190	1,520	350	0	0	0	0	0	0	8,500
72,000	73,000	3,270	1,600	430	0	0	0	0	0	0	8,700
73,000	74,000	3,350	1,680	510	0	0	0	0	0	0	8,900
74,000	75,000	3,440	1,760	590	0	0	0	0	0	0	9,100
75,000	76,000	3,540	1,840	670	0	0	0	0	0	0	9,300
76,000	77,000	3,640	1,920	750	0	0	0	0	0	0	9,500
77,000	78,000	3,730	2,000	830	0	0	0	0	0	0	9,700

イ 甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
78,000	79,000	3,830	2,080	910	0	0	0	0	0	9,900
79,000	80,000	3,920	2,160	990	0	0	0	0	0	10,100
80,000	81,000	4,020	2,240	1,070	0	0	0	0	0	10,300
81,000	82,000	4,120	2,320	1,150	0	0	0	0	0	10,400
82,000	83,000	4,210	2,400	1,230	0	0	0	0	0	10,700
83,000	84,000	4,310	2,480	1,310	150	0	0	0	0	10,900
84,000	85,000	4,400	2,560	1,390	230	0	0	0	0	11,100
85,000	86,000	4,500	2,640	1,470	310	0	0	0	0	11,300
86,000	87,000	4,600	2,720	1,550	390	0	0	0	0	11,500
87,000	88,000	4,690	2,800	1,630	470	0	0	0	0	11,800
88,000	89,000	4,790	2,880	1,710	550	0	0	0	0	12,000
89,000	90,000	4,880	2,960	1,790	630	0	0	0	0	12,300
90,000	91,000	4,980	3,040	1,870	710	0	0	0	0	12,500
91,000	92,000	5,080	3,120	1,950	790	0	0	0	0	12,800
92,000	93,000	5,170	3,200	2,030	870	0	0	0	0	13,000
93,000	94,000	5,270	3,280	2,110	950	0	0	0	0	13,300
94,000	95,000	5,370	3,370	2,200	1,030	0	0	0	0	13,500
95,000	96,000	5,480	3,480	2,290	1,120	0	0	0	0	13,700
96,000	97,000	5,580	3,580	2,380	1,210	0	0	0	0	13,900
97,000	98,000	5,690	3,690	2,470	1,300	130	0	0	0	14,200
98,000	99,000	5,800	3,800	2,560	1,390	220	0	0	0	14,400
99,000	101,000	5,960	3,960	2,690	1,520	360	0	0	0	14,600
101,000	103,000	6,180	4,180	2,870	1,700	540	0	0	0	14,600円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の42% に相当する金額 を加算した金額
103,000	105,000	6,390	4,390	3,050	1,880	720	0	0	0	
105,000	107,000	6,610	4,610	3,230	2,060	900	0	0	0	
107,000	109,000	6,830	4,830	3,430	2,240	1,080	0	0	0	
109,000	111,000	7,040	5,040	3,640	2,420	1,260	0	0	0	0
111,000	113,000	7,260	5,260	3,860	2,600	1,440	270	0	0	0
113,000	115,000	7,500	5,470	4,070	2,780	1,620	450	0	0	0
115,000	117,000	7,750	5,690	4,290	2,960	1,800	630	0	0	0
117,000	119,000	8,000	5,910	4,510	3,140	1,980	810	0	0	0
119,000	121,000	8,250	6,120	4,720	3,320	2,160	990	0	0	0
121,000	123,000	8,510	6,340	4,940	3,540	2,340	1,170	0	0	0
123,000	125,000	8,760	6,550	5,150	3,750	2,520	1,350	180	0	0
125,000	127,000	9,010	6,770	5,370	3,970	2,700	1,530	360	0	0
127,000	129,000	9,260	6,990	5,590	4,190	2,880	1,710	540	0	0
129,000	131,000	9,510	7,200	5,800	4,400	3,060	1,890	720	0	0
131,000	133,000	9,770	7,430	6,020	4,620	3,240	2,070	900	0	0
133,000	135,000	10,020	7,690	6,230	4,830	3,430	2,250	1,080	0	0
135,000	137,000	10,270	7,940	6,450	5,050	3,650	2,430	1,260	100	0
137,000	139,000	10,520	8,190	6,670	5,270	3,870	2,610	1,440	280	0
139,000	141,000	10,770	8,440	6,880	5,480	4,080	2,790	1,620	460	0
141,000	143,000	11,030	8,690	7,100	5,700	4,300	2,970	1,800	640	0
143,000	145,000	11,280	8,950	7,310	5,910	4,510	3,150	1,980	820	0
145,000	147,000	11,530	9,200	7,560	6,130	4,730	3,330	2,160	1,000	0
147,000	149,000	11,780	9,450	7,820	6,350	4,950	3,550	2,340	1,180	0
149,000	151,000	12,040	9,700	8,070	6,560	5,160	3,760	2,520	1,360	35,600円
151,000	153,000	12,330	9,950	8,320	6,780	5,380	3,980	2,700	1,540	35,600円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与
153,000	155,000	12,620	10,210	8,570	6,990	5,590	4,190	2,880	1,720	
155,000	157,000	12,900	10,460	8,820	7,210	5,810	4,410	3,060	1,900	

イ 甲 表
(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
157,000	159,000	13,190	10,710	9,080	7,440	6,030	4,630	3,240	2,080	等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
159,000	161,000	13,480	10,960	9,330	7,690	6,240	4,840	3,440	2,260		
161,000	163,000	13,770	11,210	9,580	7,950	6,460	5,060	3,660	2,440		
163,000	165,000	14,060	11,470	9,830	8,200	6,670	5,270	3,870	2,620		
165,000	167,000	14,340	11,720	10,080	8,450	6,890	5,490	4,090	2,800		
167,000	169,000	14,630	11,970	10,340	8,700	7,110	5,710	4,310	2,980		
169,000	171,000	14,920	12,250	10,590	8,950	7,320	5,920	4,520	3,160		
171,000	173,000	15,210	12,540	10,840	9,210	7,570	6,140	4,740	3,340		
173,000	175,000	15,500	12,830	11,090	9,460	7,830	6,350	4,950	3,550		
175,000	177,000	15,780	13,120	11,340	9,710	8,080	6,570	5,170	3,770		
177,000	179,000	16,080	13,410	11,600	9,970	8,330	6,790	5,390	3,990		
179,000	181,000	16,380	13,710	11,870	10,230	8,600	7,020	5,620	4,220		
181,000	183,000	16,680	14,020	12,150	10,500	8,860	7,250	5,850	4,450		
183,000	185,000	16,990	14,320	12,450	10,760	9,130	7,500	6,070	4,670		
185,000	187,000	17,290	14,630	12,760	11,030	9,400	7,760	6,300	4,900		
187,000	189,000	17,630	14,930	13,060	11,300	9,660	8,030	6,530	5,130		
189,000	191,000	17,970	15,230	13,370	11,560	9,930	8,300	6,760	5,360		
191,000	193,000	18,310	15,540	13,670	11,830	10,190	8,560	6,990	5,590		
193,000	195,000	18,650	15,840	13,970	12,110	10,460	8,830	7,210	5,810		
195,000	197,000	19,000	16,150	14,280	12,410	10,730	9,090	7,460	6,040		
197,000	199,000	19,340	16,450	14,580	12,720	10,990	9,360	7,730	6,270		
199,000	201,000	19,680	16,750	14,890	13,020	11,260	9,630	7,990	6,500		
201,000	204,000	20,110	17,130	15,270	13,400	11,590	9,960	8,320	6,780		
204,000	207,000	20,620	17,620	15,720	13,860	11,990	10,360	8,720	7,120		
207,000	210,000	21,130	18,130	16,180	14,310	12,440	10,760	9,120	7,490		
210,000	213,000	21,650	18,650	16,630	14,770	12,900	11,150	9,520	7,890		
213,000	216,000	22,160	19,160	17,090	15,220	13,360	11,550	9,920	8,290		
216,000	219,000	22,670	19,670	17,570	15,680	13,810	11,950	10,320	8,690		
219,000	222,000	23,190	20,190	18,090	16,140	14,270	12,400	10,720	9,090		
222,000	225,000	23,760	20,700	18,600	16,590	14,720	12,860	11,120	9,480		
225,000	228,000	24,360	21,210	19,110	17,050	15,180	13,310	11,520	9,880		
228,000	231,000	24,960	21,720	19,620	17,520	15,640	13,770	11,920	10,280		
231,000	234,000	25,560	22,240	20,140	18,040	16,090	14,230	12,360	10,680		
234,000	237,000	26,150	22,750	20,650	18,550	16,550	14,680	12,820	11,080		
237,000	240,000	26,750	23,260	21,160	19,060	17,000	15,140	13,270	11,480		
240,000	243,000	27,350	23,850	21,680	19,580	17,480	15,590	13,730	11,880		
243,000	246,000	27,950	24,450	22,190	20,090	17,990	16,050	14,180	12,320		
246,000	249,000	28,550	25,050	22,700	20,600	18,500	16,510	14,640	12,770		
249,000	252,000	29,150	25,650	23,220	21,120	19,020	16,960	15,100	13,230		
252,000	255,000	29,740	26,240	23,790	21,630	19,530	17,430	15,550	13,680		
255,000	258,000	30,340	26,840	24,390	22,140	20,040	17,940	16,010	14,140		
258,000	261,000	30,940	27,440	24,990	22,650	20,550	18,450	16,460	14,600		
261,000	264,000	31,540	28,040	25,590	23,170	21,070	18,970	16,920	15,050		
264,000	267,000	32,140	28,640	26,190	23,740	21,580	19,480	17,380	15,510		
267,000	270,000	32,740	29,240	26,790	24,340	22,090	19,990	17,890	15,960		
270,000	273,000	33,340	29,840	27,390	24,940	22,610	20,510	18,410	16,420		
273,000	276,000	33,950	30,430	27,980	25,530	23,120	21,020	18,920	16,880		
276,000	279,000	34,630	31,030	28,580	26,130	23,680	21,530	19,430	17,330		
279,000	282,000	35,320	31,630	29,180	26,730	24,280	22,050	19,950	17,850		
282,000	285,000	36,000	32,230	29,780	27,330	24,880	22,560	20,460	18,360		

イ 甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
285,000円	288,000円	36,680円	32,830円	30,380円	27,930円	25,480円	23,070円	20,970円	18,870円	
288,000円	291,000円	37,370円	33,430円	30,980円	28,530円	26,080円	23,630円	21,480円	19,380円	
291,000円	294,000円	38,050円	34,050円	31,580円	29,130円	26,680円	24,220円	22,000円	19,900円	
294,000円	297,000円	38,740円	34,740円	32,170円	29,720円	27,270円	24,820円	22,510円	20,410円	
297,000円	300,000円	39,420円	35,420円	32,770円	30,320円	27,870円	25,420円	23,020円	20,920円	
300,000 円		39,760	35,760	33,070	30,620	28,170	25,720	23,280	21,180	
300,000 円をこえ 330,000 円に満たない金額		300,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 300,000 円をこえる金額の 24% に相当する金額を加算した金額								
330,000 円		46,960円	42,960円	40,270円	37,820円	35,370円	32,920円	30,480円	28,380円	
330,000 円をこえ 380,000 円に満たない金額		330,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 330,000 円をこえる金額の 27% に相当する金額を加算した金額								
380,000 円		60,460円	56,460円	53,770円	51,820円	48,870円	46,420円	43,980円	41,880円	
380,000 円をこえ 430,000 円に満たない金額		380,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 380,000 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額								
430,000 円		75,460円	71,460円	68,770円	66,320円	63,870円	61,420円	58,980円	56,880円	
430,000 円をこえ 480,000 円に満たない金額		430,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 430,000 円をこえる金額の 34% に相当する金額を加算した金額								
480,000 円		92,460円	88,460円	85,770円	83,320円	80,870円	78,420円	75,980円	73,880円	
480,000 円をこえ 560,000 円に満たない金額		480,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 480,000 円をこえる金額の 38% に相当する金額を加算した金額								
560,000 円		122,860円	118,860円	116,170円	113,720円	111,270円	108,820円	106,380円	104,280円	
560,000 円をこえ 650,000 円に満たない金額		560,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 560,000 円をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額								
650,000 円		160,660円	156,660円	153,970円	151,520円	149,070円	146,620円	144,180円	142,080円	
650,000 円をこえ 810,000 円に満たない金額		650,000 円の場合の税額に、その月の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 650,000 円をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額								

イ 甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額
810,000 円		234,260 ^円	230,260 ^円	227,570 ^円	225,120 ^円	222,670 ^円	220,220 ^円	217,780 ^円	215,680 ^円	431,600 ^円
810,000 円をこえ 1,060,000 円に満た ない金額		810,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 810,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額								431,600 円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち 810,000 円を こえる金額の 65 % に相当する金 額を加算した金 額
1,060,000 円		359,260 ^円	355,260 ^円	352,570 ^円	350,120 ^円	347,670 ^円	345,220 ^円	342,780 ^円	340,680 ^円	
1,060,000 円をこえ 1,730,000 円に満た ない金額		1,060,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,060,000 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額								
1,730,000 円		727,760 ^円	723,760 ^円	721,070 ^円	718,620 ^円	716,170 ^円	713,720 ^円	711,280 ^円	709,180 ^円	
1,730,000 円をこえ る金額		1,730,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,730,000 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額								従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等 1 人ごとに 1,400 円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額
扶養親族等の数が 7 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 7 人の場合の税額から、その 7 人をこえ る 1 人ごとに 1,400 円を控除した金額										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 7 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 7 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 7 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 7 人をこえる 1 人ごとに 1,400 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに 1 人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者 1 人につき 1 人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じて、扶養親族等 1 人ごとに 1,400 円を控除した金額）が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
47,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0
47,000	48,000	100	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	180	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	260	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	340	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	420	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	500	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	580	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	660	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	740	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	820	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	900	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	980	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,060	0	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,140	0	0	0	0	0	0
61,000	62,000	1,220	0	0	0	0	0	0
62,000	63,000	1,300	130	0	0	0	0	0
63,000	64,000	1,380	210	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,460	290	0	0	0	0	0
65,000	66,000	1,540	370	0	0	0	0	0
66,000	67,000	1,620	450	0	0	0	0	0
67,000	68,000	1,700	530	0	0	0	0	0
68,000	69,000	1,780	610	0	0	0	0	0
69,000	70,000	1,860	690	0	0	0	0	0
70,000	71,000	1,940	770	0	0	0	0	0
71,000	72,000	2,020	850	0	0	0	0	0
72,000	73,000	2,100	930	0	0	0	0	0
73,000	74,000	2,180	1,010	0	0	0	0	0
74,000	75,000	2,260	1,090	0	0	0	0	0
75,000	76,000	2,340	1,170	0	0	0	0	0
76,000	77,000	2,420	1,250	0	0	0	0	0
77,000	78,000	2,500	1,330	170	0	0	0	0
78,000	79,000	2,580	1,410	250	0	0	0	0
79,000	80,000	2,660	1,490	330	0	0	0	0
80,000	81,000	2,740	1,570	410	0	0	0	0
81,000	82,000	2,820	1,650	490	0	0	0	0
82,000	83,000	2,900	1,730	570	0	0	0	0
83,000	84,000	2,980	1,810	650	0	0	0	0
84,000	85,000	3,060	1,890	730	0	0	0	0
85,000	86,000	3,140	1,970	810	0	0	0	0
86,000	87,000	3,220	2,050	890	0	0	0	0
87,000	88,000	3,300	2,130	970	0	0	0	0
88,000	89,000	3,380	2,210	1,050	0	0	0	0
89,000	90,000	3,480	2,290	1,130	0	0	0	0
90,000	91,000	3,580	2,370	1,210	0	0	0	0
91,000	92,000	3,680	2,450	1,290	120	0	0	0

ロ 乙 表
(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
92,000	93,000	3,770	2,530	1,370	200	0	0	0
93,000	94,000	3,870	2,610	1,450	280	0	0	0
94,000	95,000	3,970	2,700	1,530	360	0	0	0
95,000	96,000	4,080	2,790	1,620	450	0	0	0
96,000	97,000	4,180	2,880	1,710	540	0	0	0
97,000	98,000	4,290	2,970	1,800	630	0	0	0
98,000	99,000	4,400	3,060	1,890	720	0	0	0
99,000	101,000	4,560	3,190	2,020	860	0	0	0
101,000	103,000	4,780	3,380	2,200	1,040	0	0	0
103,000	105,000	4,990	3,590	2,380	1,220	0	0	0
105,000	107,000	5,210	3,810	2,560	1,400	230	0	0
107,000	109,000	5,430	4,030	2,740	1,580	410	0	0
109,000	111,000	5,640	4,240	2,920	1,760	590	0	0
111,000	113,000	5,860	4,460	3,100	1,940	770	0	0
113,000	115,000	6,070	4,670	3,280	2,120	950	0	0
115,000	117,000	6,290	4,890	3,490	2,300	1,130	0	0
117,000	119,000	6,510	5,110	3,710	2,480	1,310	140	0
119,000	121,000	6,720	5,320	3,920	2,660	1,490	320	0
121,000	123,000	6,940	5,540	4,140	2,840	1,670	500	0
123,000	125,000	7,150	5,750	4,350	3,020	1,850	680	0
125,000	127,000	7,380	5,970	4,570	3,200	2,030	860	0
127,000	129,000	7,630	6,190	4,790	3,390	2,210	1,040	0
129,000	131,000	7,880	6,400	5,000	3,600	2,390	1,220	0
131,000	133,000	8,130	6,620	5,220	3,820	2,570	1,400	240
133,000	135,000	8,390	6,830	5,430	4,030	2,750	1,580	420
135,000	137,000	8,640	7,050	5,650	4,250	2,930	1,760	600
137,000	139,000	8,890	7,270	5,870	4,470	3,110	1,940	780
139,000	141,000	9,140	7,510	6,080	4,680	3,290	2,120	960
141,000	143,000	9,390	7,760	6,300	4,900	3,500	2,300	1,140
143,000	145,000	9,650	8,010	6,510	5,110	3,710	2,480	1,320
145,000	147,000	9,900	8,260	6,730	5,330	3,930	2,660	1,500
147,000	149,000	10,150	8,520	6,950	5,550	4,150	2,840	1,680
149,000	151,000	10,400	8,770	7,160	5,760	4,360	3,020	1,860
151,000	153,000	10,650	9,020	7,390	5,980	4,580	3,200	2,040
153,000	155,000	10,910	9,270	7,640	6,190	4,790	3,390	2,220
155,000	157,000	11,160	9,520	7,890	6,410	5,010	3,610	2,400
157,000	159,000	11,410	9,780	8,140	6,630	5,230	3,830	2,580
159,000	161,000	11,660	10,030	8,390	6,840	5,440	4,040	2,760
161,000	163,000	11,910	10,280	8,650	7,060	5,660	4,260	2,940
163,000	165,000	12,190	10,530	8,900	7,270	5,870	4,470	3,120
165,000	167,000	12,480	10,780	9,150	7,520	6,090	4,690	3,300
167,000	169,000	12,770	11,040	9,400	7,770	6,310	4,910	3,510
169,000	171,000	13,050	11,290	9,650	8,020	6,520	5,120	3,720
171,000	173,000	13,340	11,540	9,910	8,270	6,740	5,340	3,940
173,000	175,000	13,630	11,790	10,160	8,530	6,950	5,550	4,150
175,000	177,000	13,920	12,050	10,410	8,780	7,170	5,770	4,370
177,000	179,000	14,210	12,340	10,670	9,030	7,400	5,990	4,590
179,000	181,000	14,510	12,650	10,930	9,300	7,670	6,220	4,820
181,000	183,000	14,820	12,950	11,200	9,560	7,930	6,450	5,050
183,000	185,000	15,120	13,250	11,460	9,830	8,200	6,670	5,270

ロ 乙 表
(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
185,000	187,000	15,430	13,560	11,730	10,100	8,460	6,900	5,500
187,000	189,000	15,730	13,860	12,000	10,360	8,730	7,130	5,730
189,000	191,000	16,030	14,170	12,300	10,630	9,000	7,360	5,960
191,000	193,000	16,340	14,470	12,600	10,890	9,260	7,630	6,190
193,000	195,000	16,640	14,770	12,910	11,160	9,530	7,890	6,410
195,000	197,000	16,950	15,080	13,210	11,430	9,790	8,160	6,640
197,000	199,000	17,250	15,380	13,520	11,690	10,060	8,430	6,870
199,000	201,000	17,580	15,690	13,820	11,960	10,330	8,690	7,100
201,000	204,000	18,010	16,070	14,200	12,330	10,660	9,020	7,390
204,000	207,000	18,520	16,520	14,660	12,790	11,060	9,420	7,790
207,000	210,000	19,030	16,980	15,110	13,240	11,460	9,820	8,190
210,000	213,000	19,550	17,450	15,570	13,700	11,850	10,220	8,590
213,000	216,000	20,060	17,960	16,020	14,160	12,290	10,620	8,990
216,000	219,000	20,570	18,470	16,480	14,610	12,750	11,020	9,390
219,000	222,000	21,090	18,990	16,940	15,070	13,200	11,420	9,790
222,000	225,000	21,600	19,500	17,400	15,520	13,660	11,820	10,180
225,000	228,000	22,110	20,010	17,910	15,980	14,110	12,250	10,580
228,000	231,000	22,620	20,520	18,420	16,440	14,570	12,700	10,980
231,000	234,000	23,140	21,040	18,940	16,890	15,030	13,160	11,380
234,000	237,000	23,700	21,550	19,450	17,350	15,480	13,620	11,780
237,000	240,000	24,300	22,060	19,960	17,860	15,940	14,070	12,200
240,000	243,000	24,900	22,580	20,480	18,380	16,390	14,530	12,660
243,000	246,000	25,500	23,090	20,990	18,890	16,850	14,980	13,120
246,000	249,000	26,100	23,650	21,500	19,400	17,310	15,440	13,570
249,000	252,000	26,700	24,250	22,020	19,920	17,820	15,900	14,030
252,000	255,000	27,290	24,840	22,530	20,430	18,330	16,350	14,480
255,000	258,000	27,890	25,440	23,040	20,940	18,840	16,810	14,940
258,000	261,000	28,490	26,040	23,590	21,450	19,350	17,260	15,400
261,000	264,000	29,090	26,640	24,190	21,970	19,870	17,770	15,850
264,000	267,000	29,690	27,240	24,790	22,480	20,380	18,280	16,310
267,000	270,000	30,290	27,840	25,390	22,990	20,890	18,790	16,760
270,000	273,000	30,890	28,440	25,990	23,540	21,410	19,310	17,220
273,000	276,000	31,480	29,030	26,580	24,130	21,920	19,820	17,720
276,000	279,000	32,080	29,630	27,180	24,730	22,430	20,330	18,230
279,000	282,000	32,680	30,230	27,780	25,330	22,950	20,850	18,750
282,000	285,000	33,280	30,830	28,380	25,930	23,480	21,360	19,260
285,000	288,000	33,880	31,430	28,980	26,530	24,080	21,870	19,770
288,000	291,000	34,570	32,030	29,580	27,130	24,680	22,380	20,280
291,000	294,000	35,250	32,630	30,180	27,730	25,270	22,900	20,800
294,000	297,000	35,940	33,220	30,770	28,320	25,870	23,420	21,310
297,000	300,000	36,620	33,820	31,370	28,920	26,470	24,020	21,820
300,000円		36,960	34,160	31,670	29,220	26,770	24,320	22,080
300,000円をこえ 330,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数						
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上 未 満	税 額						
330,000 円	44,160 ^円	41,360 ^円	38,870 ^円	36,420 ^円	33,970 ^円	31,520 ^円	29,280 ^円
330,000 円をこえ 380,000 円に満た ない金額	330,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 330,000 円をこえる金額の 27% に相当する金額を加算した金額						
380,000 円	57,660 ^円	54,860 ^円	52,370 ^円	49,920 ^円	47,470 ^円	45,020 ^円	42,780 ^円
380,000 円をこえ 430,000 円に満た ない金額	380,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 380,000 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額						
430,000 円	72,660 ^円	69,860 ^円	67,370 ^円	64,920 ^円	62,470 ^円	60,020 ^円	57,780 ^円
430,000 円をこえ 480,000 円に満た ない金額	430,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 430,000 円をこえる金額の 34% に相当する金額を加算した金額						
480,000 円	89,660 ^円	86,860 ^円	84,370 ^円	81,920 ^円	79,470 ^円	77,020 ^円	74,780 ^円
480,000 円をこえ 560,000 円に満た ない金額	480,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 480,000 円をこえる金額の 38% に相当する金額を加算した金額						
560,000 円	120,060 ^円	117,260 ^円	114,770 ^円	112,320 ^円	109,870 ^円	107,420 ^円	105,180 ^円
560,000 円をこえ 650,000 円に満た ない金額	560,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000 円をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額						
650,000 円	157,860 ^円	155,060 ^円	152,570 ^円	150,120 ^円	147,670 ^円	145,220 ^円	142,980 ^円
650,000 円をこえ 810,000 円に満た ない金額	650,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 650,000 円をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額						
810,000 円	231,460 ^円	228,660 ^円	226,170 ^円	223,720 ^円	221,270 ^円	218,820 ^円	216,580 ^円
810,000 円をこえ 1,060,000 円に満 たない金額	810,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 810,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
1,060,000 円		356,460 ^円	353,660 ^円	351,170 ^円	348,720 ^円	346,270 ^円	343,820 ^円	341,580 ^円
1,060,000 円をこえ1,730,000 円に満たない金額		1,060,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,060,000 円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
1,730,000 円		724,960 ^円	722,160 ^円	719,670 ^円	717,220 ^円	714,770 ^円	712,320 ^円	710,080 ^円
1,730,000 円をこえる金額		1,730,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,730,000 円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,400 円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,400 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表
(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,100円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	
1,100	1,150	5	0	0	0	0	0	0	0	90	
1,150	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0	90	
1,200	1,250	15	0	0	0	0	0	0	0	100	
1,250	1,300	15	0	0	0	0	0	0	0	100	
1,300	1,350	20	0	0	0	0	0	0	0	110	
1,350	1,400	25	0	0	0	0	0	0	0	110	
1,400	1,450	30	0	0	0	0	0	0	0	120	
1,450	1,500	35	0	0	0	0	0	0	0	130	
1,500	1,550	35	0	0	0	0	0	0	0	130	
1,550	1,600	40	0	0	0	0	0	0	0	140	
1,600	1,650	45	0	0	0	0	0	0	0	150	
1,650	1,700	50	0	0	0	0	0	0	0	150	
1,700	1,750	55	0	0	0	0	0	0	0	160	
1,750	1,800	55	0	0	0	0	0	0	0	170	
1,800	1,850	60	5	0	0	0	0	0	0	180	
1,850	1,900	65	10	0	0	0	0	0	0	190	
1,900	1,950	70	15	0	0	0	0	0	0	200	
1,950	2,000	75	15	0	0	0	0	0	0	210	
2,000	2,050	75	20	0	0	0	0	0	0	220	
2,050	2,100	80	25	0	0	0	0	0	0	230	
2,100	2,150	85	30	0	0	0	0	0	0	230	
2,150	2,200	90	35	0	0	0	0	0	0	240	
2,200	2,250	95	35	0	0	0	0	0	0	250	
2,250	2,300	95	40	5	0	0	0	0	0	260	
2,300	2,350	100	45	5	0	0	0	0	0	270	
2,350	2,400	105	50	10	0	0	0	0	0	280	
2,400	2,450	110	55	15	0	0	0	0	0	290	
2,450	2,500	115	55	20	0	0	0	0	0	300	
2,500	2,550	120	60	25	0	0	0	0	0	310	
2,550	2,600	125	65	25	0	0	0	0	0	320	
2,600	2,650	130	70	30	0	0	0	0	0	330	
2,650	2,700	135	75	35	0	0	0	0	0	340	
2,700	2,750	140	75	40	0	0	0	0	0	350	
2,750	2,800	145	80	45	5	0	0	0	0	360	
2,800	2,850	145	85	45	10	0	0	0	0	370	
2,850	2,900	150	90	50	10	0	0	0	0	380	
2,900	2,950	155	95	55	15	0	0	0	0	390	
2,950	3,000	160	95	60	20	0	0	0	0	400	
3,000	3,050	165	100	65	25	0	0	0	0	420	
3,050	3,100	170	105	65	30	0	0	0	0	430	
3,100	3,150	175	110	70	30	0	0	0	0	440	
3,150	3,200	180	115	75	35	0	0	0	0	450	
3,200	3,250	185	120	80	40	0	0	0	0	460	
3,250	3,300	190	125	85	45	5	0	0	0	480	
3,300	3,400	200	135	90	50	15	0	0	0	490	

イ 甲 表
(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,400	3,500	210	145	100	60	20	0	0	0	490円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のう ち3,300円 をこえる金 額の42%に 相当する金 額を加算し た金額	0
3,500	3,600	220	155	110	70	30	0	0	0		0
3,600	3,700	235	165	120	80	40	0	0	0		0
3,700	3,800	245	175	130	90	50	10	0	0		0
3,800	3,900	255	190	140	95	60	20	0	0		6
3,900	4,000	270	200	150	105	65	30	0	0	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	14
4,000	4,100	280	210	160	115	75	35	0	0		22
4,100	4,200	295	220	175	125	85	45	5	0		30
4,200	4,300	305	230	185	135	95	55	15	0		38
4,300	4,400	320	240	195	150	105	65	25	0		47
4,400	4,500	330	255	205	160	110	75	35	0	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	56
4,500	4,600	345	265	215	170	125	80	45	5		65
4,600	4,700	355	280	225	180	135	90	50	15		74
4,700	4,800	370	290	240	190	145	100	60	20		83
4,800	4,900	380	305	250	200	155	110	70	30		92
4,900	5,000	395	315	260	215	165	120	80	40	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	101
5,000	5,100	405	330	275	225	175	130	90	50		110
5,100	5,200	420	340	285	235	190	140	95	60		119
5,200	5,300	435	355	300	245	200	150	105	65		128
5,300	5,400	450	365	310	260	210	165	115	75		137
5,400	5,500	465	380	325	270	220	175	125	85	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	146
5,500	5,600	480	390	335	285	230	185	140	95		156
5,600	5,700	495	405	350	295	240	195	150	105		166
5,700	5,800	510	420	360	310	255	205	160	115		177
5,800	5,900	520	435	375	320	265	215	170	125		188
5,900	6,000	535	450	390	335	280	230	180	135	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	199
6,000	6,100	550	465	400	345	290	240	190	145		210
6,100	6,200	565	480	415	360	305	250	205	155		220
6,200	6,300	585	495	430	375	320	265	215	170		231
6,300	6,400	600	510	445	385	330	280	225	180		242
6,400	6,500	615	525	460	400	345	290	240	190	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	253
6,500	6,600	635	540	475	415	360	305	250	205		264
6,600	6,700	650	555	490	430	370	320	265	215		274
6,700	6,800	670	570	505	445	385	330	275	225		285
6,800	6,900	685	585	525	460	400	345	290	235		296
6,900	7,000	705	605	540	475	415	355	305	250	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	307
7,000	7,100	720	620	555	490	430	370	315	260		318
7,100	7,200	735	635	570	505	445	385	330	275		328
7,200	7,300	755	655	585	520	460	395	345	290		340
7,300	7,400	770	670	600	535	475	410	355	300		352
7,400	7,500	790	690	620	550	490	425	370	315	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	365
7,500	7,600	810	705	635	565	505	440	385	330		378
7,600	7,700	830	725	655	585	520	460	395	340		390
7,700	7,800	850	740	670	600	535	475	410	355		403
7,800	7,900	870	755	685	615	550	490	425	370		415
7,900	8,000	890	775	705	635	565	505	440	380	1,200円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	428
8,000	8,100	910	795	720	650	580	520	455	395		441
8,100	8,200	930	815	740	670	600	535	470	410		453
8,200	8,300	950	835	755	685	615	550	485	425		467
8,300	8,400	970	855	770	700	630	565	500	440		480

イ 甲 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,400	8,500	990	875	790	720	650	580	515	455		493
8,500	8,600	1,010	895	810	735	665	595	530	470		506
8,600	8,700	1,030	915	830	755	685	615	545	485		520
8,700	8,800	1,050	935	850	770	700	630	560	500		533
8,800	8,900	1,070	955	870	790	720	650	580	515		546
8,900	9,000	1,090	975	890	810	735	665	595	530		562
9,000	9,100	1,110	995	910	830	750	680	610	545		577
9,100	9,200	1,130	1,015	930	850	770	700	630	560		592
9,200	9,300	1,155	1,035	950	870	790	715	645	575		607
9,300	9,400	1,175	1,055	970	890	810	735	665	595		622
9,400	9,500	1,200	1,075	990	910	830	750	680	610		638
9,500	9,600	1,220	1,095	1,010	930	850	765	695	625		653
9,600	9,700	1,245	1,115	1,030	950	870	785	715	645		668
9,700	9,800	1,265	1,135	1,050	970	890	805	730	660		683
9,800	9,900	1,290	1,155	1,070	990	910	825	750	680		698
9,900	10,000	1,315	1,180	1,090	1,010	930	845	765	695		714
10,000円		1,325	1,190	1,100	1,020	940	855	775	705		729
10,000円をこえ 11,000円に満たない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額										729円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の16%に相当する金額を加算した金額
11,000円		円 1,565	円 1,430	円 1,340	円 1,260	円 1,180	円 1,095	円 1,015	円 945		円 889
11,000円をこえ 12,500円に満たない金額	11,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額										889円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,000円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額
12,500円		円 1,970	円 1,835	円 1,745	円 1,665	円 1,585	円 1,500	円 1,420	円 1,350		円 1,159
12,500円をこえ 14,500円に満たない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										1,159円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の21%に相当する金額を加算した金額
14,500円		円 2,570	円 2,435	円 2,345	円 2,265	円 2,185	円 2,100	円 2,020	円 1,950		
14,500円をこえ 16,000円に満たない金額	14,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち14,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額										

イ 甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満	税 額								税 額	税 額
16,000円	3,080 ^円	2,945 ^円	2,855 ^円	2,775 ^円	2,695 ^円	2,610 ^円	2,530 ^円	2,460 ^円		1,894 ^円
16,000円をこえ 18,500円に満たない金額	16,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額									1,894円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額
18,500円	4,030 ^円	3,895 ^円	3,805 ^円	3,725 ^円	3,645 ^円	3,560 ^円	3,480 ^円	3,410 ^円		2,494 ^円
18,500円をこえ 21,500円に満たない金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額									2,494円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額
21,500円	5,290 ^円	5,155 ^円	5,065 ^円	4,985 ^円	4,905 ^円	4,820 ^円	4,740 ^円	4,670 ^円		3,304 ^円
21,500円をこえ 27,000円に満たない金額	21,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額									3,304円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額
27,000円	7,820 ^円	7,685 ^円	7,595 ^円	7,515 ^円	7,435 ^円	7,350 ^円	7,270 ^円	7,200 ^円	14,400 ^円	
27,000円をこえ 35,500円に満たない金額	27,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									14,400円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
35,500円	12,070 ^円	11,935 ^円	11,845 ^円	11,765 ^円	11,685 ^円	11,600 ^円	11,520 ^円	11,450 ^円		
35,500円をこえ 57,500円に満たない金額	35,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
57,500円		24,170 ^円	24,035 ^円	23,945 ^円	23,865 ^円	23,785 ^円	23,700 ^円	23,620 ^円	23,550 ^円		
57,500円をこえる金額		57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に45円を、上つて求めた税額から控除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年人、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに45円を控除した金額）が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労働者の受ける給与等（第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,600	円未満	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	5	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	10	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	15	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	20	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	20	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	25	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	30	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	35	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	40	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	40	5	0	0	0	0	0
2,100	2,150	45	5	0	0	0	0	0
2,150	2,200	50	10	0	0	0	0	0
2,200	2,250	55	15	0	0	0	0	0
2,250	2,300	60	20	0	0	0	0	0
2,300	2,350	60	25	0	0	0	0	0
2,350	2,400	65	25	0	0	0	0	0
2,400	2,450	70	30	0	0	0	0	0
2,450	2,500	75	35	0	0	0	0	0
2,500	2,550	80	40	0	0	0	0	0
2,550	2,600	80	45	5	0	0	0	0
2,600	2,650	85	45	10	0	0	0	0
2,650	2,700	90	50	10	0	0	0	0
2,700	2,750	95	55	15	0	0	0	0
2,750	2,800	100	60	20	0	0	0	0
2,800	2,850	100	65	25	0	0	0	0
2,850	2,900	105	65	30	0	0	0	0
2,900	2,950	110	70	30	0	0	0	0
2,950	3,000	115	75	35	0	0	0	0
3,000	3,050	120	80	40	0	0	0	0
3,050	3,100	125	85	45	5	0	0	0
3,100	3,150	130	85	50	10	0	0	0
3,150	3,200	135	90	55	15	0	0	0
3,200	3,250	140	95	55	20	0	0	0
3,250	3,300	145	100	60	25	0	0	0
3,300	3,400	155	105	70	30	0	0	0
3,400	3,500	165	120	75	40	0	0	0
3,500	3,600	175	130	85	50	10	0	0
3,600	3,700	185	140	95	55	20	0	0
3,700	3,800	195	150	105	65	25	0	0
3,800	3,900	210	160	115	75	35	0	0
3,900	4,000	220	170	125	85	45	5	0
4,000	4,100	230	180	135	95	55	15	0
4,100	4,200	240	195	145	100	65	25	0
4,200	4,300	250	205	155	110	70	35	0
4,300	4,400	265	215	170	120	80	40	5

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,400	4,500	275	225	180	130	90	50	10
4,500	4,600	290	235	190	145	100	60	20
4,600	4,700	300	245	200	155	110	70	30
4,700	4,800	315	260	210	165	120	80	40
4,800	4,900	325	270	220	175	130	85	50
4,900	5,000	340	285	235	185	140	95	55
5,000	5,100	350	300	245	195	150	105	65
5,100	5,200	365	310	255	210	160	115	75
5,200	5,300	375	325	270	220	170	125	85
5,300	5,400	390	335	280	230	185	135	95
5,400	5,500	405	350	295	240	195	145	100
5,500	5,600	415	360	305	250	205	160	110
5,600	5,700	430	375	320	265	215	170	120
5,700	5,800	445	385	330	275	225	180	135
5,800	5,900	460	400	345	290	235	190	145
5,900	6,000	475	415	355	300	250	200	155
6,000	6,100	490	430	370	315	260	210	165
6,100	6,200	505	445	385	330	275	225	175
6,200	6,300	520	460	395	340	290	235	190
6,300	6,400	535	475	410	355	300	245	200
6,400	6,500	550	490	425	370	315	260	210
6,500	6,600	565	505	440	380	330	275	225
6,600	6,700	580	520	455	395	340	285	235
6,700	6,800	600	535	470	410	355	300	245
6,800	6,900	615	550	485	425	365	315	260
6,900	7,000	635	565	500	440	380	325	270
7,000	7,100	650	580	520	455	395	340	285
7,100	7,200	665	595	535	470	410	355	300
7,200	7,300	685	615	550	485	425	365	310
7,300	7,400	700	630	565	500	440	380	325
7,400	7,500	720	650	580	515	455	395	340
7,500	7,600	735	665	595	530	470	405	350
7,600	7,700	755	685	615	545	485	420	365
7,700	7,800	770	700	630	560	500	435	380
7,800	7,900	790	715	645	575	515	450	390
7,900	8,000	810	735	665	595	530	470	405
8,000	8,100	830	750	680	610	545	485	420
8,100	8,200	850	770	700	630	560	500	435
8,200	8,300	870	785	715	645	575	515	450
8,300	8,400	890	805	730	660	590	530	465
8,400	8,500	910	825	750	680	610	545	480
8,500	8,600	930	845	765	695	625	560	495
8,600	8,700	950	865	785	715	645	575	510
8,700	8,800	970	885	805	730	660	590	525
8,800	8,900	990	905	825	750	680	610	540
8,900	9,000	1,010	925	845	765	695	625	555
9,000	9,100	1,030	945	865	785	710	640	575
9,100	9,200	1,050	965	885	805	730	660	590
9,200	9,300	1,070	985	905	825	745	675	605
9,300	9,400	1,090	1,005	925	845	765	695	625

ロ 乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円 9,400	円 9,500	円 1,110	円 1,025	円 945	円 865	円 780	円 710	円 640
9,500	9,600	1,130	1,045	965	885	800	725	655
9,600	9,700	1,150	1,065	985	905	820	745	675
9,700	9,800	1,175	1,085	1,005	925	840	760	690
9,800	9,900	1,195	1,105	1,025	945	860	780	710
9,900	10,000	1,220	1,125	1,045	965	880	800	725
10,000円		1,230	1,140	1,055	975	890	810	735
10,000円をこえ 11,000円に満た ない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額						
11,000円		円 1,470	円 1,380	円 1,295	円 1,215	円 1,130	円 1,050	円 975
11,000円をこえ 12,500円に満た ない金額		11,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						
12,500円		円 1,875	円 1,785	円 1,700	円 1,620	円 1,535	円 1,455	円 1,380
12,500円をこえ 14,500円に満た ない金額		12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
14,500円		円 2,475	円 2,385	円 2,300	円 2,220	円 2,135	円 2,055	円 1,980
14,500円をこえ 16,000円に満た ない金額		14,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち14,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
16,000円		円 2,985	円 2,895	円 2,810	円 2,730	円 2,645	円 2,565	円 2,490
16,000円をこえ 18,500円に満た ない金額		16,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
18,500円		円 3,935	円 3,845	円 3,760	円 3,680	円 3,595	円 3,515	円 3,440
18,500円をこえ 21,500円に満た ない金額		18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
21,500円		円 5,195	円 5,105	円 5,020	円 4,940	円 4,855	円 4,775	円 4,700
21,500円をこえ 27,000円に満た ない金額		21,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
27,000 円		7,725 ^円	7,635 ^円	7,550 ^円	7,470 ^円	7,385 ^円	7,305 ^円	7,230 ^円
27,000 円をこえ 35,500 円に満た ない金額		27,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 27,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額						
35,500 円		11,975 ^円	11,885 ^円	11,800 ^円	11,720 ^円	11,635 ^円	11,555 ^円	11,480 ^円
35,500 円をこえ 57,500 円に満た ない金額		35,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 35,500 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額						
57,500 円		24,075 ^円	23,985 ^円	23,900 ^円	23,820 ^円	23,735 ^円	23,655 ^円	23,580 ^円
57,500 円をこえ る金額		57,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 57,500 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が 7 人をこえる場合には、扶養親族の数が 7 人の場合の税額から、その 7 人をこえる 1 人ごとに 45 円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) (注)の(1)に掲げる居住者については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 7 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 7 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 7 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 7 人をこえる 1 人ごとに 45 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに 1 人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者 1 人につき 1 人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が 1 人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満	
千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満
74	79	84	90	94	100	104	111				
79	85	90	96	100	108	111	119				
85	92	96	104	108	116	119	128				
92	114	104	125	116	134	128	142				
114	144	125	151	134	159	142	169			90千円未満	
144	169	151	179	159	190	169	201				
169	200	179	210	190	221	201	231				
200	226	210	237	221	248	231	256				
226	254	237	262	248	270	256	279				
254	278	262	286	270	295	279	304			90	120
278	304	286	312	295	321	304	329				
304	326	312	335	321	345	329	355				
326	354	335	363	345	373	355	382				
354	377	363	387	373	397	382	407				
377	401	387	411	397	420	407	430			120	160
401	442	411	452	420	462	430	472				
442	480	452	490	462	500	472	511				
480	529	490	539	500	549	511	560			160	200
529	598	539	608	549	619	560	630				
598	683	608	693	619	703	630	713			200	270
683	828	693	838	703	848	713	857				
828	1,112	838	1,124	848	1,135	857	1,147			270	350
1,112	1,779	1,124	1,790	1,135	1,802	1,147	1,814			350	570
1,779	3,445	1,790	3,457	1,802	3,469	1,814	3,480			570	1,110
3,445千円以上		3,457千円以上		3,469千円以上		3,480千円以上		1,110千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

院料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 の に べ る 金 額 に 乗 ず る 率	甲														
	族														
	扶			養			親			族					
	0	人	1	人	2	人	3	人	0	人	1	人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 控														
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
0	千円 24千円未満	千円	千円	千円 40千円未満	千円	千円	千円	千円 52千円未満	千円	千円	千円	千円 63千円未満	千円	千円	千円
2	24	26	26	40	44	44	52	56	56	63	68	68	68	73	79
4	26	28	28	44	48	48	56	61	61	68	73	73	73	79	85
6	28	45	45	48	59	59	61	69	69	73	79	79	79	85	92
8	45	75	75	59	85	85	69	92	92	79	85	85	85	92	100
10	75	100	100	85	116	116	92	128	128	85	92	92	92	100	116
12	100	134	134	116	145	145	128	153	153	92	100	100	100	116	134
14	134	159	159	145	170	170	153	179	179	100	116	116	116	134	159
16	159	179	179	170	194	194	179	205	205	116	134	134	134	159	179
18	179	209	209	194	223	223	205	234	234	134	159	159	159	179	209
20	209	242	242	223	255	255	234	262	262	159	179	179	179	209	242
22	242	266	266	255	278	278	262	287	287	179	209	209	209	242	266
24	266	290	290	278	302	302	287	310	310	209	242	242	242	266	290
26	290	315	315	302	327	327	310	336	336	242	266	266	266	290	315
28	315	335	335	327	348	348	336	357	357	266	290	290	290	315	335
30	335	358	358	348	372	372	357	382	382	290	315	315	315	335	358
32	358	396	396	372	411	411	382	421	421	315	335	335	335	358	396
35	396	437	437	411	451	451	421	461	461	335	358	358	358	396	437
38	437	488	488	451	501	501	461	511	511	358	396	396	396	437	488
41	488	550	550	501	566	566	511	576	576	396	437	437	437	488	550
44	550	637	637	566	652	652	576	662	662	437	488	488	488	550	637
47	637	785	785	652	799	799	662	809	809	488	550	550	550	637	785
50	785	1,060	1,060	799	1,077	1,077	809	1,089	1,089	550	637	637	637	785	1,060
55	1,060	1,727	1,727	1,077	1,744	1,744	1,089	1,755	1,755	637	785	785	785	1,060	1,727
60	1,727	3,394	3,394	1,744	3,410	3,410	1,755	3,422	3,422	785	920	920	920	1,060	1,727
65	3,394千円以上			3,410千円以上			3,422千円以上			3,434千円以上					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、例に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定

該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表によ

定を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,600	614,000	618,000	65,600
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	42,100	618,000	622,000	66,100
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,600	622,000	626,000	66,600
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	43,100	626,000	630,000	67,100
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,600	630,000	634,000	67,600
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	44,000	634,000	638,000	68,000
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	44,500	638,000	642,000	68,500
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	45,000	642,000	646,000	69,000
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	45,500	646,000	650,000	69,500
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	46,000	650,000	655,000	70,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	46,400	655,000	660,000	70,600
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	46,900	660,000	665,000	71,200
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	47,400	665,000	670,000	71,800
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	47,900	670,000	675,000	72,400
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	48,400	675,000	680,000	73,000
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	48,800	680,000	685,000	73,600
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	49,300	685,000	690,000	74,200
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	49,800	690,000	695,000	74,800
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	50,300	695,000	700,000	75,400
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	50,800	700,000	705,000	76,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	51,200	705,000	710,000	76,600
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	51,700	710,000	715,000	77,200
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	52,200	715,000	720,000	77,800
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	52,700	720,000	725,000	78,400
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	53,200	725,000	730,000	79,000
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	53,600	730,000	735,000	79,600
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	54,100	735,000	740,000	80,200
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	54,600	740,000	745,000	80,800
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	55,100	745,000	750,000	81,400
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	55,600	750,000	755,000	82,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	56,000	755,000	760,000	82,600
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	56,500	760,000	765,000	83,200
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	57,000	765,000	770,000	83,800
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	57,500	770,000	775,000	84,400
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	58,000	775,000	780,000	85,000
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	58,400	780,000	785,000	85,600
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	58,900	785,000	790,000	86,200
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	59,400	790,000	795,000	86,800
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	59,900	795,000	800,000	87,400
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	60,400	800,000	805,000	88,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	60,800	805,000	810,000	88,700
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	61,300	810,000	815,000	89,400
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	61,800	815,000	820,000	90,100
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	62,300	820,000	825,000	90,800
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	62,800	825,000	830,000	91,500
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	63,200	830,000	835,000	92,200
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	63,700	835,000	840,000	92,900
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	64,200	840,000	845,000	93,600
406,000	410,000	40,700	606,000	610,000	64,700	845,000	850,000	94,300
410,000	414,000	41,200	610,000	614,000	65,200	850,000	855,000	95,000

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	95,700	1,105,000	1,110,000	130,700	1,355,000	1,360,000	168,800
860,000	865,000	96,400	1,110,000	1,115,000	131,400	1,360,000	1,365,000	169,600
865,000	870,000	97,100	1,115,000	1,120,000	132,100	1,365,000	1,370,000	170,400
870,000	875,000	97,800	1,120,000	1,125,000	132,800	1,370,000	1,375,000	171,200
875,000	880,000	98,500	1,125,000	1,130,000	133,500	1,375,000	1,380,000	172,000
880,000	885,000	99,200	1,130,000	1,135,000	134,200	1,380,000	1,385,000	172,800
885,000	890,000	99,900	1,135,000	1,140,000	134,900	1,385,000	1,390,000	173,600
890,000	895,000	100,600	1,140,000	1,145,000	135,600	1,390,000	1,395,000	174,400
895,000	900,000	101,300	1,145,000	1,150,000	136,300	1,395,000	1,400,000	175,200
900,000	905,000	102,000	1,150,000	1,155,000	137,000	1,400,000	1,405,000	176,000
905,000	910,000	102,700	1,155,000	1,160,000	137,700	1,405,000	1,410,000	176,800
910,000	915,000	103,400	1,160,000	1,165,000	138,400	1,410,000	1,415,000	177,600
915,000	920,000	104,100	1,165,000	1,170,000	139,100	1,415,000	1,420,000	178,400
920,000	925,000	104,800	1,170,000	1,175,000	139,800	1,420,000	1,425,000	179,200
925,000	930,000	105,500	1,175,000	1,180,000	140,500	1,425,000	1,430,000	180,000
930,000	935,000	106,200	1,180,000	1,185,000	141,200	1,430,000	1,435,000	180,800
935,000	940,000	106,900	1,185,000	1,190,000	141,900	1,435,000	1,440,000	181,600
940,000	945,000	107,600	1,190,000	1,195,000	142,600	1,440,000	1,445,000	182,400
945,000	950,000	108,300	1,195,000	1,200,000	143,300	1,445,000	1,450,000	183,200
950,000	955,000	109,000	1,200,000	1,205,000	144,000	1,450,000	1,455,000	184,000
955,000	960,000	109,700	1,205,000	1,210,000	144,800	1,455,000	1,460,000	184,800
960,000	965,000	110,400	1,210,000	1,215,000	145,600	1,460,000	1,465,000	185,600
965,000	970,000	111,100	1,215,000	1,220,000	146,400	1,465,000	1,470,000	186,400
970,000	975,000	111,800	1,220,000	1,225,000	147,200	1,470,000	1,475,000	187,200
975,000	980,000	112,500	1,225,000	1,230,000	148,000	1,475,000	1,480,000	188,000
980,000	985,000	113,200	1,230,000	1,235,000	148,800	1,480,000	1,485,000	188,800
985,000	990,000	113,900	1,235,000	1,240,000	149,600	1,485,000	1,490,000	189,600
990,000	995,000	114,600	1,240,000	1,245,000	150,400	1,490,000	1,495,000	190,400
995,000	1,000,000	115,300	1,245,000	1,250,000	151,200	1,495,000	1,500,000	191,200
1,000,000	1,005,000	116,000	1,250,000	1,255,000	152,000	1,500,000	1,505,000	192,000
1,005,000	1,010,000	116,700	1,255,000	1,260,000	152,800	1,505,000	1,510,000	192,800
1,010,000	1,015,000	117,400	1,260,000	1,265,000	153,600	1,510,000	1,515,000	193,600
1,015,000	1,020,000	118,100	1,265,000	1,270,000	154,400	1,515,000	1,520,000	194,400
1,020,000	1,025,000	118,800	1,270,000	1,275,000	155,200	1,520,000	1,525,000	195,200
1,025,000	1,030,000	119,500	1,275,000	1,280,000	156,000	1,525,000	1,530,000	196,000
1,030,000	1,035,000	120,200	1,280,000	1,285,000	156,800	1,530,000	1,535,000	196,800
1,035,000	1,040,000	120,900	1,285,000	1,290,000	157,600	1,535,000	1,540,000	197,600
1,040,000	1,045,000	121,600	1,290,000	1,295,000	158,400	1,540,000	1,545,000	198,400
1,045,000	1,050,000	122,300	1,295,000	1,300,000	159,200	1,545,000	1,550,000	199,200
1,050,000	1,055,000	123,000	1,300,000	1,305,000	160,000	1,550,000	1,555,000	200,000
1,055,000	1,060,000	123,700	1,305,000	1,310,000	160,800	1,555,000	1,560,000	200,800
1,060,000	1,065,000	124,400	1,310,000	1,315,000	161,600	1,560,000	1,565,000	201,600
1,065,000	1,070,000	125,100	1,315,000	1,320,000	162,400	1,565,000	1,570,000	202,400
1,070,000	1,075,000	125,800	1,320,000	1,325,000	163,200	1,570,000	1,575,000	203,200
1,075,000	1,080,000	126,500	1,325,000	1,330,000	164,000	1,575,000	1,580,000	204,000
1,080,000	1,085,000	127,200	1,330,000	1,335,000	164,800	1,580,000	1,585,000	204,800
1,085,000	1,090,000	127,900	1,335,000	1,340,000	165,600	1,585,000	1,590,000	205,600
1,090,000	1,095,000	128,600	1,340,000	1,345,000	166,400	1,590,000	1,595,000	206,400
1,095,000	1,100,000	129,300	1,345,000	1,350,000	167,200	1,595,000	1,600,000	207,200
1,100,000	1,105,000	130,000	1,350,000	1,355,000	168,000	1,600,000	1,605,000	208,000

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,605,000	1,610,000	208,900	1,780,000	1,785,000	240,400	1,955,000	1,960,000	271,900
1,610,000	1,615,000	209,800	1,785,000	1,790,000	241,300	1,960,000	1,965,000	272,800
1,615,000	1,620,000	210,700	1,790,000	1,795,000	242,200	1,965,000	1,970,000	273,700
1,620,000	1,625,000	211,600	1,795,000	1,800,000	243,100	1,970,000	1,975,000	274,600
1,625,000	1,630,000	212,500	1,800,000	1,805,000	244,000	1,975,000	1,980,000	275,500
1,630,000	1,635,000	213,400	1,805,000	1,810,000	244,900	1,980,000	1,985,000	276,400
1,635,000	1,640,000	214,300	1,810,000	1,815,000	245,800	1,985,000	1,990,000	277,300
1,640,000	1,645,000	215,200	1,815,000	1,820,000	246,700	1,990,000	1,995,000	278,200
1,645,000	1,650,000	216,100	1,820,000	1,825,000	247,600	1,995,000	2,000,000	279,100
1,650,000	1,655,000	217,000	1,825,000	1,830,000	248,500			
1,655,000	1,660,000	217,900	1,830,000	1,835,000	249,400	2,000,000	2,600,000	課税給与所得金額に21%を乗じて算出した金額から140,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	218,800	1,835,000	1,840,000	250,300			
1,665,000	1,670,000	219,700	1,840,000	1,845,000	251,200			
1,670,000	1,675,000	220,600	1,845,000	1,850,000	252,100			
1,675,000	1,680,000	221,500	1,850,000	1,855,000	253,000			
1,680,000	1,685,000	222,400	1,855,000	1,860,000	253,900	2,600,000	3,200,000	課税給与所得金額に24%を乗じて算出した金額から218,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	223,300	1,860,000	1,865,000	254,800			
1,690,000	1,695,000	224,200	1,865,000	1,870,000	255,700			
1,695,000	1,700,000	225,100	1,870,000	1,875,000	256,600			
1,700,000	1,705,000	226,000	1,875,000	1,880,000	257,500			
1,705,000	1,710,000	226,900	1,880,000	1,885,000	258,400	3,200,000	3,800,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から314,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	227,800	1,885,000	1,890,000	259,300			
1,715,000	1,720,000	228,700	1,890,000	1,895,000	260,200			
1,720,000	1,725,000	229,600	1,895,000	1,900,000	261,100			
1,725,000	1,730,000	230,500	1,900,000	1,905,000	262,000			
1,730,000	1,735,000	231,400	1,905,000	1,910,000	262,900	3,800,000	4,270,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から428,000円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	232,300	1,910,000	1,915,000	263,800			
1,740,000	1,745,000	233,200	1,915,000	1,920,000	264,700			
1,745,000	1,750,000	234,100	1,920,000	1,925,000	265,600			
1,750,000	1,755,000	235,000	1,925,000	1,930,000	266,500			
1,755,000	1,760,000	235,900	1,930,000	1,935,000	267,400	4,270,000円	853,000円	
1,760,000	1,765,000	236,800	1,935,000	1,940,000	268,300			
1,765,000	1,770,000	237,700	1,940,000	1,945,000	269,200			
1,770,000	1,775,000	238,600	1,945,000	1,950,000	270,100			
1,775,000	1,780,000	239,500	1,950,000	1,955,000	271,000			

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。)の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額

- (ロ) その生命保険料の金額の合計額が 25,000 円をこえ 50,000 円までの場合 当該合計額の 2 分の 1 に相当する金額と 12,500 円との合計額
- (リ) その生命保険料の金額の合計額が 50,000 円をこえる場合 37,500 円
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額（その合計額が 2,000 円をこえる場合には、2,000 円）
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額（その合計額が 10,000 円をこえる場合には、10,000 円）
 - (リ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額（その合計額が 10,000 円をこえる場合には、10,000 円）。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が 2,000 円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が 8,000 円未満である場合には、2,000 円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。
- (ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当することに 120,000 円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、160,000 円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 120,000 円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、160,000 円）を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(ニ)により求めた金額から、
 - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がいない場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が 2,000,000 円以上の居住者のその残額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	100,000	102,000	5,000	274,000	278,000	13,700
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

別表第八(同表の附表を除く。)を次のように改める。

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	41,600	1,228,000	1,236,000	65,600
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	42,100	1,236,000	1,244,000	66,100
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	42,600	1,244,000	1,252,000	66,600
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	43,100	1,252,000	1,260,000	67,100
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	43,600	1,260,000	1,268,000	67,600
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	44,000	1,268,000	1,276,000	68,000
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	44,500	1,276,000	1,284,000	68,500
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	45,000	1,284,000	1,292,000	69,000
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	45,500	1,292,000	1,300,000	69,500
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	46,000	1,300,000	1,310,000	70,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	46,400	1,310,000	1,320,000	70,600
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	46,900	1,320,000	1,330,000	71,200
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	47,400	1,330,000	1,340,000	71,800
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	47,900	1,340,000	1,350,000	72,400
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	48,400	1,350,000	1,360,000	73,000
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	48,800	1,360,000	1,370,000	73,600
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	49,300	1,370,000	1,380,000	74,200
618,000	624,000	30,900	964,000	972,000	49,800	1,380,000	1,390,000	74,800
624,000	630,000	31,200	972,000	980,000	50,300	1,390,000	1,400,000	75,400
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	50,800	1,400,000	1,410,000	76,000
636,000	642,000	31,800	988,000	996,000	51,200	1,410,000	1,420,000	76,600
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	51,700	1,420,000	1,430,000	77,200
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	52,200	1,430,000	1,440,000	77,800
654,000	660,000	32,700	1,012,000	1,020,000	52,700	1,440,000	1,450,000	78,400
660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	53,200	1,450,000	1,460,000	79,000
666,000	672,000	33,300	1,028,000	1,036,000	53,600	1,460,000	1,470,000	79,600
672,000	678,000	33,600	1,036,000	1,044,000	54,100	1,470,000	1,480,000	80,200
678,000	684,000	33,900	1,044,000	1,052,000	54,600	1,480,000	1,490,000	80,800
684,000	690,000	34,200	1,052,000	1,060,000	55,100	1,490,000	1,500,000	81,400
690,000	696,000	34,500	1,060,000	1,068,000	55,600	1,500,000	1,510,000	82,000
696,000	702,000	34,800	1,068,000	1,076,000	56,000	1,510,000	1,520,000	82,600
702,000	708,000	35,100	1,076,000	1,084,000	56,500	1,520,000	1,530,000	83,200
708,000	714,000	35,400	1,084,000	1,092,000	57,000	1,530,000	1,540,000	83,800
714,000	720,000	35,700	1,092,000	1,100,000	57,500	1,540,000	1,550,000	84,400
720,000	726,000	36,000	1,100,000	1,108,000	58,000	1,550,000	1,560,000	85,000
726,000	732,000	36,300	1,108,000	1,116,000	58,400	1,560,000	1,570,000	85,600
732,000	738,000	36,600	1,116,000	1,124,000	58,900	1,570,000	1,580,000	86,200
738,000	744,000	36,900	1,124,000	1,132,000	59,400	1,580,000	1,590,000	86,800
744,000	750,000	37,200	1,132,000	1,140,000	59,900	1,590,000	1,600,000	87,400
750,000	756,000	37,500	1,140,000	1,148,000	60,400	1,600,000	1,610,000	88,000
756,000	762,000	37,800	1,148,000	1,156,000	60,800	1,610,000	1,620,000	88,700
762,000	768,000	38,100	1,156,000	1,164,000	61,300	1,620,000	1,630,000	89,400
768,000	774,000	38,400	1,164,000	1,172,000	61,800	1,630,000	1,640,000	90,100
774,000	780,000	38,700	1,172,000	1,180,000	62,300	1,640,000	1,650,000	90,800
780,000	788,000	39,000	1,180,000	1,188,000	62,800	1,650,000	1,660,000	91,500
788,000	796,000	39,400	1,188,000	1,196,000	63,200	1,660,000	1,670,000	92,200
796,000	804,000	39,800	1,196,000	1,204,000	63,700	1,670,000	1,680,000	92,900
804,000	812,000	40,200	1,204,000	1,212,000	64,200	1,680,000	1,690,000	93,600
812,000	820,000	40,700	1,212,000	1,220,000	64,700	1,690,000	1,700,000	94,300
820,000	828,000	41,200	1,220,000	1,228,000	65,200	1,700,000	1,710,000	95,000

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	95,700	2,210,000	2,220,000	130,700	2,710,000	2,720,000	168,800
1,720,000	1,730,000	96,400	2,220,000	2,230,000	131,400	2,720,000	2,730,000	169,600
1,730,000	1,740,000	97,100	2,230,000	2,240,000	132,100	2,730,000	2,740,000	170,400
1,740,000	1,750,000	97,800	2,240,000	2,250,000	132,800	2,740,000	2,750,000	171,200
1,750,000	1,760,000	98,500	2,250,000	2,260,000	133,500	2,750,000	2,760,000	172,000
1,760,000	1,770,000	99,200	2,260,000	2,270,000	134,200	2,760,000	2,770,000	172,800
1,770,000	1,780,000	99,900	2,270,000	2,280,000	134,900	2,770,000	2,780,000	173,600
1,780,000	1,790,000	100,600	2,280,000	2,290,000	135,600	2,780,000	2,790,000	174,400
1,790,000	1,800,000	101,300	2,290,000	2,300,000	136,300	2,790,000	2,800,000	175,200
1,800,000	1,810,000	102,000	2,300,000	2,310,000	137,000	2,800,000	2,810,000	176,000
1,810,000	1,820,000	102,700	2,310,000	2,320,000	137,700	2,810,000	2,820,000	176,800
1,820,000	1,830,000	103,400	2,320,000	2,330,000	138,400	2,820,000	2,830,000	177,600
1,830,000	1,840,000	104,100	2,330,000	2,340,000	139,100	2,830,000	2,840,000	178,400
1,840,000	1,850,000	104,800	2,340,000	2,350,000	139,800	2,840,000	2,850,000	179,200
1,850,000	1,860,000	105,500	2,350,000	2,360,000	140,500	2,850,000	2,860,000	180,000
1,860,000	1,870,000	106,200	2,360,000	2,370,000	141,200	2,860,000	2,870,000	180,800
1,870,000	1,880,000	106,900	2,370,000	2,380,000	141,900	2,870,000	2,880,000	181,600
1,880,000	1,890,000	107,600	2,380,000	2,390,000	142,600	2,880,000	2,890,000	182,400
1,890,000	1,900,000	108,300	2,390,000	2,400,000	143,300	2,890,000	2,900,000	183,200
1,900,000	1,910,000	109,000	2,400,000	2,410,000	144,000	2,900,000	2,910,000	184,000
1,910,000	1,920,000	109,700	2,410,000	2,420,000	144,800	2,910,000	2,920,000	184,800
1,920,000	1,930,000	110,400	2,420,000	2,430,000	145,600	2,920,000	2,930,000	185,600
1,930,000	1,940,000	111,100	2,430,000	2,440,000	146,400	2,930,000	2,940,000	186,400
1,940,000	1,950,000	111,800	2,440,000	2,450,000	147,200	2,940,000	2,950,000	187,200
1,950,000	1,960,000	112,500	2,450,000	2,460,000	148,000	2,950,000	2,960,000	188,000
1,960,000	1,970,000	113,200	2,460,000	2,470,000	148,800	2,960,000	2,970,000	188,800
1,970,000	1,980,000	113,900	2,470,000	2,480,000	149,600	2,970,000	2,980,000	189,600
1,980,000	1,990,000	114,600	2,480,000	2,490,000	150,400	2,980,000	2,990,000	190,400
1,990,000	2,000,000	115,300	2,490,000	2,500,000	151,200	2,990,000	3,000,000	191,200
2,000,000	2,010,000	116,000	2,500,000	2,510,000	152,000	3,000,000	3,010,000	192,000
2,010,000	2,020,000	116,700	2,510,000	2,520,000	152,800	3,010,000	3,020,000	192,800
2,020,000	2,030,000	117,400	2,520,000	2,530,000	153,600	3,020,000	3,030,000	193,600
2,030,000	2,040,000	118,100	2,530,000	2,540,000	154,400	3,030,000	3,040,000	194,400
2,040,000	2,050,000	118,800	2,540,000	2,550,000	155,200	3,040,000	3,050,000	195,200
2,050,000	2,060,000	119,500	2,550,000	2,560,000	156,000	3,050,000	3,060,000	196,000
2,060,000	2,070,000	120,200	2,560,000	2,570,000	156,800	3,060,000	3,070,000	196,800
2,070,000	2,080,000	120,900	2,570,000	2,580,000	157,600	3,070,000	3,080,000	197,600
2,080,000	2,090,000	121,600	2,580,000	2,590,000	158,400	3,080,000	3,090,000	198,400
2,090,000	2,100,000	122,300	2,590,000	2,600,000	159,200	3,090,000	3,100,000	199,200
2,100,000	2,110,000	123,000	2,600,000	2,610,000	160,000	3,100,000	3,110,000	200,000
2,110,000	2,120,000	123,700	2,610,000	2,620,000	160,800	3,110,000	3,120,000	200,800
2,120,000	2,130,000	124,400	2,620,000	2,630,000	161,600	3,120,000	3,130,000	201,600
2,130,000	2,140,000	125,100	2,630,000	2,640,000	162,400	3,130,000	3,140,000	202,400
2,140,000	2,150,000	125,800	2,640,000	2,650,000	163,200	3,140,000	3,150,000	203,200
2,150,000	2,160,000	126,500	2,650,000	2,660,000	164,000	3,150,000	3,160,000	204,000
2,160,000	2,170,000	127,200	2,660,000	2,670,000	164,800	3,160,000	3,170,000	204,800
2,170,000	2,180,000	127,900	2,670,000	2,680,000	165,600	3,170,000	3,180,000	205,600
2,180,000	2,190,000	128,600	2,680,000	2,690,000	166,400	3,180,000	3,190,000	206,400
2,190,000	2,200,000	129,300	2,690,000	2,700,000	167,200	3,190,000	3,200,000	207,200
2,200,000	2,210,000	130,000	2,700,000	2,710,000	168,000	3,200,000	3,210,000	208,000

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,210,000	3,220,000	208,900	3,710,000	3,720,000	253,900	8,800,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17%を乗じて算出した金額から604,000円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	209,800	3,720,000	3,730,000	254,800			
3,230,000	3,240,000	210,700	3,730,000	3,740,000	255,700			
3,240,000	3,250,000	211,600	3,740,000	3,750,000	256,600			
3,250,000	3,260,000	212,500	3,750,000	3,760,000	257,500			
3,260,000	3,270,000	213,400	3,760,000	3,770,000	258,400	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19%を乗じて算出した金額から804,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	214,300	3,770,000	3,780,000	259,300			
3,280,000	3,290,000	215,200	3,780,000	3,790,000	260,200			
3,290,000	3,300,000	216,100	3,790,000	3,800,000	261,100			
3,300,000	3,310,000	217,000	3,800,000	3,810,000	262,000			
3,310,000	3,320,000	217,900	3,810,000	3,820,000	262,900	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21%を乗じて算出した金額から1,044,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	218,800	3,820,000	3,830,000	263,800			
3,330,000	3,340,000	219,700	3,830,000	3,840,000	264,700			
3,340,000	3,350,000	220,600	3,840,000	3,850,000	265,600			
3,350,000	3,360,000	221,500	3,850,000	3,860,000	266,500			
3,360,000	3,370,000	222,400	3,860,000	3,870,000	267,400	14,000,000	18,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から1,324,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	223,300	3,870,000	3,880,000	268,300			
3,380,000	3,390,000	224,200	3,880,000	3,890,000	269,200			
3,390,000	3,400,000	225,100	3,890,000	3,900,000	270,100			
3,400,000	3,410,000	226,000	3,900,000	3,910,000	271,000			
3,410,000	3,420,000	226,900	3,910,000	3,920,000	271,900	18,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,684,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	227,800	3,920,000	3,930,000	272,800			
3,430,000	3,440,000	228,700	3,930,000	3,940,000	273,700			
3,440,000	3,450,000	229,600	3,940,000	3,950,000	274,600			
3,450,000	3,460,000	230,500	3,950,000	3,960,000	275,500			
3,460,000	3,470,000	231,400	3,960,000	3,970,000	276,400	24,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から2,284,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	232,300	3,970,000	3,980,000	277,300			
3,480,000	3,490,000	233,200	3,980,000	3,990,000	278,200			
3,490,000	3,500,000	234,100	3,990,000	4,000,000	279,100			
3,500,000	3,510,000	235,000						
3,510,000	3,520,000	235,900	4,000,000	5,200,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10.5%を乗じて算出した金額から140,000円を控除した金額	40,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から3,284,000円を控除した金額
3,520,000	3,530,000	236,800						
3,530,000	3,540,000	237,700						
3,540,000	3,550,000	238,600						
3,550,000	3,560,000	239,500						
3,560,000	3,570,000	240,400	5,200,000	6,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12%を乗じて算出した金額から218,000円を控除した金額	80,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から5,284,000円を控除した金額
3,570,000	3,580,000	241,300						
3,580,000	3,590,000	242,200						
3,590,000	3,600,000	243,100						
3,600,000	3,610,000	244,000						
3,610,000	3,620,000	244,900	6,400,000	7,600,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.5%を乗じて算出した金額から314,000円を控除した金額	120,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から8,284,000円を控除した金額
3,620,000	3,630,000	245,800						
3,630,000	3,640,000	246,700						
3,640,000	3,650,000	247,600						
3,650,000	3,660,000	248,500						
3,660,000	3,670,000	249,400	7,600,000	8,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から428,000円を控除した金額	160,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から12,284,000円を控除した金額
3,670,000	3,680,000	250,300						
3,680,000	3,690,000	251,200						
3,690,000	3,700,000	252,100						
3,700,000	3,710,000	253,000						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額(同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額)を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）
第二条 改正後の所得税法（以下「新法」という。）

の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（昭和四十六年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）

第五十七条第三項第一号（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

第七十九条第一項及び第二項（障害者控除）

第八十条第一項（老年者控除）、第八十一条第一項（寡婦控除）及び第八十二条第一項（勤労学生控除）

第八十三条第一項（配偶者控除）

第八十四条第一項（扶養控除）

第八十六条第一項（基礎控除）

第九十条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）

第九十条第二号（年末調整）

第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）

3 昭和四十六年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる

第三条 昭和四十六年分の給与所得の金額は、同年中の新法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下「給与等」という。）の収入金額を附則別表第四の附表の給与等の金額として、同表により当該金額に就いて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

2 昭和四十六年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

十七万円	十六万五千元
十二万円	十一万五千元
十六万円	十五万五千元
十二万円	十一万五千元
十四万円	十三万五千元
十五万円	十四万五千元
二十万円	十九万五千元
二十万円	十九万五千元
二百万円以下	二百万円未満
別表第二	所得税法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第...号。以下「改正法」という。）附則別表第一
別表第七の附表	改正法附則別表第四の附表
別表第七	改正法附則別表第四
別表第八	改正法附則別表第五

税額は、次の各号に掲げる税額の区分に就いて当該各号に掲げる税額によるものとする。
一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る

る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に就いて附則別表第一に定める税額

二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該課税山林所得金額に就いて附則別表第二に定める税額

三 新法第九十条第一項第一号に掲げる税額 同号に規定する調整所得金額に就いて附則別表第一に定める税額

（昭和四十七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）

第四条 居住者の昭和四十七年分の所得税については、新法第四十四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十六年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十六年分の所得税について新法第九十条第一項（変動所得及び臨時

所得の平均課税）の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた新法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に就いて附則別表第三により求めた率

2 昭和四十六年分の課税総所得金額等が千二百万円以上である居住者の昭和四十七年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から十万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十六年分の所得税につき新法第九十条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十七年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十七年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

（昭和四十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第五条 昭和四十七年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第四百四十一条第一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求（これらの規定を新法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定

に準じて計算したところによる。

（昭和四十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第五条 昭和四十七年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第四百四十一条第一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求（これらの規定を新法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定

に準じて計算したところによる。

（昭和四十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第五条 昭和四十七年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第四百四十一条第一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求（これらの規定を新法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定

による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第三項（昭和四十六年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定（同条第二項の規定により読み替えられた新法第九十条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

（給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第六条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六まで（新法第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等に係る部分を除く。）は、昭和四十七年一月一日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第八十五条第一項第三号に掲げる給与等に係る新法第四編第二章第一節の規定及び新法別表第五の甲表の丙欄は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払うべき当該給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

3 附則第三条第二項（昭和四十六年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条（年末調整）の規定並びに附則別表第四及び同表の附表は、昭和四十六年中に支払うべき給与等での最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

4 附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定並びに附則別表第五及び新法別表第八の附表は、昭和四十六年中に支払うべき新法第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に

規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（施行日前に死亡した者等に係る更正の請求）
第七条 施行日前に昭和四十六年分の所得税につき改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十五条（年の中途で死亡した場合の確定申告）又は第二百二十七条（年の中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を旧法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正があった場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項（所得税法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十八号）附則第十一項（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）の規定に該当する者については、同項の規定により更正の請求をすることができる事項を除く。）について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第九十九条第二項（更正

又は決定による源泉徴収税額等の還付（新法第九十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項（充当）の規定による充当（以下「充当」という。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第八条 昭和四十六年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三条第二項（昭和四十六年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一条及び新法第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年十二月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十六年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還

付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）
第九条 所得税法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。
第三条 削除

附則第五条の見出し中「及び昭和四十七年分」を削り、同条第五項を削る。

附則第八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則別表第一を次のように改める。
至要至要

附則別表第三を削る。

附則別表第一 昭和46年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 1,000	円 1,000	円 0	% 0	円 50,000	円 51,000	円 5,000	% 10	円 137,000	円 139,000	円 13,700	% 10
2,000	2,000	100	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
3,000	3,000	200	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
4,000	4,000	300	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
5,000	5,000	400	10	54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
6,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
7,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
8,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
9,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
10,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
11,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
12,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
13,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
14,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
15,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
16,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
17,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
18,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
19,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
20,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
21,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
22,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
23,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
24,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
25,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
26,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
27,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
28,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
29,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
30,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
31,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
32,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
33,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
34,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
35,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
36,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
37,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
38,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
39,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
40,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
41,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
42,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
43,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
44,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
45,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
46,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
47,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
48,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
49,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
50,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,800	10	414,000	418,000	42,100	10	614,000	618,000	66,200	10
261,000	264,000	26,100	10	418,000	422,000	42,600	10	618,000	622,000	66,700	10
264,000	267,000	26,400	10	422,000	426,000	43,100	10	622,000	626,000	67,200	10
267,000	270,000	26,700	10	426,000	430,000	43,600	10	626,000	630,000	67,700	10
270,000	273,000	27,000	10	430,000	434,000	44,100	10	630,000	634,000	68,200	10
273,000	276,000	27,300	10	434,000	438,000	44,500	10	634,000	638,000	68,700	10
276,000	279,000	27,600	10	438,000	442,000	45,000	10	638,000	642,000	69,200	10
279,000	282,000	27,900	10	442,000	446,000	45,500	10	642,000	646,000	69,700	10
282,000	285,000	28,200	10	446,000	450,000	46,000	10	646,000	650,000	70,200	10
285,000	288,000	28,500	10	450,000	454,000	46,500	10	650,000	655,000	70,700	10
288,000	291,000	28,800	10	454,000	458,000	46,900	10	655,000	660,000	71,300	10
291,000	294,000	29,100	10	458,000	462,000	47,400	10	660,000	665,000	72,000	10
294,000	297,000	29,400	10	462,000	466,000	47,900	10	665,000	670,000	72,600	10
297,000	300,000	29,700	10	466,000	470,000	48,400	10	670,000	675,000	73,200	10
300,000	303,000	30,000	10	470,000	474,000	48,900	10	675,000	680,000	73,800	10
303,000	306,000	30,300	10	474,000	478,000	49,300	10	680,000	685,000	74,500	10
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	49,800	10	685,000	690,000	75,100	10
309,000	312,000	30,900	10	482,000	486,000	50,300	10	690,000	695,000	75,700	10
312,000	315,000	31,200	10	486,000	490,000	50,800	10	695,000	700,000	76,300	10
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	51,300	10	700,000	705,000	77,000	11
318,000	321,000	31,800	10	494,000	498,000	51,700	10	705,000	710,000	77,600	11
321,000	324,000	32,200	10	498,000	502,000	52,200	10	710,000	715,000	78,200	11
324,000	327,000	32,500	10	502,000	506,000	52,700	10	715,000	720,000	78,800	11
327,000	330,000	32,800	10	506,000	510,000	53,200	10	720,000	725,000	79,500	11
330,000	333,000	33,100	10	510,000	514,000	53,700	10	725,000	730,000	80,100	11
333,000	336,000	33,400	10	514,000	518,000	54,100	10	730,000	735,000	80,700	11
336,000	339,000	33,700	10	518,000	522,000	54,600	10	735,000	740,000	81,300	11
339,000	342,000	34,000	10	522,000	526,000	55,100	10	740,000	745,000	82,000	11
342,000	345,000	34,400	10	526,000	530,000	55,600	10	745,000	750,000	82,600	11
345,000	348,000	34,700	10	530,000	534,000	56,100	10	750,000	755,000	83,200	11
348,000	351,000	35,000	10	534,000	538,000	56,500	10	755,000	760,000	83,800	11
351,000	354,000	35,300	10	538,000	542,000	57,000	10	760,000	765,000	84,500	11
354,000	357,000	35,600	10	542,000	546,000	57,500	10	765,000	770,000	85,100	11
357,000	360,000	35,900	10	546,000	550,000	58,000	10	770,000	775,000	85,700	11
360,000	363,000	36,300	10	550,000	554,000	58,500	10	775,000	780,000	86,300	11
363,000	366,000	36,600	10	554,000	558,000	58,900	10	780,000	785,000	87,000	11
366,000	369,000	36,900	10	558,000	562,000	59,400	10	785,000	790,000	87,600	11
369,000	372,000	37,200	10	562,000	566,000	59,900	10	790,000	795,000	88,200	11
372,000	375,000	37,500	10	566,000	570,000	60,400	10	795,000	800,000	88,800	11
375,000	378,000	37,800	10	570,000	574,000	60,900	10	800,000	805,000	89,500	11
378,000	381,000	38,100	10	574,000	578,000	61,300	10	805,000	810,000	90,200	11
381,000	384,000	38,500	10	578,000	582,000	61,800	10	810,000	815,000	90,900	11
384,000	387,000	38,800	10	582,000	586,000	62,300	10	815,000	820,000	91,600	11
387,000	390,000	39,100	10	586,000	590,000	62,800	10	820,000	825,000	92,300	11
390,000	394,000	39,400	10	590,000	594,000	63,300	10	825,000	830,000	93,000	11
394,000	398,000	39,800	10	594,000	598,000	63,700	10	830,000	835,000	93,700	11
398,000	402,000	40,200	10	598,000	602,000	64,200	10	835,000	840,000	94,400	11
402,000	406,000	40,700	10	602,000	606,000	64,700	10	840,000	845,000	95,100	11
406,000	410,000	41,200	10	606,000	610,000	65,200	10	845,000	850,000	95,800	11
410,000	414,000	41,700	10	610,000	614,000	65,700	10	850,000	855,000	96,500	11

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
855,000	860,000	97,200	11	1,105,000	1,110,000	133,200	12	1,355,000	1,360,000	172,500	12
860,000	865,000	97,900	11	1,110,000	1,115,000	133,900	12	1,360,000	1,365,000	173,400	12
865,000	870,000	98,600	11	1,115,000	1,120,000	134,600	12	1,365,000	1,370,000	174,200	12
870,000	875,000	99,300	11	1,120,000	1,125,000	135,400	12	1,370,000	1,375,000	175,000	12
875,000	880,000	100,000	11	1,125,000	1,130,000	136,100	12	1,375,000	1,380,000	175,800	12
880,000	885,000	100,700	11	1,130,000	1,135,000	136,800	12	1,380,000	1,385,000	176,700	12
885,000	890,000	101,400	11	1,135,000	1,140,000	137,500	12	1,385,000	1,390,000	177,500	12
890,000	895,000	102,100	11	1,140,000	1,145,000	138,300	12	1,390,000	1,395,000	178,300	12
895,000	900,000	102,800	11	1,145,000	1,150,000	139,000	12	1,395,000	1,400,000	179,100	12
900,000	905,000	103,500	11	1,150,000	1,155,000	139,700	12	1,400,000	1,405,000	180,000	12
905,000	910,000	104,200	11	1,155,000	1,160,000	140,400	12	1,405,000	1,410,000	180,800	12
910,000	915,000	104,900	11	1,160,000	1,165,000	141,200	12	1,410,000	1,415,000	181,600	12
915,000	920,000	105,600	11	1,165,000	1,170,000	141,900	12	1,415,000	1,420,000	182,400	12
920,000	925,000	106,400	11	1,170,000	1,175,000	142,600	12	1,420,000	1,425,000	183,300	12
925,000	930,000	107,100	11	1,175,000	1,180,000	143,300	12	1,425,000	1,430,000	184,100	12
930,000	935,000	107,800	11	1,180,000	1,185,000	144,100	12	1,430,000	1,435,000	184,900	12
935,000	940,000	108,500	11	1,185,000	1,190,000	144,800	12	1,435,000	1,440,000	185,700	12
940,000	945,000	109,300	11	1,190,000	1,195,000	145,500	12	1,440,000	1,445,000	186,600	12
945,000	950,000	110,000	11	1,195,000	1,200,000	146,200	12	1,445,000	1,450,000	187,400	12
950,000	955,000	110,700	11	1,200,000	1,205,000	147,000	12	1,450,000	1,455,000	188,200	12
955,000	960,000	111,400	11	1,205,000	1,210,000	147,800	12	1,455,000	1,460,000	189,000	12
960,000	965,000	112,200	11	1,210,000	1,215,000	148,600	12	1,460,000	1,465,000	189,900	13
965,000	970,000	112,900	11	1,215,000	1,220,000	149,400	12	1,465,000	1,470,000	190,700	13
970,000	975,000	113,600	11	1,220,000	1,225,000	150,300	12	1,470,000	1,475,000	191,500	13
975,000	980,000	114,300	11	1,225,000	1,230,000	151,100	12	1,475,000	1,480,000	192,300	13
980,000	985,000	115,100	11	1,230,000	1,235,000	151,900	12	1,480,000	1,485,000	193,200	13
985,000	990,000	115,800	11	1,235,000	1,240,000	152,700	12	1,485,000	1,490,000	194,000	13
990,000	995,000	116,500	11	1,240,000	1,245,000	153,600	12	1,490,000	1,495,000	194,800	13
995,000	1,000,000	117,200	11	1,245,000	1,250,000	154,400	12	1,495,000	1,500,000	195,600	13
1,000,000	1,005,000	118,000	11	1,250,000	1,255,000	155,200	12	1,500,000	1,505,000	196,500	13
1,005,000	1,010,000	118,700	11	1,255,000	1,260,000	156,000	12	1,505,000	1,510,000	197,300	13
1,010,000	1,015,000	119,400	11	1,260,000	1,265,000	156,900	12	1,510,000	1,515,000	198,200	13
1,015,000	1,020,000	120,100	11	1,265,000	1,270,000	157,700	12	1,515,000	1,520,000	199,000	13
1,020,000	1,025,000	120,900	11	1,270,000	1,275,000	158,500	12	1,520,000	1,525,000	199,900	13
1,025,000	1,030,000	121,600	11	1,275,000	1,280,000	159,300	12	1,525,000	1,530,000	200,800	13
1,030,000	1,035,000	122,300	11	1,280,000	1,285,000	160,200	12	1,530,000	1,535,000	201,600	13
1,035,000	1,040,000	123,000	11	1,285,000	1,290,000	161,000	12	1,535,000	1,540,000	202,500	13
1,040,000	1,045,000	123,800	11	1,290,000	1,295,000	161,800	12	1,540,000	1,545,000	203,300	13
1,045,000	1,050,000	124,500	11	1,295,000	1,300,000	162,600	12	1,545,000	1,550,000	204,200	13
1,050,000	1,055,000	125,200	11	1,300,000	1,305,000	163,500	12	1,550,000	1,555,000	205,100	13
1,055,000	1,060,000	125,900	11	1,305,000	1,310,000	164,300	12	1,555,000	1,560,000	205,900	13
1,060,000	1,065,000	126,700	11	1,310,000	1,315,000	165,100	12	1,560,000	1,565,000	206,800	13
1,065,000	1,070,000	127,400	11	1,315,000	1,320,000	165,900	12	1,565,000	1,570,000	207,600	13
1,070,000	1,075,000	128,100	11	1,320,000	1,325,000	166,800	12	1,570,000	1,575,000	208,500	13
1,075,000	1,080,000	128,800	11	1,325,000	1,330,000	167,600	12	1,575,000	1,580,000	209,400	13
1,080,000	1,085,000	129,600	12	1,330,000	1,335,000	168,400	12	1,580,000	1,585,000	210,200	13
1,085,000	1,090,000	130,300	12	1,335,000	1,340,000	169,200	12	1,585,000	1,590,000	211,100	13
1,090,000	1,095,000	131,000	12	1,340,000	1,345,000	170,100	12	1,590,000	1,595,000	211,900	13
1,095,000	1,100,000	131,700	12	1,345,000	1,350,000	170,900	12	1,595,000	1,600,000	212,800	13
1,100,000	1,105,000	132,500	12	1,350,000	1,355,000	171,700	12	1,600,000	1,605,000	213,700	13

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円		%
1,605,000	1,610,000	214,600	13	1,855,000	1,860,000	261,300	14	3,200,000	3,500,000	(イ)の金額に27.7%を乗じて算出した金額から317,100円を控除した金額	
1,610,000	1,615,000	215,500	13	1,860,000	1,865,000	262,300	14				
1,615,000	1,620,000	216,500	13	1,865,000	1,870,000	263,200	14				
1,620,000	1,625,000	217,400	13	1,870,000	1,875,000	264,100	14				
1,625,000	1,630,000	218,300	13	1,875,000	1,880,000	265,100	14				
1,630,000	1,635,000	219,300	13	1,880,000	1,885,000	266,000	14	3,500,000	3,800,000	(イ)の金額に28.7%を乗じて算出した金額から352,100円を控除した金額	
1,635,000	1,640,000	220,200	13	1,885,000	1,890,000	266,900	14				
1,640,000	1,645,000	221,100	13	1,890,000	1,895,000	267,900	14				
1,645,000	1,650,000	222,100	13	1,895,000	1,900,000	268,800	14				
1,650,000	1,655,000	223,000	13	1,900,000	1,905,000	269,800	14				
1,655,000	1,660,000	223,900	13	1,905,000	1,910,000	270,700	14	3,800,000	4,000,000	(イ)の金額に31%を乗じて算出した金額から439,500円を控除した金額	
1,660,000	1,665,000	224,900	13	1,910,000	1,915,000	271,600	14				
1,665,000	1,670,000	225,800	13	1,915,000	1,920,000	272,600	14				
1,670,000	1,675,000	226,700	13	1,920,000	1,925,000	273,500	14				
1,675,000	1,680,000	227,700	13	1,925,000	1,930,000	274,400	14				
1,680,000	1,685,000	228,600	13	1,930,000	1,935,000	275,400	14	4,000,000	4,400,000	(イ)の金額に32%を乗じて算出した金額から479,500円を控除した金額	
1,685,000	1,690,000	229,500	13	1,935,000	1,940,000	276,300	14				
1,690,000	1,695,000	230,500	13	1,940,000	1,945,000	277,200	14				
1,695,000	1,700,000	231,400	13	1,945,000	1,950,000	278,200	14				
1,700,000	1,705,000	232,400	13	1,950,000	1,955,000	279,100	14				
1,705,000	1,710,000	233,300	13	1,955,000	1,960,000	280,000	14	4,400,000	5,000,000	(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から611,500円を控除した金額	
1,710,000	1,715,000	234,200	13	1,960,000	1,965,000	281,000	14				
1,715,000	1,720,000	235,200	13	1,965,000	1,970,000	281,900	14				
1,720,000	1,725,000	236,100	13	1,970,000	1,975,000	282,800	14				
1,725,000	1,730,000	237,000	13	1,975,000	1,980,000	283,800	14				
1,730,000	1,735,000	238,000	13	1,980,000	1,985,000	284,700	14	5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に39%を乗じて算出した金額から811,500円を控除した金額	
1,735,000	1,740,000	238,900	13	1,985,000	1,990,000	285,600	14				
1,740,000	1,745,000	239,800	13	1,990,000	1,995,000	286,600	14				
1,745,000	1,750,000	240,800	13	1,995,000	2,000,000	287,500	14				
1,750,000	1,755,000	241,700	13								
1,755,000	1,760,000	242,600	13	2,000,000	2,500,000	(イ)の金額に21.7%を乗じて算出した金額から145,500円を控除した金額		6,000,000	7,000,000	(イ)の金額に43%を乗じて算出した金額から1,051,500円を控除した金額	
1,760,000	1,765,000	243,600	13								
1,765,000	1,770,000	244,500	13								
1,770,000	1,775,000	245,400	13								
1,775,000	1,780,000	246,400	13								
1,780,000	1,785,000	247,300	13	2,500,000	2,600,000	(イ)の金額に22.5%を乗じて算出した金額から165,500円を控除した金額		7,000,000	8,000,000	(イ)の金額に46%を乗じて算出した金額から1,261,500円を控除した金額	
1,785,000	1,790,000	248,200	13								
1,790,000	1,795,000	249,200	13								
1,795,000	1,800,000	250,100	13								
1,800,000	1,805,000	251,100	13								
1,805,000	1,810,000	252,000	13	2,600,000	3,000,000	(イ)の金額に24.7%を乗じて算出した金額から222,700円を控除した金額		8,000,000	9,000,000	(イ)の金額に47%を乗じて算出した金額から1,341,500円を控除した金額	
1,810,000	1,815,000	252,900	13								
1,815,000	1,820,000	253,900	13								
1,820,000	1,825,000	254,800	14								
1,825,000	1,830,000	255,700	14								
1,830,000	1,835,000	256,700	14	3,000,000	3,200,000	(イ)の金額に25.5%を乗じて算出した金額から246,700円を控除した金額		9,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から1,611,500円を控除した金額	
1,835,000	1,840,000	257,600	14								
1,840,000	1,845,000	258,500	14								
1,845,000	1,850,000	259,500	14								
1,850,000	1,855,000	260,400	14								

(五)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 10,000,000	円 12,000,000	イの金額に51.2%を乗じて算出した金額から1,731,500円を控除した金額	%	円 20,000,000	円 40,000,000	イの金額に60%を乗じて算出した金額から3,187,500円を控除した金額	%	円 60,000,000	円 80,000,000	イの金額に70%を乗じて算出した金額から8,187,500円を控除した金額	%
円 12,000,000	円 20,000,000	イの金額に55%を乗じて算出した金額から2,187,500円を控除した金額		円 40,000,000	円 60,000,000	イの金額に65%を乗じて算出した金額から5,187,500円を控除した金額		80,000,000円以上		イの金額に75%を乗じて算出した金額から12,187,500円を控除した金額	

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第二項(昭和四十六年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(イ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和46年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	61,400
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	61,800
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,200	622,000	626,000	62,200
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,600	626,000	630,000	62,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,000	630,000	634,000	63,000
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,400	634,000	638,000	63,400
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,800	638,000	642,000	63,800
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,200	642,000	646,000	64,200
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,600	646,000	650,000	64,600
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,000	650,000	655,000	65,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,400	655,000	660,000	65,500
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	45,800	660,000	665,000	66,000
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,200	665,000	670,000	66,500
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,600	670,000	675,000	67,000
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,000	675,000	680,000	67,500
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,400	680,000	685,000	68,000
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	47,800	685,000	690,000	68,500
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,200	690,000	695,000	69,000
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	48,600	695,000	700,000	69,500
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,000	700,000	705,000	70,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,400	705,000	710,000	70,500
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	49,800	710,000	715,000	71,000
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,200	715,000	720,000	71,500
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	50,600	720,000	725,000	72,000
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,000	725,000	730,000	72,500
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,400	730,000	735,000	73,000
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	51,800	735,000	740,000	73,500
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,200	740,000	745,000	74,000
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	52,600	745,000	750,000	74,500
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,000	750,000	755,000	75,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	53,400	755,000	760,000	75,500
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	53,800	760,000	765,000	76,000
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,200	765,000	770,000	76,500
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	54,600	770,000	775,000	77,000
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,000	775,000	780,000	77,500
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	55,400	780,000	785,000	78,000
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	55,800	785,000	790,000	78,500
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	56,200	790,000	795,000	79,000
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	56,600	795,000	800,000	79,500
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,000	800,000	805,000	80,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	57,400	805,000	810,000	80,500
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	57,800	810,000	815,000	81,000
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	58,200	815,000	820,000	81,500
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	58,600	820,000	825,000	82,000
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,000	825,000	830,000	82,500
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	59,400	830,000	835,000	83,000
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	59,800	835,000	840,000	83,500
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	60,200	840,000	845,000	84,000
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	60,600	845,000	850,000	84,500
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	61,000	850,000	855,000	85,000

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	85,500	1,105,000	1,110,000	110,500	1,355,000	1,360,000	135,500
860,000	865,000	86,000	1,110,000	1,115,000	111,000	1,360,000	1,365,000	136,000
865,000	870,000	86,500	1,115,000	1,120,000	111,500	1,365,000	1,370,000	136,500
870,000	875,000	87,000	1,120,000	1,125,000	112,000	1,370,000	1,375,000	137,000
875,000	880,000	87,500	1,125,000	1,130,000	112,500	1,375,000	1,380,000	137,500
880,000	885,000	88,000	1,130,000	1,135,000	113,000	1,380,000	1,385,000	138,000
885,000	890,000	88,500	1,135,000	1,140,000	113,500	1,385,000	1,390,000	138,500
890,000	895,000	89,000	1,140,000	1,145,000	114,000	1,390,000	1,395,000	139,000
895,000	900,000	89,500	1,145,000	1,150,000	114,500	1,395,000	1,400,000	139,500
900,000	905,000	90,000	1,150,000	1,155,000	115,000	1,400,000	1,405,000	140,000
905,000	910,000	90,500	1,155,000	1,160,000	115,500	1,405,000	1,410,000	140,500
910,000	915,000	91,000	1,160,000	1,165,000	116,000	1,410,000	1,415,000	141,000
915,000	920,000	91,500	1,165,000	1,170,000	116,500	1,415,000	1,420,000	141,500
920,000	925,000	92,000	1,170,000	1,175,000	117,000	1,420,000	1,425,000	142,000
925,000	930,000	92,500	1,175,000	1,180,000	117,500	1,425,000	1,430,000	142,500
930,000	935,000	93,000	1,180,000	1,185,000	118,000	1,430,000	1,435,000	143,000
935,000	940,000	93,500	1,185,000	1,190,000	118,500	1,435,000	1,440,000	143,500
940,000	945,000	94,000	1,190,000	1,195,000	119,000	1,440,000	1,445,000	144,000
945,000	950,000	94,500	1,195,000	1,200,000	119,500	1,445,000	1,450,000	144,500
950,000	955,000	95,000	1,200,000	1,205,000	120,000	1,450,000	1,455,000	145,000
955,000	960,000	95,500	1,205,000	1,210,000	120,500	1,455,000	1,460,000	145,500
960,000	965,000	96,000	1,210,000	1,215,000	121,000	1,460,000	1,465,000	146,000
965,000	970,000	96,500	1,215,000	1,220,000	121,500	1,465,000	1,470,000	146,500
970,000	975,000	97,000	1,220,000	1,225,000	122,000	1,470,000	1,475,000	147,000
975,000	980,000	97,500	1,225,000	1,230,000	122,500	1,475,000	1,480,000	147,500
980,000	985,000	98,000	1,230,000	1,235,000	123,000	1,480,000	1,485,000	148,000
985,000	990,000	98,500	1,235,000	1,240,000	123,500	1,485,000	1,490,000	148,500
990,000	995,000	99,000	1,240,000	1,245,000	124,000	1,490,000	1,495,000	149,000
995,000	1,000,000	99,500	1,245,000	1,250,000	124,500	1,495,000	1,500,000	149,500
1,000,000	1,005,000	100,000	1,250,000	1,255,000	125,000	1,500,000	1,505,000	150,000
1,005,000	1,010,000	100,500	1,255,000	1,260,000	125,500	1,505,000	1,510,000	150,500
1,010,000	1,015,000	101,000	1,260,000	1,265,000	126,000	1,510,000	1,515,000	151,000
1,015,000	1,020,000	101,500	1,265,000	1,270,000	126,500	1,515,000	1,520,000	151,500
1,020,000	1,025,000	102,000	1,270,000	1,275,000	127,000	1,520,000	1,525,000	152,000
1,025,000	1,030,000	102,500	1,275,000	1,280,000	127,500	1,525,000	1,530,000	152,500
1,030,000	1,035,000	103,000	1,280,000	1,285,000	128,000	1,530,000	1,535,000	153,000
1,035,000	1,040,000	103,500	1,285,000	1,290,000	128,500	1,535,000	1,540,000	153,500
1,040,000	1,045,000	104,000	1,290,000	1,295,000	129,000	1,540,000	1,545,000	154,000
1,045,000	1,050,000	104,500	1,295,000	1,300,000	129,500	1,545,000	1,550,000	154,500
1,050,000	1,055,000	105,000	1,300,000	1,305,000	130,000	1,550,000	1,555,000	155,000
1,055,000	1,060,000	105,500	1,305,000	1,310,000	130,500	1,555,000	1,560,000	155,500
1,060,000	1,065,000	106,000	1,310,000	1,315,000	131,000	1,560,000	1,565,000	156,000
1,065,000	1,070,000	106,500	1,315,000	1,320,000	131,500	1,565,000	1,570,000	156,500
1,070,000	1,075,000	107,000	1,320,000	1,325,000	132,000	1,570,000	1,575,000	157,000
1,075,000	1,080,000	107,500	1,325,000	1,330,000	132,500	1,575,000	1,580,000	157,500
1,080,000	1,085,000	108,000	1,330,000	1,335,000	133,000	1,580,000	1,585,000	158,000
1,085,000	1,090,000	108,500	1,335,000	1,340,000	133,500	1,585,000	1,590,000	158,500
1,090,000	1,095,000	109,000	1,340,000	1,345,000	134,000	1,590,000	1,595,000	159,000
1,095,000	1,100,000	109,500	1,345,000	1,350,000	134,500	1,595,000	1,600,000	159,500
1,100,000	1,105,000	110,000	1,350,000	1,355,000	135,000	1,600,000	1,605,000	160,000

(四)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	161,000	1,855,000	1,860,000	187,200	6,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に16.5%を乗じて算出した金額から255,000円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	161,500	1,860,000	1,865,000	187,800			
1,615,000	1,620,000	162,000	1,865,000	1,870,000	188,300			
1,620,000	1,625,000	162,600	1,870,000	1,875,000	188,800			
1,625,000	1,630,000	163,100	1,875,000	1,880,000	189,300			
1,630,000	1,635,000	163,600	1,880,000	1,885,000	189,900	7,500,000	8,000,000	課税山林所得金額に17.2%を乗じて算出した金額から307,500円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	164,100	1,885,000	1,890,000	190,400			
1,640,000	1,645,000	164,700	1,890,000	1,895,000	190,900			
1,645,000	1,650,000	165,200	1,895,000	1,900,000	191,400			
1,650,000	1,655,000	165,700	1,900,000	1,905,000	192,000			
1,655,000	1,660,000	166,200	1,905,000	1,910,000	192,500	8,000,000	10,000,000	課税山林所得金額に18.7%を乗じて算出した金額から427,500円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	166,800	1,910,000	1,915,000	193,000			
1,665,000	1,670,000	167,300	1,915,000	1,920,000	193,500			
1,670,000	1,675,000	167,800	1,920,000	1,925,000	194,100			
1,675,000	1,680,000	168,300	1,925,000	1,930,000	194,600			
1,680,000	1,685,000	168,900	1,930,000	1,935,000	195,100	10,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に21.7%を乗じて算出した金額から727,500円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	169,400	1,935,000	1,940,000	195,600			
1,690,000	1,695,000	169,900	1,940,000	1,945,000	196,200			
1,695,000	1,700,000	170,400	1,945,000	1,950,000	196,700			
1,700,000	1,705,000	171,000	1,950,000	1,955,000	197,200			
1,705,000	1,710,000	171,500	1,955,000	1,960,000	197,700	12,500,000	13,000,000	課税山林所得金額に22.5%を乗じて算出した金額から827,500円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	172,000	1,960,000	1,965,000	198,300			
1,715,000	1,720,000	172,500	1,965,000	1,970,000	198,800			
1,720,000	1,725,000	173,100	1,970,000	1,975,000	199,300			
1,725,000	1,730,000	173,600	1,975,000	1,980,000	199,800			
1,730,000	1,735,000	174,100	1,980,000	1,985,000	200,400	13,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に24.7%を乗じて算出した金額から1,113,500円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	174,600	1,985,000	1,990,000	200,900			
1,740,000	1,745,000	175,200	1,990,000	1,995,000	201,400			
1,745,000	1,750,000	175,700	1,995,000	2,000,000	201,900			
1,750,000	1,755,000	176,200						
1,755,000	1,760,000	176,700	2,000,000	3,000,000	課税山林所得金額に12%を乗じて算出した金額から37,500円を控除した金額	15,000,000	16,000,000	課税山林所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から1,233,500円を控除した金額
1,760,000	1,765,000	177,300						
1,765,000	1,770,000	177,800						
1,770,000	1,775,000	178,300						
1,775,000	1,780,000	178,800						
1,780,000	1,785,000	179,400	3,000,000	4,000,000	課税山林所得金額に12.5%を乗じて算出した金額から52,500円を控除した金額	16,000,000	17,500,000	課税山林所得金額に27.7%を乗じて算出した金額から1,585,500円を控除した金額
1,785,000	1,790,000	179,900						
1,790,000	1,795,000	180,400						
1,795,000	1,800,000	180,900						
1,800,000	1,805,000	181,500						
1,805,000	1,810,000	182,000	4,000,000	4,500,000	課税山林所得金額に14%を乗じて算出した金額から112,500円を控除した金額	17,500,000	19,000,000	課税山林所得金額に28.7%を乗じて算出した金額から1,760,500円を控除した金額
1,810,000	1,815,000	182,500						
1,815,000	1,820,000	183,000						
1,820,000	1,825,000	183,600						
1,825,000	1,830,000	184,100						
1,830,000	1,835,000	184,600	4,500,000	6,000,000	課税山林所得金額に14.5%を乗じて算出した金額から135,000円を控除した金額	19,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に31%を乗じて算出した金額から2,197,500円を控除した金額
1,835,000	1,840,000	185,100						
1,840,000	1,845,000	185,700						
1,845,000	1,850,000	186,200						
1,850,000	1,855,000	186,700						

(五)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
20,000,000 ^円	22,000,000 ^円	課税山林所得金額に32%を乗じて算出した金額から2,397,500円を控除した金額	40,000,000 ^円	45,000,000 ^円	課税山林所得金額に47%を乗じて算出した金額から6,707,500円を控除した金額	200,000,000 ^円	300,000,000 ^円	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から25,937,500円を控除した金額
22,000,000	25,000,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から3,057,500円を控除した金額	45,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から8,057,500円を控除した金額	300,000,000	400,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から40,937,500円を控除した金額
25,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に39%を乗じて算出した金額から4,057,500円を控除した金額	50,000,000	60,000,000	課税山林所得金額に51.2%を乗じて算出した金額から8,657,500円を控除した金額	400,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から60,937,500円を控除した金額
30,000,000	35,000,000	課税山林所得金額に43%を乗じて算出した金額から5,257,500円を控除した金額	60,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から10,937,500円を控除した金額			
35,000,000	40,000,000	課税山林所得金額に46%を乗じて算出した金額から6,307,500円を控除した金額	100,000,000	200,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から15,937,500円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族		等		の		数	
4	人	5	人	6	人	7	人 以 上
税 総 所 得 金 額 等							
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 225千円未満	千円	千円 225千円未満	千円	千円 237千円未満	千円	千円 237千円未満	千円
				237	460	237	510
225	880	225	1,340	460	2,380	510	3,440
880	8,360	1,340	9,060	2,380	9,230	3,440	9,390
8,360	12,000	9,060	12,000	9,230	12,000	9,390	12,000

基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

等及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合
替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定により

一号に掲げる金額から10万円を控除した金額が昭和47年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和47年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和46年分の所得に係る課税総額に乘すべき率	扶				養				親					
	0人		1人		2人		3人							
	昭和46年分の課													
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満		
0%	千円 213千円未満		千円 213千円未満		千円 213千円未満		千円 213千円未満		千円 225千円未満		千円			
85														
90									225		550			
95	213		7,440		213		7,610		213		7,780		550	7,940
97	7,440		12,000		7,610		12,000		7,780		12,000		7,940	12,000

(注)

(一) この表は、昭和46年分の課税総所得金額等が1,200万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和46年分の課税総所得金額等」とは、附則第四条第一項第二号（昭和四十七年分の所得税に係る予定納税

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和46年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十六年分の所得税の所得控除の必要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み読み替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

(三) 昭和46年分の課税総所得金額等が1,200万円以上である者については、この表によらず、附則第四条第一項第

附則別表第四 昭和46年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	2,000	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	42,100	614,000	618,000	66,200
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	42,600	618,000	622,000	66,700
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	43,100	622,000	626,000	67,200
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	43,600	626,000	630,000	67,700
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	44,100	630,000	634,000	68,200
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	44,500	634,000	638,000	68,700
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	45,000	638,000	642,000	69,200
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	45,500	642,000	646,000	69,700
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	46,000	646,000	650,000	70,200
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	46,500	650,000	655,000	70,700
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	46,900	655,000	660,000	71,300
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	47,400	660,000	665,000	72,000
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	47,900	665,000	670,000	72,600
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	48,400	670,000	675,000	73,200
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	48,900	675,000	680,000	73,800
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	49,300	680,000	685,000	74,500
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	49,800	685,000	690,000	75,100
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	50,300	690,000	695,000	75,700
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	50,800	695,000	700,000	76,300
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	51,300	700,000	705,000	77,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	51,700	705,000	710,000	77,600
321,000	324,000	32,200	498,000	502,000	52,200	710,000	715,000	78,200
324,000	327,000	32,500	502,000	506,000	52,700	715,000	720,000	78,800
327,000	330,000	32,800	506,000	510,000	53,200	720,000	725,000	79,500
330,000	333,000	33,100	510,000	514,000	53,700	725,000	730,000	80,100
333,000	336,000	33,400	514,000	518,000	54,100	730,000	735,000	80,700
336,000	339,000	33,700	518,000	522,000	54,600	735,000	740,000	81,300
339,000	342,000	34,000	522,000	526,000	55,100	740,000	745,000	82,000
342,000	345,000	34,400	526,000	530,000	55,600	745,000	750,000	82,600
345,000	348,000	34,700	530,000	534,000	56,100	750,000	755,000	83,200
348,000	351,000	35,000	534,000	538,000	56,500	755,000	760,000	83,800
351,000	354,000	35,300	538,000	542,000	57,000	760,000	765,000	84,500
354,000	357,000	35,600	542,000	546,000	57,500	765,000	770,000	85,100
357,000	360,000	35,900	546,000	550,000	58,000	770,000	775,000	85,700
360,000	363,000	36,300	550,000	554,000	58,500	775,000	780,000	86,300
363,000	366,000	36,600	554,000	558,000	58,900	780,000	785,000	87,000
366,000	369,000	36,900	558,000	562,000	59,400	785,000	790,000	87,600
369,000	372,000	37,200	562,000	566,000	59,900	790,000	795,000	88,200
372,000	375,000	37,500	566,000	570,000	60,400	795,000	800,000	88,800
375,000	378,000	37,800	570,000	574,000	60,900	800,000	805,000	89,500
378,000	381,000	38,100	574,000	578,000	61,300	805,000	810,000	90,200
381,000	384,000	38,500	578,000	582,000	61,800	810,000	815,000	90,900
384,000	387,000	38,800	582,000	586,000	62,300	815,000	820,000	91,600
387,000	390,000	39,100	586,000	590,000	62,800	820,000	825,000	92,300
390,000	394,000	39,400	590,000	594,000	63,300	825,000	830,000	93,000
394,000	398,000	39,800	594,000	598,000	63,700	830,000	835,000	93,700
398,000	402,000	40,200	598,000	602,000	64,200	835,000	840,000	94,400
402,000	406,000	40,700	602,000	606,000	64,700	840,000	845,000	95,100
406,000	410,000	41,200	606,000	610,000	65,200	845,000	850,000	95,800
410,000	414,000	41,700	610,000	614,000	65,700	850,000	855,000	96,500

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	97,200	1,105,000	1,110,000	133,200	1,355,000	1,360,000	172,500
860,000	865,000	97,900	1,110,000	1,115,000	133,900	1,360,000	1,365,000	173,400
865,000	870,000	98,600	1,115,000	1,120,000	134,600	1,365,000	1,370,000	174,200
870,000	875,000	99,300	1,120,000	1,125,000	135,400	1,370,000	1,375,000	175,000
875,000	880,000	100,000	1,125,000	1,130,000	136,100	1,375,000	1,380,000	175,800
880,000	885,000	100,700	1,130,000	1,135,000	136,800	1,380,000	1,385,000	176,700
885,000	890,000	101,400	1,135,000	1,140,000	137,500	1,385,000	1,390,000	177,500
890,000	895,000	102,100	1,140,000	1,145,000	138,300	1,390,000	1,395,000	178,300
895,000	900,000	102,800	1,145,000	1,150,000	139,000	1,395,000	1,400,000	179,100
900,000	905,000	103,500	1,150,000	1,155,000	139,700	1,400,000	1,405,000	180,000
905,000	910,000	104,200	1,155,000	1,160,000	140,400	1,405,000	1,410,000	180,800
910,000	915,000	104,900	1,160,000	1,165,000	141,200	1,410,000	1,415,000	181,600
915,000	920,000	105,600	1,165,000	1,170,000	141,900	1,415,000	1,420,000	182,400
920,000	925,000	106,400	1,170,000	1,175,000	142,600	1,420,000	1,425,000	183,300
925,000	930,000	107,100	1,175,000	1,180,000	143,300	1,425,000	1,430,000	184,100
930,000	935,000	107,800	1,180,000	1,185,000	144,100	1,430,000	1,435,000	184,900
935,000	940,000	108,500	1,185,000	1,190,000	144,800	1,435,000	1,440,000	185,700
940,000	945,000	109,300	1,190,000	1,195,000	145,500	1,440,000	1,445,000	186,600
945,000	950,000	110,000	1,195,000	1,200,000	146,200	1,445,000	1,450,000	187,400
950,000	955,000	110,700	1,200,000	1,205,000	147,000	1,450,000	1,455,000	188,200
955,000	960,000	111,400	1,205,000	1,210,000	147,800	1,455,000	1,460,000	189,000
960,000	965,000	112,200	1,210,000	1,215,000	148,600	1,460,000	1,465,000	189,900
965,000	970,000	112,900	1,215,000	1,220,000	149,400	1,465,000	1,470,000	190,700
970,000	975,000	113,600	1,220,000	1,225,000	150,300	1,470,000	1,475,000	191,500
975,000	980,000	114,300	1,225,000	1,230,000	151,100	1,475,000	1,480,000	192,300
980,000	985,000	115,100	1,230,000	1,235,000	151,900	1,480,000	1,485,000	193,200
985,000	990,000	115,800	1,235,000	1,240,000	152,700	1,485,000	1,490,000	194,000
990,000	995,000	116,500	1,240,000	1,245,000	153,600	1,490,000	1,495,000	194,800
995,000	1,000,000	117,200	1,245,000	1,250,000	154,400	1,495,000	1,500,000	195,600
1,000,000	1,005,000	118,000	1,250,000	1,255,000	155,200	1,500,000	1,505,000	196,500
1,005,000	1,010,000	118,700	1,255,000	1,260,000	156,000	1,505,000	1,510,000	197,300
1,010,000	1,015,000	119,400	1,260,000	1,265,000	156,900	1,510,000	1,515,000	198,200
1,015,000	1,020,000	120,100	1,265,000	1,270,000	157,700	1,515,000	1,520,000	199,000
1,020,000	1,025,000	120,900	1,270,000	1,275,000	158,500	1,520,000	1,525,000	199,900
1,025,000	1,030,000	121,600	1,275,000	1,280,000	159,300	1,525,000	1,530,000	200,800
1,030,000	1,035,000	122,300	1,280,000	1,285,000	160,200	1,530,000	1,535,000	201,600
1,035,000	1,040,000	123,000	1,285,000	1,290,000	161,000	1,535,000	1,540,000	202,500
1,040,000	1,045,000	123,800	1,290,000	1,295,000	161,800	1,540,000	1,545,000	203,300
1,045,000	1,050,000	124,500	1,295,000	1,300,000	162,600	1,545,000	1,550,000	204,200
1,050,000	1,055,000	125,200	1,300,000	1,305,000	163,500	1,550,000	1,555,000	205,100
1,055,000	1,060,000	125,900	1,305,000	1,310,000	164,300	1,555,000	1,560,000	205,900
1,060,000	1,065,000	126,700	1,310,000	1,315,000	165,100	1,560,000	1,565,000	206,800
1,065,000	1,070,000	127,400	1,315,000	1,320,000	165,900	1,565,000	1,570,000	207,600
1,070,000	1,075,000	128,100	1,320,000	1,325,000	166,800	1,570,000	1,575,000	208,500
1,075,000	1,080,000	128,800	1,325,000	1,330,000	167,600	1,575,000	1,580,000	209,400
1,080,000	1,085,000	129,600	1,330,000	1,335,000	168,400	1,580,000	1,585,000	210,200
1,085,000	1,090,000	130,300	1,335,000	1,340,000	169,200	1,585,000	1,590,000	211,100
1,090,000	1,095,000	131,000	1,340,000	1,345,000	170,100	1,590,000	1,595,000	211,900
1,095,000	1,100,000	131,700	1,345,000	1,350,000	170,900	1,595,000	1,600,000	212,800
1,100,000	1,105,000	132,500	1,350,000	1,355,000	171,700	1,600,000	1,605,000	213,700

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	214,600	1,830,000	1,835,000	256,700	2,600,000	3,000,000	課税給与所得金額に24.7%を乗じて算出した金額から222,700円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	215,500	1,835,000	1,840,000	257,600			
1,615,000	1,620,000	216,500	1,840,000	1,845,000	258,500			
1,620,000	1,625,000	217,400	1,845,000	1,850,000	259,500			
1,625,000	1,630,000	218,300	1,850,000	1,855,000	260,400			
1,630,000	1,635,000	219,300	1,855,000	1,860,000	261,300	3,000,000	3,200,000	課税給与所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から246,700円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	220,200	1,860,000	1,865,000	262,300			
1,640,000	1,645,000	221,100	1,865,000	1,870,000	263,200			
1,645,000	1,650,000	222,100	1,870,000	1,875,000	264,100			
1,650,000	1,655,000	223,000	1,875,000	1,880,000	265,100			
1,655,000	1,660,000	223,900	1,880,000	1,885,000	266,000	3,200,000	3,500,000	課税給与所得金額に27.7%を乗じて算出した金額から317,100円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	224,900	1,885,000	1,890,000	266,900			
1,665,000	1,670,000	225,800	1,890,000	1,895,000	267,900			
1,670,000	1,675,000	226,700	1,895,000	1,900,000	268,800			
1,675,000	1,680,000	227,700	1,900,000	1,905,000	269,800			
1,680,000	1,685,000	228,600	1,905,000	1,910,000	270,700	3,500,000	3,800,000	課税給与所得金額に28.7%を乗じて算出した金額から352,100円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	229,500	1,910,000	1,915,000	271,600			
1,690,000	1,695,000	230,500	1,915,000	1,920,000	272,600			
1,695,000	1,700,000	231,400	1,920,000	1,925,000	273,500			
1,700,000	1,705,000	232,400	1,925,000	1,930,000	274,400			
1,705,000	1,710,000	233,300	1,930,000	1,935,000	275,400	3,800,000	4,000,000	課税給与所得金額に31%を乗じて算出した金額から439,500円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	234,200	1,935,000	1,940,000	276,300			
1,715,000	1,720,000	235,200	1,940,000	1,945,000	277,200			
1,720,000	1,725,000	236,100	1,945,000	1,950,000	278,200			
1,725,000	1,730,000	237,000	1,950,000	1,955,000	279,100			
1,730,000	1,735,000	238,000	1,955,000	1,960,000	280,000	4,000,000	4,282,000	課税給与所得金額に32%を乗じて算出した金額から479,500円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	238,900	1,960,000	1,965,000	281,000			
1,740,000	1,745,000	239,800	1,965,000	1,970,000	281,900			
1,745,000	1,750,000	240,800	1,970,000	1,975,000	282,800			
1,750,000	1,755,000	241,700	1,975,000	1,980,000	283,800			
1,755,000	1,760,000	242,600	1,980,000	1,985,000	284,700	4,282,000円	890,700円	
1,760,000	1,765,000	243,600	1,985,000	1,990,000	285,600			
1,765,000	1,770,000	244,500	1,990,000	1,995,000	286,600			
1,770,000	1,775,000	245,400	1,995,000	2,000,000	287,500			
1,775,000	1,780,000	246,400						
1,780,000	1,785,000	247,300	2,000,000	2,500,000	課税給与所得金額に21.7%を乗じて算出した金額から145,500円を控除した金額			
1,785,000	1,790,000	248,200						
1,790,000	1,795,000	249,200						
1,795,000	1,800,000	250,100						
1,800,000	1,805,000	251,100						
1,805,000	1,810,000	252,000	2,500,000	2,600,000	課税給与所得金額に22.5%を乗じて算出した金額から165,500円を控除した金額			
1,810,000	1,815,000	252,900						
1,815,000	1,820,000	253,900						
1,820,000	1,825,000	254,800						
1,825,000	1,830,000	255,700						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第二項(昭和四十六年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金（新法第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。）の額がある場合には、その金額
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（新法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（新法第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額（その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円）
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当することに115,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、155,000円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき115,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、155,000円）を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がいない場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
 それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第四の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以	上	未 満 等 金 額	以	上	未 満 等 金 額	以	上	未 満 等 金 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
123,800	円未満	0	220,000	222,000	78,000	320,000	322,000	158,000
123,800	124,000	1,000	222,000	224,000	79,600	322,000	324,000	159,600
124,000	126,000	1,200	224,000	226,000	81,200	324,000	326,000	161,200
126,000	128,000	2,800	226,000	228,000	82,800	326,000	328,000	162,800
128,000	130,000	4,400	228,000	230,000	84,400	328,000	330,000	164,400
130,000	132,000	6,000	230,000	232,000	86,000	330,000	332,000	166,000
132,000	134,000	7,600	232,000	234,000	87,600	332,000	334,000	167,600
134,000	136,000	9,200	234,000	236,000	89,200	334,000	336,000	169,200
136,000	138,000	10,800	236,000	238,000	90,800	336,000	338,000	170,800
138,000	140,000	12,400	238,000	240,000	92,400	338,000	340,000	172,400
140,000	142,000	14,000	240,000	242,000	94,000	340,000	342,000	174,000
142,000	144,000	15,600	242,000	244,000	95,600	342,000	344,000	175,600
144,000	146,000	17,200	244,000	246,000	97,200	344,000	346,000	177,200
146,000	148,000	18,800	246,000	248,000	98,800	346,000	348,000	178,800
148,000	150,000	20,400	248,000	250,000	100,400	348,000	350,000	180,400
150,000	152,000	22,000	250,000	252,000	102,000	350,000	352,000	182,000
152,000	154,000	23,600	252,000	254,000	103,600	352,000	354,000	183,600
154,000	156,000	25,200	254,000	256,000	105,200	354,000	356,000	185,200
156,000	158,000	26,800	256,000	258,000	106,800	356,000	358,000	186,800
158,000	160,000	28,400	258,000	260,000	108,400	358,000	360,000	188,400
160,000	162,000	30,000	260,000	262,000	110,000	360,000	362,000	190,000
162,000	164,000	31,600	262,000	264,000	111,600	362,000	364,000	191,600
164,000	166,000	33,200	264,000	266,000	113,200	364,000	366,000	193,200
166,000	168,000	34,800	266,000	268,000	114,800	366,000	368,000	194,800
168,000	170,000	36,400	268,000	270,000	116,400	368,000	370,000	196,400
170,000	172,000	38,000	270,000	272,000	118,000	370,000	372,000	198,000
172,000	174,000	39,600	272,000	274,000	119,600	372,000	374,000	199,600
174,000	176,000	41,200	274,000	276,000	121,200	374,000	376,000	201,200
176,000	178,000	42,800	276,000	278,000	122,800	376,000	378,000	202,800
178,000	180,000	44,400	278,000	280,000	124,400	378,000	380,000	204,400
180,000	182,000	46,000	280,000	282,000	126,000	380,000	382,000	206,000
182,000	184,000	47,600	282,000	284,000	127,600	382,000	384,000	207,600
184,000	186,000	49,200	284,000	286,000	129,200	384,000	386,000	209,200
186,000	188,000	50,800	286,000	288,000	130,800	386,000	388,000	210,800
188,000	190,000	52,400	288,000	290,000	132,400	388,000	390,000	212,400
190,000	192,000	54,000	290,000	292,000	134,000	390,000	392,000	214,000
192,000	194,000	55,600	292,000	294,000	135,600	392,000	394,000	215,600
194,000	196,000	57,200	294,000	296,000	137,200	394,000	396,000	217,200
196,000	198,000	58,800	296,000	298,000	138,800	396,000	398,000	218,800
198,000	200,000	60,400	298,000	300,000	140,400	398,000	400,000	220,400
200,000	202,000	62,000	300,000	302,000	142,000	400,000	402,000	222,000
202,000	204,000	63,600	302,000	304,000	143,600	402,000	404,000	223,600
204,000	206,000	65,200	304,000	306,000	145,200	404,000	406,000	225,200
206,000	208,000	66,800	306,000	308,000	146,800	406,000	408,000	226,800
208,000	210,000	68,400	308,000	310,000	148,400	408,000	410,000	228,400
210,000	212,000	70,000	310,000	312,000	150,000	410,000	412,000	230,000
212,000	214,000	71,600	312,000	314,000	151,600	412,000	414,000	231,600
214,000	216,000	73,200	314,000	316,000	153,200	414,000	416,000	233,200
216,000	218,000	74,800	316,000	318,000	154,800	416,000	418,000	234,800
218,000	220,000	76,400	318,000	320,000	156,400	418,000	420,000	236,400

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	
		除後の給与			除後の給与			除後の給与	
以	上	未	満	等	以	上	未	満	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
420,000	422,000	238,000	520,000	522,000	318,000	620,000	622,000	398,000	
422,000	424,000	239,600	522,000	524,000	319,600	622,000	624,000	399,600	
424,000	426,000	241,200	524,000	526,000	321,200	624,000	626,000	401,200	
426,000	428,000	242,800	526,000	528,000	322,800	626,000	628,000	402,800	
428,000	430,000	244,400	528,000	530,000	324,400	628,000	630,000	404,400	
430,000	432,000	246,000	530,000	532,000	326,000	630,000	632,000	406,000	
432,000	434,000	247,600	532,000	534,000	327,600	632,000	634,000	407,600	
434,000	436,000	249,200	534,000	536,000	329,200	634,000	636,000	409,200	
436,000	438,000	250,800	536,000	538,000	330,800	636,000	638,000	410,800	
438,000	440,000	252,400	538,000	540,000	332,400	638,000	640,000	412,400	
440,000	442,000	254,000	540,000	542,000	334,000	640,000	642,000	414,000	
442,000	444,000	255,600	542,000	544,000	335,600	642,000	644,000	415,600	
444,000	446,000	257,200	544,000	546,000	337,200	644,000	646,000	417,200	
446,000	448,000	258,800	546,000	548,000	338,800	646,000	648,000	418,800	
448,000	450,000	260,400	548,000	550,000	340,400	648,000	650,000	420,400	
450,000	452,000	262,000	550,000	552,000	342,000	650,000	652,000	422,000	
452,000	454,000	263,600	552,000	554,000	343,600	652,000	654,000	423,600	
454,000	456,000	265,200	554,000	556,000	345,200	654,000	656,000	425,200	
456,000	458,000	266,800	556,000	558,000	346,800	656,000	658,000	426,800	
458,000	460,000	268,400	558,000	560,000	348,400	658,000	660,000	428,400	
460,000	462,000	270,000	560,000	562,000	350,000	660,000	662,000	430,000	
462,000	464,000	271,600	562,000	564,000	351,600	662,000	664,000	431,600	
464,000	466,000	273,200	564,000	566,000	353,200	664,000	666,000	433,200	
466,000	468,000	274,800	566,000	568,000	354,800	666,000	668,000	434,800	
468,000	470,000	276,400	568,000	570,000	356,400	668,000	670,000	436,400	
470,000	472,000	278,000	570,000	572,000	358,000	670,000	672,000	438,000	
472,000	474,000	279,600	572,000	574,000	359,600	672,000	674,000	439,600	
474,000	476,000	281,200	574,000	576,000	361,200	674,000	676,000	441,200	
476,000	478,000	282,800	576,000	578,000	362,800	676,000	678,000	442,800	
478,000	480,000	284,400	578,000	580,000	364,400	678,000	680,000	444,400	
480,000	482,000	286,000	580,000	582,000	366,000	680,000	682,000	446,000	
482,000	484,000	287,600	582,000	584,000	367,600	682,000	684,000	447,600	
484,000	486,000	289,200	584,000	586,000	369,200	684,000	686,000	449,200	
486,000	488,000	290,800	586,000	588,000	370,800	686,000	688,000	450,800	
488,000	490,000	292,400	588,000	590,000	372,400	688,000	690,000	452,400	
490,000	492,000	294,000	590,000	592,000	374,000	690,000	692,000	454,000	
492,000	494,000	295,600	592,000	594,000	375,600	692,000	694,000	455,600	
494,000	496,000	297,200	594,000	596,000	377,200	694,000	696,000	457,200	
496,000	498,000	298,800	596,000	598,000	378,800	696,000	698,000	458,800	
498,000	500,000	300,400	598,000	600,000	380,400	698,000	700,000	460,400	
500,000	502,000	302,000	600,000	602,000	382,000	700,000	702,000	462,000	
502,000	504,000	303,600	602,000	604,000	383,600	702,000	704,000	463,600	
504,000	506,000	305,200	604,000	606,000	385,200	704,000	706,000	465,200	
506,000	508,000	306,800	606,000	608,000	386,800	706,000	708,000	466,800	
508,000	510,000	308,400	608,000	610,000	388,400	708,000	710,000	468,400	
510,000	512,000	310,000	610,000	612,000	390,000	710,000	712,000	470,000	
512,000	514,000	311,600	612,000	614,000	391,600	712,000	714,000	471,600	
514,000	516,000	313,200	614,000	616,000	393,200	714,000	716,000	473,200	
516,000	518,000	314,800	616,000	618,000	394,800	716,000	718,000	474,800	
518,000	520,000	316,400	618,000	620,000	396,400	718,000	720,000	476,400	

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	
		除後の給与			除後の給与			除後の給与	
以	上	未	満	等	以	上	未	満	等
の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
720,000	722,000	478,000	820,000	822,000	558,000	920,000	922,000	638,000	
722,000	724,000	479,600	822,000	824,000	559,600	922,000	924,000	639,600	
724,000	726,000	481,200	824,000	826,000	561,200	924,000	926,000	641,200	
726,000	728,000	482,800	826,000	828,000	562,800	926,000	928,000	642,800	
728,000	730,000	484,400	828,000	830,000	564,400	928,000	930,000	644,400	
730,000	732,000	486,000	830,000	832,000	566,000	930,000	932,000	646,000	
732,000	734,000	487,600	832,000	834,000	567,600	932,000	934,000	647,600	
734,000	736,000	489,200	834,000	836,000	569,200	934,000	936,000	649,200	
736,000	738,000	490,800	836,000	838,000	570,800	936,000	938,000	650,800	
738,000	740,000	492,400	838,000	840,000	572,400	938,000	940,000	652,400	
740,000	742,000	494,000	840,000	842,000	574,000	940,000	942,000	654,000	
742,000	744,000	495,600	842,000	844,000	575,600	942,000	944,000	655,600	
744,000	746,000	497,200	844,000	846,000	577,200	944,000	946,000	657,200	
746,000	748,000	498,800	846,000	848,000	578,800	946,000	948,000	658,800	
748,000	750,000	500,400	848,000	850,000	580,400	948,000	950,000	660,400	
750,000	752,000	502,000	850,000	852,000	582,000	950,000	952,000	662,000	
752,000	754,000	503,600	852,000	854,000	583,600	952,000	954,000	663,600	
754,000	756,000	505,200	854,000	856,000	585,200	954,000	956,000	665,200	
756,000	758,000	506,800	856,000	858,000	586,800	956,000	958,000	666,800	
758,000	760,000	508,400	858,000	860,000	588,400	958,000	960,000	668,400	
760,000	762,000	510,000	860,000	862,000	590,000	960,000	962,000	670,000	
762,000	764,000	511,600	862,000	864,000	591,600	962,000	964,000	671,600	
764,000	766,000	513,200	864,000	866,000	593,200	964,000	966,000	673,200	
766,000	768,000	514,800	866,000	868,000	594,800	966,000	968,000	674,800	
768,000	770,000	516,400	868,000	870,000	596,400	968,000	970,000	676,400	
770,000	772,000	518,000	870,000	872,000	598,000	970,000	972,000	678,000	
772,000	774,000	519,600	872,000	874,000	599,600	972,000	974,000	679,600	
774,000	776,000	521,200	874,000	876,000	601,200	974,000	976,000	681,200	
776,000	778,000	522,800	876,000	878,000	602,800	976,000	978,000	682,800	
778,000	780,000	524,400	878,000	880,000	604,400	978,000	980,000	684,400	
780,000	782,000	526,000	880,000	882,000	606,000	980,000	982,000	686,000	
782,000	784,000	527,600	882,000	884,000	607,600	982,000	984,000	687,600	
784,000	786,000	529,200	884,000	886,000	609,200	984,000	986,000	689,200	
786,000	788,000	530,800	886,000	888,000	610,800	986,000	988,000	690,800	
788,000	790,000	532,400	888,000	890,000	612,400	988,000	990,000	692,400	
790,000	792,000	534,000	890,000	892,000	614,000	990,000	992,000	694,000	
792,000	794,000	535,600	892,000	894,000	615,600	992,000	994,000	695,600	
794,000	796,000	537,200	894,000	896,000	617,200	994,000	996,000	697,200	
796,000	798,000	538,800	896,000	898,000	618,800	996,000	998,000	698,800	
798,000	800,000	540,400	898,000	900,000	620,400	998,000	1,000,000	700,400	
800,000	802,000	542,000	900,000	902,000	622,000	1,000,000	1,002,000	702,000	
802,000	804,000	543,600	902,000	904,000	623,600	1,002,000	1,004,000	703,600	
804,000	806,000	545,200	904,000	906,000	625,200	1,004,000	1,006,000	705,200	
806,000	808,000	546,800	906,000	908,000	626,800	1,006,000	1,008,000	706,800	
808,000	810,000	548,400	908,000	910,000	628,400	1,008,000	1,010,000	708,400	
810,000	812,000	550,000	910,000	912,000	630,000	1,010,000	1,012,000	710,000	
812,000	814,000	551,600	912,000	914,000	631,600	1,012,000	1,014,000	711,600	
814,000	816,000	553,200	914,000	916,000	633,200	1,014,000	1,016,000	713,200	
816,000	818,000	554,800	916,000	918,000	634,800	1,016,000	1,018,000	714,800	
818,000	820,000	556,400	918,000	920,000	636,400	1,018,000	1,020,000	716,400	

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	
		除後の給与			除後の給与			除後の給与	
以	上	未	満	等	以	上	未	満	等
の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
1,020,000	1,022,000	718,000	1,120,000	1,122,000	798,000	1,220,000	1,222,000	887,750	
1,022,000	1,024,000	719,600	1,122,000	1,124,000	799,600	1,222,000	1,224,000	889,550	
1,024,000	1,026,000	721,200	1,124,000	1,126,000	801,350	1,224,000	1,226,000	891,350	
1,026,000	1,028,000	722,800	1,126,000	1,128,000	803,150	1,226,000	1,228,000	893,150	
1,028,000	1,030,000	724,400	1,128,000	1,130,000	804,950	1,228,000	1,230,000	894,950	
1,030,000	1,032,000	726,000	1,130,000	1,132,000	806,750	1,230,000	1,232,000	896,750	
1,032,000	1,034,000	727,600	1,132,000	1,134,000	808,550	1,232,000	1,234,000	898,550	
1,034,000	1,036,000	729,200	1,134,000	1,136,000	810,350	1,234,000	1,236,000	900,350	
1,036,000	1,038,000	730,800	1,136,000	1,138,000	812,150	1,236,000	1,238,000	902,150	
1,038,000	1,040,000	732,400	1,138,000	1,140,000	813,950	1,238,000	1,240,000	903,950	
1,040,000	1,042,000	734,000	1,140,000	1,142,000	815,750	1,240,000	1,242,000	905,750	
1,042,000	1,044,000	735,600	1,142,000	1,144,000	817,550	1,242,000	1,244,000	907,550	
1,044,000	1,046,000	737,200	1,144,000	1,146,000	819,350	1,244,000	1,246,000	909,350	
1,046,000	1,048,000	738,800	1,146,000	1,148,000	821,150	1,246,000	1,248,000	911,150	
1,048,000	1,050,000	740,400	1,148,000	1,150,000	822,950	1,248,000	1,250,000	912,950	
1,050,000	1,052,000	742,000	1,150,000	1,152,000	824,750	1,250,000	1,252,000	914,750	
1,052,000	1,054,000	743,600	1,152,000	1,154,000	826,550	1,252,000	1,254,000	916,550	
1,054,000	1,056,000	745,200	1,154,000	1,156,000	828,350	1,254,000	1,256,000	918,350	
1,056,000	1,058,000	746,800	1,156,000	1,158,000	830,150	1,256,000	1,258,000	920,150	
1,058,000	1,060,000	748,400	1,158,000	1,160,000	831,950	1,258,000	1,260,000	921,950	
1,060,000	1,062,000	750,000	1,160,000	1,162,000	833,750	1,260,000	1,262,000	923,750	
1,062,000	1,064,000	751,600	1,162,000	1,164,000	835,550	1,262,000	1,264,000	925,550	
1,064,000	1,066,000	753,200	1,164,000	1,166,000	837,350	1,264,000	1,266,000	927,350	
1,066,000	1,068,000	754,800	1,166,000	1,168,000	839,150	1,266,000	1,268,000	929,150	
1,068,000	1,070,000	756,400	1,168,000	1,170,000	840,950	1,268,000	1,270,000	930,950	
1,070,000	1,072,000	758,000	1,170,000	1,172,000	842,750	1,270,000	1,272,000	932,750	
1,072,000	1,074,000	759,600	1,172,000	1,174,000	844,550	1,272,000	1,274,000	934,550	
1,074,000	1,076,000	761,200	1,174,000	1,176,000	846,350	1,274,000	1,276,000	936,350	
1,076,000	1,078,000	762,800	1,176,000	1,178,000	848,150	1,276,000	1,278,000	938,150	
1,078,000	1,080,000	764,400	1,178,000	1,180,000	849,950	1,278,000	1,280,000	939,950	
1,080,000									

(五)

給与等の金額			給与所得控	給与等の金額			給与所得控	給与等の金額			給与所得控
以 上 未 満			除後の給与 等の金額	以 上 未 満			除後の給与 等の金額	以 上 未 満			除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,320,000	1,322,000	977,750	1,420,000	1,422,000	1,067,750	1,520,000	1,522,000	1,157,750			
1,322,000	1,324,000	979,550	1,422,000	1,424,000	1,069,550	1,522,000	1,524,000	1,159,550			
1,324,000	1,326,000	981,350	1,424,000	1,426,000	1,071,350	1,524,000	1,526,000	1,161,350			
1,326,000	1,328,000	983,150	1,426,000	1,428,000	1,073,150	1,526,000	1,528,000	1,163,150			
1,328,000	1,330,000	984,950	1,428,000	1,430,000	1,074,950	1,528,000	1,530,000	1,164,950			
1,330,000	1,332,000	986,750	1,430,000	1,432,000	1,076,750	1,530,000	1,532,000	1,166,750			
1,332,000	1,334,000	988,550	1,432,000	1,434,000	1,078,550	1,532,000	1,534,000	1,168,550			
1,334,000	1,336,000	990,350	1,434,000	1,436,000	1,080,350	1,534,000	1,536,000	1,170,350			
1,336,000	1,338,000	992,150	1,436,000	1,438,000	1,082,150	1,536,000	1,538,000	1,172,150			
1,338,000	1,340,000	993,950	1,438,000	1,440,000	1,083,950	1,538,000	1,540,000	1,173,950			
1,340,000	1,342,000	995,750	1,440,000	1,442,000	1,085,750	1,540,000	1,542,000	1,175,750			
1,342,000	1,344,000	997,550	1,442,000	1,444,000	1,087,550	1,542,000	1,544,000	1,177,550			
1,344,000	1,346,000	999,350	1,444,000	1,446,000	1,089,350	1,544,000	1,546,000	1,179,350			
1,346,000	1,348,000	1,001,150	1,446,000	1,448,000	1,091,150	1,546,000	1,548,000	1,181,150			
1,348,000	1,350,000	1,002,950	1,448,000	1,450,000	1,092,950	1,548,000	1,550,000	1,182,950			
1,350,000	1,352,000	1,004,750	1,450,000	1,452,000	1,094,750	1,550,000	1,552,000	1,184,750			
1,352,000	1,354,000	1,006,550	1,452,000	1,454,000	1,096,550	1,552,000	1,554,000	1,186,550			
1,354,000	1,356,000	1,008,350	1,454,000	1,456,000	1,098,350	1,554,000	1,556,000	1,188,350			
1,356,000	1,358,000	1,010,150	1,456,000	1,458,000	1,100,150	1,556,000	1,558,000	1,190,150			
1,358,000	1,360,000	1,011,950	1,458,000	1,460,000	1,101,950	1,558,000	1,560,000	1,191,950			
1,360,000	1,362,000	1,013,750	1,460,000	1,462,000	1,103,750	1,560,000	1,562,000	1,193,750			
1,362,000	1,364,000	1,015,550	1,462,000	1,464,000	1,105,550	1,562,000	1,564,000	1,195,550			
1,364,000	1,366,000	1,017,350	1,464,000	1,466,000	1,107,350	1,564,000	1,566,000	1,197,350			
1,366,000	1,368,000	1,019,150	1,466,000	1,468,000	1,109,150	1,566,000	1,568,000	1,199,150			
1,368,000	1,370,000	1,020,950	1,468,000	1,470,000	1,110,950	1,568,000	1,570,000	1,200,950			
1,370,000	1,372,000	1,022,750	1,470,000	1,472,000	1,112,750	1,570,000	1,572,000	1,202,750			
1,372,000	1,374,000	1,024,550	1,472,000	1,474,000	1,114,550	1,572,000	1,574,000	1,204,550			
1,374,000	1,376,000	1,026,350	1,474,000	1,476,000	1,116,350	1,574,000	1,576,000	1,206,350			
1,376,000	1,378,000	1,028,150	1,476,000	1,478,000	1,118,150	1,576,000	1,578,000	1,208,150			
1,378,000	1,380,000	1,029,950	1,478,000	1,480,000	1,119,950	1,578,000	1,580,000	1,209,950			
1,380,000	1,382,000	1,031,750	1,480,000	1,482,000	1,121,750	1,580,000	1,582,000	1,211,750			
1,382,000	1,384,000	1,033,550	1,482,000	1,484,000	1,123,550	1,582,000	1,584,000	1,213,550			
1,384,000	1,386,000	1,035,350	1,484,000	1,486,000	1,125,350	1,584,000	1,586,000	1,215,350			
1,386,000	1,388,000	1,037,150	1,486,000	1,488,000	1,127,150	1,586,000	1,588,000	1,217,150			
1,388,000	1,390,000	1,038,950	1,488,000	1,490,000	1,128,950	1,588,000	1,590,000	1,218,950			
1,390,000	1,392,000	1,040,750	1,490,000	1,492,000	1,130,750	1,590,000	1,592,000	1,220,750			
1,392,000	1,394,000	1,042,550	1,492,000	1,494,000	1,132,550	1,592,000	1,594,000	1,222,550			
1,394,000	1,396,000	1,044,350	1,494,000	1,496,000	1,134,350	1,594,000	1,596,000	1,224,350			
1,396,000	1,398,000	1,046,150	1,496,000	1,498,000	1,136,150	1,596,000	1,598,000	1,226,150			
1,398,000	1,400,000	1,047,950	1,498,000	1,500,000	1,137,950	1,598,000	1,600,000	1,227,950			
1,400,000	1,402,000	1,049,750	1,500,000	1,502,000	1,139,750	1,600,000	1,602,000	1,229,750			
1,402,000	1,404,000	1,051,550	1,502,000	1,504,000	1,141,550	1,602,000	1,604,000	1,231,550			
1,404,000	1,406,000	1,053,350	1,504,000	1,506,000	1,143,350	1,604,000	1,606,000	1,233,350			
1,406,000	1,408,000	1,055,150	1,506,000	1,508,000	1,145,150	1,606,000	1,608,000	1,235,150			
1,408,000	1,410,000	1,056,950	1,508,000	1,510,000	1,146,950	1,608,000	1,610,000	1,236,950			
1,410,000	1,412,000	1,058,750	1,510,000	1,512,000	1,148,750	1,610,000	1,612,000	1,238,750			
1,412,000	1,414,000	1,060,550	1,512,000	1,514,000	1,150,550	1,612,000	1,614,000	1,240,550			
1,414,000	1,416,000	1,062,350	1,514,000	1,516,000	1,152,350	1,614,000	1,616,000	1,242,350			
1,416,000	1,418,000	1,064,150	1,516,000	1,518,000	1,154,150	1,616,000	1,618,000	1,244,150			
1,418,000	1,420,000	1,065,950	1,518,000	1,520,000	1,155,950	1,618,000	1,620,000	1,245,950			

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以 上	未 満	等の金額	以 上	未 満	等の金額	以 上	未 満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,620,000	1,622,000	1,247,750	1,720,000	1,722,000	1,337,750	1,820,000	1,822,000	1,427,750
1,622,000	1,624,000	1,249,550	1,722,000	1,724,000	1,339,550	1,822,000	1,824,000	1,429,550
1,624,000	1,626,000	1,251,350	1,724,000	1,726,000	1,341,350	1,824,000	1,826,000	1,431,350
1,626,000	1,628,000	1,253,150	1,726,000	1,728,000	1,343,150	1,826,000	1,828,000	1,433,150
1,628,000	1,630,000	1,254,950	1,728,000	1,730,000	1,344,950	1,828,000	1,830,000	1,434,950
1,630,000	1,632,000	1,256,750	1,730,000	1,732,000	1,346,750	1,830,000	1,832,000	1,436,750
1,632,000	1,634,000	1,258,550	1,732,000	1,734,000	1,348,550	1,832,000	1,834,000	1,438,550
1,634,000	1,636,000	1,260,350	1,734,000	1,736,000	1,350,350	1,834,000	1,836,000	1,440,350
1,636,000	1,638,000	1,262,150	1,736,000	1,738,000	1,352,150	1,836,000	1,838,000	1,442,150
1,638,000	1,640,000	1,263,950	1,738,000	1,740,000	1,353,950	1,838,000	1,840,000	1,443,950
1,640,000	1,642,000	1,265,750	1,740,000	1,742,000	1,355,750	1,840,000	1,842,000	1,445,750
1,642,000	1,644,000	1,267,550	1,742,000	1,744,000	1,357,550	1,842,000	1,844,000	1,447,550
1,644,000	1,646,000	1,269,350	1,744,000	1,746,000	1,359,350	1,844,000	1,846,000	1,449,350
1,646,000	1,648,000	1,271,150	1,746,000	1,748,000	1,361,150	1,846,000	1,848,000	1,451,150
1,648,000	1,650,000	1,272,950	1,748,000	1,750,000	1,362,950	1,848,000	1,850,000	1,452,950
1,650,000	1,652,000	1,274,750	1,750,000	1,752,000	1,364,750	1,850,000	1,852,000	1,454,750
1,652,000	1,654,000	1,276,550	1,752,000	1,754,000	1,366,550	1,852,000	1,854,000	1,456,550
1,654,000	1,656,000	1,278,350	1,754,000	1,756,000	1,368,350	1,854,000	1,856,000	1,458,350
1,656,000	1,658,000	1,280,150	1,756,000	1,758,000	1,370,150	1,856,000	1,858,000	1,460,150
1,658,000	1,660,000	1,281,950	1,758,000	1,760,000	1,371,950	1,858,000	1,860,000	1,461,950
1,660,000	1,662,000	1,283,750	1,760,000	1,762,000	1,373,750	1,860,000	1,862,000	1,463,750
1,662,000	1,664,000	1,285,550	1,762,000	1,764,000	1,375,550	1,862,000	1,864,000	1,465,550
1,664,000	1,666,000	1,287,350	1,764,000	1,766,000	1,377,350	1,864,000	1,866,000	1,467,350
1,666,000	1,668,000	1,289,150	1,766,000	1,768,000	1,379,150	1,866,000	1,868,000	1,469,150
1,668,000	1,670,000	1,290,950	1,768,000	1,770,000	1,380,950	1,868,000	1,870,000	1,470,950
1,670,000	1,672,000	1,292,750	1,770,000	1,772,000	1,382,750	1,870,000	1,872,000	1,472,750
1,672,000	1,674,000	1,294,550	1,772,000	1,774,000	1,384,550	1,872,000	1,874,000	1,474,550
1,674,000	1,676,000	1,296,350	1,774,000	1,776,000	1,386,350	1,874,000	1,876,000	1,476,350
1,676,000	1,678,000	1,298,150	1,776,000	1,778,000	1,388,150	1,876,000	1,878,000	1,478,150
1,678,000	1,680,000	1,299,950	1,778,000	1,780,000	1,389,950	1,878,000	1,880,000	1,479,950
1,680,000	1,682,000	1,301,750	1,780,000	1,782,000	1,391,750	1,880,000	1,882,000	1,481,750
1,682,000	1,684,000	1,303,550	1,782,000	1,784,000	1,393,550	1,882,000	1,884,000	1,483,550
1,684,000	1,686,000	1,305,350	1,784,000	1,786,000	1,395,350	1,884,000	1,886,000	1,485,350
1,686,000	1,688,000	1,307,150	1,786,000	1,788,000	1,397,150	1,886,000	1,888,000	1,487,150
1,688,000	1,690,000	1,308,950	1,788,000	1,790,000	1,398,950	1,888,000	1,890,000	1,488,950
1,690,000	1,692,000	1,310,750	1,790,000	1,792,000	1,400,750	1,890,000	1,892,000	1,490,750
1,692,000	1,694,000	1,312,550	1,792,000	1,794,000	1,402,550	1,892,000	1,894,000	1,492,550
1,694,000	1,696,000	1,314,350	1,794,000	1,796,000	1,404,350	1,894,000	1,896,000	1,494,350
1,696,000	1,698,000	1,316,150	1,796,000	1,798,000	1,406,150	1,896,000	1,898,000	1,496,150
1,698,000	1,700,000	1,317,950	1,798,000	1,800,000	1,407,950	1,898,000	1,900,000	1,497,950
1,700,000	1,702,000	1,319,750	1,800,000	1,802,000	1,409,750	1,900,000	1,902,000	1,499,750
1,702,000	1,704,000	1,321,550	1,802,000	1,804,000	1,411,550	1,902,000	1,904,000	1,501,550
1,704,000	1,706,000	1,323,350	1,804,000	1,806,000	1,413,350	1,904,000	1,906,000	1,503,350
1,706,000	1,708,000	1,325,150	1,806,000	1,808,000	1,415,150	1,906,000	1,908,000	1,505,150
1,708,000	1,710,000	1,326,950	1,808,000	1,810,000	1,416,950	1,908,000	1,910,000	1,506,950
1,710,000	1,712,000	1,328,750	1,810,000	1,812,000	1,418,750	1,910,000	1,912,000	1,508,750
1,712,000	1,714,000	1,330,550	1,812,000	1,814,000	1,420,550	1,912,000	1,914,000	1,510,550
1,714,000	1,716,000	1,332,350	1,814,000	1,816,000	1,422,350	1,914,000	1,916,000	1,512,350
1,716,000	1,718,000	1,334,150	1,816,000	1,818,000	1,424,150	1,916,000	1,918,000	1,514,150
1,718,000	1,720,000	1,335,950	1,818,000	1,820,000	1,425,950	1,918,000	1,920,000	1,515,950

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控												
		除後の給与			除後の給与			除後の給与												
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	
等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額	
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		
1,920,000		1,922,000		1,517,750		2,000,000		2,002,000		1,589,750		2,080,000		2,082,000		1,661,750				
1,922,000		1,924,000		1,519,550		2,002,000		2,004,000		1,591,550		2,082,000		2,084,000		1,663,550				
1,924,000		1,926,000		1,521,350		2,004,000		2,006,000		1,593,350		2,084,000		2,086,000		1,665,350				
1,926,000		1,928,000		1,523,150		2,006,000		2,008,000		1,595,150		2,086,000		2,088,000		1,667,150				
1,928,000		1,930,000		1,524,950		2,008,000		2,010,000		1,596,950		2,088,000		2,090,000		1,668,950				
1,930,000		1,932,000		1,526,750		2,010,000		2,012,000		1,598,750		2,090,000		2,092,000		1,670,750				
1,932,000		1,934,000		1,528,550		2,012,000		2,014,000		1,600,550		2,092,000		2,094,000		1,672,550				
1,934,000		1,936,000		1,530,350		2,014,000		2,016,000		1,602,350		2,094,000		2,096,000		1,674,350				
1,936,000		1,938,000		1,532,150		2,016,000		2,018,000		1,604,150		2,096,000		2,098,000		1,676,150				
1,938,000		1,940,000		1,533,950		2,018,000		2,020,000		1,605,950		2,098,000		2,100,000		1,677,950				
1,940,000		1,942,000		1,535,750		2,020,000		2,022,000		1,607,750		2,100,000		2,102,000		1,679,750				
1,942,000		1,944,000		1,537,550		2,022,000		2,024,000		1,609,550		2,102,000		2,104,000		1,681,550				
1,944,000		1,946,000		1,539,350		2,024,000		2,026,000		1,611,350		2,104,000		2,106,000		1,683,350				
1,946,000		1,948,000		1,541,150		2,026,000		2,028,000		1,613,150		2,106,000		2,108,000		1,685,150				
1,948,000		1,950,000		1,542,950		2,028,000		2,030,000		1,614,950		2,108,000		2,110,000		1,686,950				
1,950,000		1,952,000		1,544,750		2,030,000		2,032,000		1,616,750		2,110,000		2,112,000		1,688,750				
1,952,000		1,954,000		1,546,550		2,032,000		2,034,000		1,618,550		2,112,000		2,114,000		1,690,550				
1,954,000		1,956,000		1,548,350		2,034,000		2,036,000		1,620,350		2,114,000		2,116,000		1,692,350				
1,956,000		1,958,000		1,550,150		2,036,000		2,038,000		1,622,150		2,116,000		2,118,000		1,694,150				
1,958,000		1,960,000		1,551,950		2,038,000		2,040,000		1,623,950		2,118,000		2,120,000		1,695,950				
1,960,000		1,962,000		1,553,750		2,040,000		2,042,000		1,625,750		2,120,000		2,122,000		1,697,750				
1,962,000		1,964,000		1,555,550		2,042,000		2,044,000		1,627,550		2,122,000		2,122,500		1,699,550				
1,964,000		1,966,000		1,557,350		2,044,000		2,046,000		1,629,350										
1,966,000		1,968,000		1,559,150		2,046,000		2,048,000		1,631,150										
1,968,000		1,970,000		1,560,950		2,048,000		2,050,000		1,632,950										
1,970,000		1,972,000		1,562,750		2,050,000		2,052,000		1,634,750		2,122,500		4,122,500		給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 316,375円を控 除した金額				
1,972,000		1,974,000		1,564,550		2,052,000		2,054,000		1,636,550										
1,974,000		1,976,000		1,566,350		2,054,000		2,056,000		1,638,350										
1,976,000		1,978,000		1,568,150		2,056,000		2,058,000		1,640,150										
1,978,000		1,980,000		1,569,950		2,058,000		2,060,000		1,641,950										
1,980,000		1,982,000		1,571,750		2,060,000		2,062,000		1,643,750		4,122,500円以上				給与等の金額か ら522,500円を 控除した金額				
1,982,000		1,984,000		1,573,550		2,062,000		2,064,000		1,645,550										
1,984,000		1,986,000		1,575,350		2,064,000		2,066,000		1,647,350										
1,986,000		1,988,000		1,577,150		2,066,000		2,068,000		1,649,150										
1,988,000		1,990,000		1,578,950		2,068,000		2,070,000		1,650,950										
1,990,000		1,992,000		1,580,750		2,070,000		2,072,000		1,652,750										
1,992,000		1,994,000		1,582,550		2,072,000		2,074,000		1,654,550										
1,994,000		1,996,000		1,584,350		2,074,000		2,076,000		1,656,350										
1,996,000		1,998,000		1,586,150		2,076,000		2,078,000		1,658,150										
1,998,000		2,000,000		1,587,950		2,078,000		2,080,000		1,659,950										

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,122,500円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附則別表第五 昭和46年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 2,000	円 未満	円 0	円 100,000	円 102,000	円 5,000	円 274,000	円 278,000	円 13,700
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	42,100	1,228,000	1,236,000	66,200
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	42,600	1,236,000	1,244,000	66,700
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	43,100	1,244,000	1,252,000	67,200
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	43,600	1,252,000	1,260,000	67,700
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	44,100	1,260,000	1,268,000	68,200
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	44,500	1,268,000	1,276,000	68,700
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	45,000	1,276,000	1,284,000	69,200
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	45,500	1,284,000	1,292,000	69,700
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	46,000	1,292,000	1,300,000	70,200
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	46,500	1,300,000	1,310,000	70,700
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	46,900	1,310,000	1,320,000	71,300
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	47,400	1,320,000	1,330,000	72,000
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	47,900	1,330,000	1,340,000	72,600
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	48,400	1,340,000	1,350,000	73,200
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	48,900	1,350,000	1,360,000	73,800
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	49,300	1,360,000	1,370,000	74,500
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	49,800	1,370,000	1,380,000	75,100
618,000	624,000	30,900	964,000	972,000	50,300	1,380,000	1,390,000	75,700
624,000	630,000	31,200	972,000	980,000	50,800	1,390,000	1,400,000	76,300
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	51,300	1,400,000	1,410,000	77,000
636,000	642,000	31,800	988,000	996,000	51,700	1,410,000	1,420,000	77,600
642,000	648,000	32,200	996,000	1,004,000	52,200	1,420,000	1,430,000	78,200
648,000	654,000	32,500	1,004,000	1,012,000	52,700	1,430,000	1,440,000	78,800
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	53,200	1,440,000	1,450,000	79,500
660,000	666,000	33,100	1,020,000	1,028,000	53,700	1,450,000	1,460,000	80,100
666,000	672,000	33,400	1,028,000	1,036,000	54,100	1,460,000	1,470,000	80,700
672,000	678,000	33,700	1,036,000	1,044,000	54,600	1,470,000	1,480,000	81,300
678,000	684,000	34,000	1,044,000	1,052,000	55,100	1,480,000	1,490,000	82,000
684,000	690,000	34,400	1,052,000	1,060,000	55,600	1,490,000	1,500,000	82,600
690,000	696,000	34,700	1,060,000	1,068,000	56,100	1,500,000	1,510,000	83,200
696,000	702,000	35,000	1,068,000	1,076,000	56,500	1,510,000	1,520,000	83,800
702,000	708,000	35,300	1,076,000	1,084,000	57,000	1,520,000	1,530,000	84,500
708,000	714,000	35,600	1,084,000	1,092,000	57,500	1,530,000	1,540,000	85,100
714,000	720,000	35,900	1,092,000	1,100,000	58,000	1,540,000	1,550,000	85,700
720,000	726,000	36,300	1,100,000	1,108,000	58,500	1,550,000	1,560,000	86,300
726,000	732,000	36,600	1,108,000	1,116,000	58,900	1,560,000	1,570,000	87,000
732,000	738,000	36,900	1,116,000	1,124,000	59,400	1,570,000	1,580,000	87,600
738,000	744,000	37,200	1,124,000	1,132,000	59,900	1,580,000	1,590,000	88,200
744,000	750,000	37,500	1,132,000	1,140,000	60,400	1,590,000	1,600,000	88,800
750,000	756,000	37,800	1,140,000	1,148,000	60,900	1,600,000	1,610,000	89,500
756,000	762,000	38,100	1,148,000	1,156,000	61,300	1,610,000	1,620,000	90,200
762,000	768,000	38,500	1,156,000	1,164,000	61,800	1,620,000	1,630,000	90,900
768,000	774,000	38,800	1,164,000	1,172,000	62,300	1,630,000	1,640,000	91,600
774,000	780,000	39,100	1,172,000	1,180,000	62,800	1,640,000	1,650,000	92,300
780,000	788,000	39,400	1,180,000	1,188,000	63,300	1,650,000	1,660,000	93,000
788,000	796,000	39,800	1,188,000	1,196,000	63,700	1,660,000	1,670,000	93,700
796,000	804,000	40,200	1,196,000	1,204,000	64,200	1,670,000	1,680,000	94,400
804,000	812,000	40,700	1,204,000	1,212,000	64,700	1,680,000	1,690,000	95,100
812,000	820,000	41,200	1,212,000	1,220,000	65,200	1,690,000	1,700,000	95,800
820,000	828,000	41,700	1,220,000	1,228,000	65,700	1,700,000	1,710,000	96,500

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	97,200	2,210,000	2,220,000	133,200	2,710,000	2,720,000	172,500
1,720,000	1,730,000	97,900	2,220,000	2,230,000	133,900	2,720,000	2,730,000	173,400
1,730,000	1,740,000	98,600	2,230,000	2,240,000	134,600	2,730,000	2,740,000	174,200
1,740,000	1,750,000	99,300	2,240,000	2,250,000	135,400	2,740,000	2,750,000	175,000
1,750,000	1,760,000	100,000	2,250,000	2,260,000	136,100	2,750,000	2,760,000	175,800
1,760,000	1,770,000	100,700	2,260,000	2,270,000	136,800	2,760,000	2,770,000	176,700
1,770,000	1,780,000	101,400	2,270,000	2,280,000	137,500	2,770,000	2,780,000	177,500
1,780,000	1,790,000	102,100	2,280,000	2,290,000	138,300	2,780,000	2,790,000	178,300
1,790,000	1,800,000	102,800	2,290,000	2,300,000	139,000	2,790,000	2,800,000	179,100
1,800,000	1,810,000	103,500	2,300,000	2,310,000	139,700	2,800,000	2,810,000	180,000
1,810,000	1,820,000	104,200	2,310,000	2,320,000	140,400	2,810,000	2,820,000	180,800
1,820,000	1,830,000	104,900	2,320,000	2,330,000	141,200	2,820,000	2,830,000	181,600
1,830,000	1,840,000	105,600	2,330,000	2,340,000	141,900	2,830,000	2,840,000	182,400
1,840,000	1,850,000	106,400	2,340,000	2,350,000	142,600	2,840,000	2,850,000	183,300
1,850,000	1,860,000	107,100	2,350,000	2,360,000	143,300	2,850,000	2,860,000	184,100
1,860,000	1,870,000	107,800	2,360,000	2,370,000	144,100	2,860,000	2,870,000	184,900
1,870,000	1,880,000	108,500	2,370,000	2,380,000	144,800	2,870,000	2,880,000	185,700
1,880,000	1,890,000	109,300	2,380,000	2,390,000	145,500	2,880,000	2,890,000	186,600
1,890,000	1,900,000	110,000	2,390,000	2,400,000	146,200	2,890,000	2,900,000	187,400
1,900,000	1,910,000	110,700	2,400,000	2,410,000	147,000	2,900,000	2,910,000	188,200
1,910,000	1,920,000	111,400	2,410,000	2,420,000	147,800	2,910,000	2,920,000	189,000
1,920,000	1,930,000	112,200	2,420,000	2,430,000	148,600	2,920,000	2,930,000	189,900
1,930,000	1,940,000	112,900	2,430,000	2,440,000	149,400	2,930,000	2,940,000	190,700
1,940,000	1,950,000	113,600	2,440,000	2,450,000	150,300	2,940,000	2,950,000	191,500
1,950,000	1,960,000	114,300	2,450,000	2,460,000	151,100	2,950,000	2,960,000	192,300
1,960,000	1,970,000	115,100	2,460,000	2,470,000	151,900	2,960,000	2,970,000	193,200
1,970,000	1,980,000	115,800	2,470,000	2,480,000	152,700	2,970,000	2,980,000	194,000
1,980,000	1,990,000	116,500	2,480,000	2,490,000	153,600	2,980,000	2,990,000	194,800
1,990,000	2,000,000	117,200	2,490,000	2,500,000	154,400	2,990,000	3,000,000	195,600
2,000,000	2,010,000	118,000	2,500,000	2,510,000	155,200	3,000,000	3,010,000	196,500
2,010,000	2,020,000	118,700	2,510,000	2,520,000	156,000	3,010,000	3,020,000	197,300
2,020,000	2,030,000	119,400	2,520,000	2,530,000	156,900	3,020,000	3,030,000	198,200
2,030,000	2,040,000	120,100	2,530,000	2,540,000	157,700	3,030,000	3,040,000	199,000
2,040,000	2,050,000	120,900	2,540,000	2,550,000	158,500	3,040,000	3,050,000	199,900
2,050,000	2,060,000	121,600	2,550,000	2,560,000	159,300	3,050,000	3,060,000	200,800
2,060,000	2,070,000	122,300	2,560,000	2,570,000	160,200	3,060,000	3,070,000	201,600
2,070,000	2,080,000	123,000	2,570,000	2,580,000	161,000	3,070,000	3,080,000	202,500
2,080,000	2,090,000	123,800	2,580,000	2,590,000	161,800	3,080,000	3,090,000	203,300
2,090,000	2,100,000	124,500	2,590,000	2,600,000	162,600	3,090,000	3,100,000	204,200
2,100,000	2,110,000	125,200	2,600,000	2,610,000	163,500	3,100,000	3,110,000	205,100
2,110,000	2,120,000	125,900	2,610,000	2,620,000	164,300	3,110,000	3,120,000	205,900
2,120,000	2,130,000	126,700	2,620,000	2,630,000	165,100	3,120,000	3,130,000	206,800
2,130,000	2,140,000	127,400	2,630,000	2,640,000	165,900	3,130,000	3,140,000	207,600
2,140,000	2,150,000	128,100	2,640,000	2,650,000	166,800	3,140,000	3,150,000	208,500
2,150,000	2,160,000	128,800	2,650,000	2,660,000	167,600	3,150,000	3,160,000	209,400
2,160,000	2,170,000	129,600	2,660,000	2,670,000	168,400	3,160,000	3,170,000	210,200
2,170,000	2,180,000	130,300	2,670,000	2,680,000	169,200	3,170,000	3,180,000	211,100
2,180,000	2,190,000	131,000	2,680,000	2,690,000	170,100	3,180,000	3,190,000	211,900
2,190,000	2,200,000	131,700	2,690,000	2,700,000	170,900	3,190,000	3,200,000	212,800
2,200,000	2,210,000	132,500	2,700,000	2,710,000	171,700	3,200,000	3,210,000	213,700

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未 満				以	上	未 満				以	上	未 満			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,210,000	3,220,000		214,600			3,710,000	3,720,000		261,300			6,400,000	7,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.85%を乗じて算出した金額から317,100円を控除した金額		
3,220,000	3,230,000		215,500			3,720,000	3,730,000		262,300								
3,230,000	3,240,000		216,500			3,730,000	3,740,000		263,200								
3,240,000	3,250,000		217,400			3,740,000	3,750,000		264,100								
3,250,000	3,260,000		218,300			3,750,000	3,760,000		265,100								
3,260,000	3,270,000		219,300			3,760,000	3,770,000		266,000			7,000,000	7,600,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に14.35%を乗じて算出した金額から352,100円を控除した金額		
3,270,000	3,280,000		220,200			3,770,000	3,780,000		266,900								
3,280,000	3,290,000		221,100			3,780,000	3,790,000		267,900								
3,290,000	3,300,000		222,100			3,790,000	3,800,000		268,800								
3,300,000	3,310,000		223,000			3,800,000	3,810,000		269,800								
3,310,000	3,320,000		223,900			3,810,000	3,820,000		270,700			7,600,000	8,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15.5%を乗じて算出した金額から439,500円を控除した金額		
3,320,000	3,330,000		224,900			3,820,000	3,830,000		271,600								
3,330,000	3,340,000		225,800			3,830,000	3,840,000		272,600								
3,340,000	3,350,000		226,700			3,840,000	3,850,000		273,500								
3,350,000	3,360,000		227,700			3,850,000	3,860,000		274,400								
3,360,000	3,370,000		228,600			3,860,000	3,870,000		275,400			8,000,000	8,800,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16%を乗じて算出した金額から479,500円を控除した金額		
3,370,000	3,380,000		229,500			3,870,000	3,880,000		276,300								
3,380,000	3,390,000		230,500			3,880,000	3,890,000		277,200								
3,390,000	3,400,000		231,400			3,890,000	3,900,000		278,200								
3,400,000	3,410,000		232,400			3,900,000	3,910,000		279,100								
3,410,000	3,420,000		233,300			3,910,000	3,920,000		280,000			8,800,000	10,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から611,500円を控除した金額		
3,420,000	3,430,000		234,200			3,920,000	3,930,000		281,000								
3,430,000	3,440,000		235,200			3,930,000	3,940,000		281,900								
3,440,000	3,450,000		236,100			3,940,000	3,950,000		282,800								
3,450,000	3,460,000		237,000			3,950,000	3,960,000		283,800								
3,460,000	3,470,000		238,000			3,960,000	3,970,000		284,700			10,000,000	12,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.5%を乗じて算出した金額から811,500円を控除した金額		
3,470,000	3,480,000		238,900			3,970,000	3,980,000		285,600								
3,480,000	3,490,000		239,800			3,980,000	3,990,000		286,600								
3,490,000	3,500,000		240,800			3,990,000	4,000,000		287,500								
3,500,000	3,510,000		241,700														
3,510,000	3,520,000		242,600			4,000,000	5,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10.85%を乗じて算出した金額から145,500円を控除した金額			12,000,000	14,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から1,051,500円を控除した金額		
3,520,000	3,530,000		243,600														
3,530,000	3,540,000		244,500														
3,540,000	3,550,000		245,400														
3,550,000	3,560,000		246,400														
3,560,000	3,570,000		247,300			5,000,000	5,200,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.25%を乗じて算出した金額から165,500円を控除した金額			14,000,000	16,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から1,261,500円を控除した金額		
3,570,000	3,580,000		248,200														
3,580,000	3,590,000		249,200														
3,590,000	3,600,000		250,100														
3,600,000	3,610,000		251,100														
3,610,000	3,620,000		252,000			5,200,000	6,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.35%を乗じて算出した金額から222,700円を控除した金額			16,000,000	18,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23.5%を乗じて算出した金額から1,341,500円を控除した金額		
3,620,000	3,630,000		252,900														
3,630,000	3,640,000		253,900														
3,640,000	3,650,000		254,800														
3,650,000	3,660,000		255,700														
3,660,000	3,670,000		256,700			6,000,000	6,400,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.75%を乗じて算出した金額から246,700円を控除した金額			18,000,000	20,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,611,500円を控除した金額		
3,670,000	3,680,000		257,600														
3,680,000	3,690,000		258,500														
3,690,000	3,700,000		259,500														
3,700,000	3,710,000		260,400														

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
20,000,000円	24,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25.6%を乗じて算出した金額から1,187,500円を控除した金額	40,000,000円	80,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から3,187,500円を控除した金額	120,000,000円	160,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から8,187,500円を控除した金額
24,000,000円	40,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から2,187,500円を控除した金額	80,000,000円	120,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から5,187,500円を控除した金額	160,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から12,187,500円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

第五部 大蔵委員会會議録第三号

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2694.

紹介議員 高田 浩運君

（愛媛県）と坂神地区等高度に発達した地域と

の相互に発着する輸送施設の通過地となつており、県内を運行する自動車の半数以上が他府県の自動車であり、県内保有自動車相互の事故よりも、他府県の自動車によつて起こされる事故が多く、いわば事故被害県である。ロ、ハイ・タク関係の当県の保険金の支払い実績は、約三十一・三パーセント(平均)が被害者の立場となる第二原因によるものであり、その率も毎年上昇の傾向にある。(別紙「自動車損害賠償責任保険の原因別賠償実績調」添付)